

 **上士幌町**

# 一般廃棄物処理基本計画

(素案)

令和4年度

北海道上士幌町



# 目 次

プロフィール	1
<b>第Ⅰ編 総論</b>	<b>2</b>
<b>第1章 計画策定の基本的事項</b>	<b>2</b>
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画対象区域	5
第4節 計画の範囲	5
第5節 計画期間と目標年度	5
<b>第2章 上士幌町の概況</b>	<b>6</b>
第1節 自然的概況	6
第2節 社会的概況	8
<b>第Ⅱ編 ごみ処理基本計画</b>	<b>14</b>
<b>第1章 ごみ処理の現状と課題</b>	<b>14</b>
第1節 ごみ処理フロー	14
第2節 ごみ処理主体	16
第3節 ごみ処理の実績	17
第4節 ごみ処理行政の動向	32
第5節 ごみ処理技術の動向	38
第6節 ごみ処理の評価	42
第7節 ごみ処理の課題の抽出	46
<b>第2章 ごみ処理基本計画</b>	<b>48</b>
第1節 基本理念	48
第2節 基本方針	48
第3節 ごみの処理主体	51
第4節 ごみの排出量及び処理量の見込み	52
第5節 温室効果ガス削減目標	59

第6節	ごみの発生の抑制のための方策に関する事項	59
第7節	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	63
第8節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	64
第9節	計画目標年次におけるごみ処理フロー	71
第10節	ごみの処理施設の整備に関する事項	73
第11節	その他ごみ処理に関し必要な事項	77

---



---

## 第Ⅲ編 生活排水処理基本計画 80

### 第1章 生活排水処理の現状と課題 80

第1節	生活排水処理の沿革	80
第2節	生活排水処理フロー	80
第3節	生活排水処理体制	81
第4節	生活排水処理の実績	82
第5節	し尿・浄化槽汚泥等の処理実績	87
第6節	生活排水処理の課題の抽出	89

### 第2章 生活排水処理基本計画 91

第1節	基本理念	91
第2節	基本方針	91
第3節	生活排水の処理主体	93
第4節	生活排水処理の目標	93
第5節	目標達成のための基本施策等	93
第6節	生活排水を処理する区域及び人口等	94
第7節	し尿・浄化槽汚泥等の処理計画	98
第8節	計画目標年次における生活排水処理フロー	100

---



---

## ごみの減量・資源化に関するアンケート調査結果 101

1.	調査概要	101
2.	調査結果	102

# 上士幌町のプロフィール



町の花「すずらん」 町の木「しらかば」 町の鳥「かっこう」

上士幌町は、十勝総合振興局の北部に位置する人口 4,778 人（令和 2 年国勢調査）のまち、日本最大の国立公園である大雪山国立公園の東山麓に位置する豊かな自然と広大な大地に恵まれた地域であり、全国有数の畑作、酪農を基幹産業として発展した地域であります。

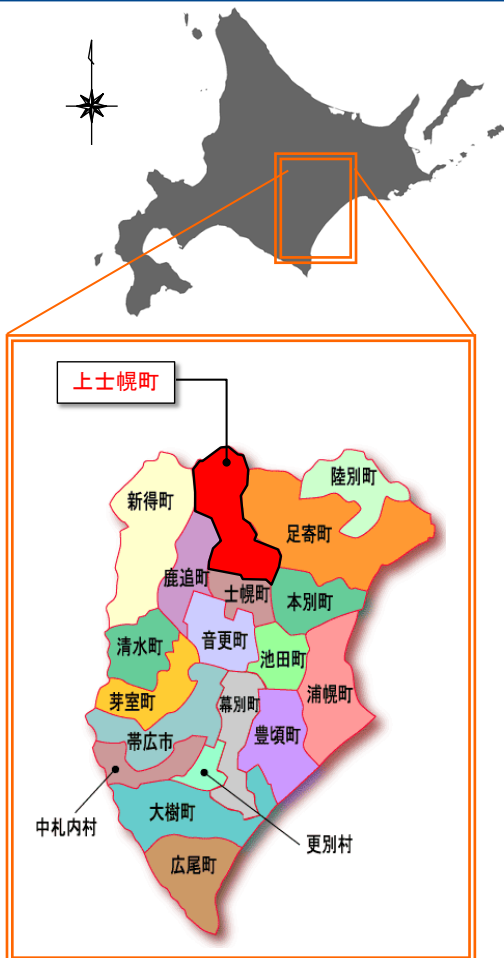
基幹産業として北海道を代表する寒冷地型作物のじゃがいも、てん菜、小麦や豆類の産地であるほか、全国有数の肉用牛飼育頭数を誇っています。

また、日本一広い公共育成牧場ナイト高原牧場や北海道遺産に選定された「旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群」、北海道バルーンフェスティバルの開催地として全国でも知られております。

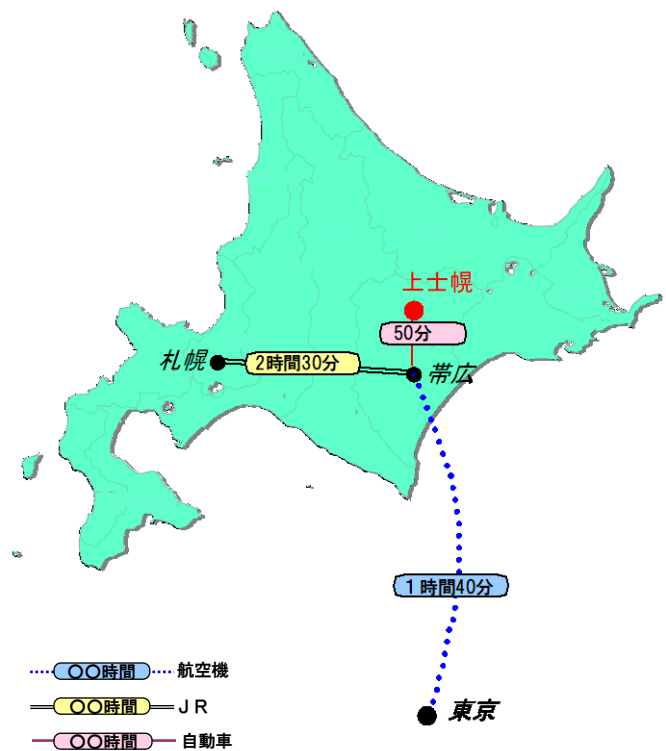
- 位置：北緯 43° 14′  
東経 143° 18′
- 面積：696.00 km<sup>2</sup>
- 世帯数：2,350 世帯（令和 2 年国勢調査）
- 人口：4,778 人（令和 2 年国勢調査）
- 役場所在地：河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 238



町章



【上士幌町の位置】



【上士幌町へのアクセス】

# 第 I 編 総 論

## 第 1 章 計画策定の基本的事項

### 第 1 節 計画策定の趣旨

上士幌町（以下「本町」という。）の廃棄物処理システムは、昭和 49 年 2 月ごみ処理の共同処理を目的として、上士幌町、士幌町の 2 町により設立された北十勝 2 町環境衛生処理組合（以下「北十勝組合」という。）において、ごみ処理事業の円滑な運営が行われております。

平成 10 年 9 月には、廃棄物の一体処理を目指し、焼却処理施設（施設規模 15 t/日）と最終処分場施設（埋立容量 54,000 m<sup>3</sup>から平成 26 年度の軽微変更により 58,670 m<sup>3</sup>に変更）を建設し、適正な処理処分を行っています。また新たな施設の供用開始に伴い、ごみ減量に係る啓蒙・啓発活動、分別収集品目の拡大等、廃棄物の減量化と資源化に取り組んできたところです。

北十勝組合による独自での処理を進める一方、十勝管内の効率的な廃棄物処理を目指し、昭和 59 年に当時 4 つの一部事務組合（し尿処理事務、ごみ処理事務、感染症隔離病舎事務（平成 11 年 4 月廃止）、下水道事務）を統合し、管内 19 市町村（令和 4 年 3 月現在 し尿処理参画 19 市町村、ごみ処理関連参画 15 市町村、下水道参画 4 市町）にて十勝環境複合事務組合（現十勝圏複合事務組合、以下「広域事務組合」という。）を設立、ごみ処理事業として焼却施設・破碎施設のくりりんセンター、最終処分場施設の建設及び運営を継続して行っています。

本町においても、し尿処理事務と感染症隔離病舎事務（現在廃止）に設立当初より参画してきましたが、北十勝組合設立後の昭和 50 年より、ごみ処理事業（焼却処理、埋立処分）を開始していたことや地理的特性、地元地域からの要望等によって、ごみ処理に係る広域処理への参画は困難であると判断し、北十勝組合での処理を継続して行ってきました。

しかし、北十勝組合の焼却施設は、供用開始から既に 24 年が経過して老朽化が進む中、施設を維持することに多額の費用がかかるほか、最終処分場の埋立限界も近づく中で、施設の基幹改良や新たな施設の更新等について検討を進めてきましたが、広域事務組合への参画が望ましいとの結論に至り、同組合が計画を進めている新中間処理施設の供用開始から広域処理へ参画することが決定しました。

このように本町における廃棄物処理システムが変化する中で、国や北海道においても各種関連計画の改訂や更新がなされている状況にあり、国においては、「循環型社会形成推進基本法」の施行に基づき策定された「循環型社会形成推進基本計画」が平成 30 年 6 月に第 4 次計画として改訂され、循環型社会の形成に関する施策が新たに定められたほか、北海道においても、令和 2 年 3 月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」が改訂され、この基本計画の個別計画として位置づけられている「北海道廃棄物処理計画」も第 5 次計画として策定されています。

平成 27 年 9 月には国連サミットにおいて、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和される総合的な取組として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、先進国を含むすべての国に適用される国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、日本においても平成 28 年 12 月に SDGs の実現に向け実施方針を決定しています。

また、令和 4 年 4 月に国が進める二酸化炭素排出削減を目指して進められている「脱炭素先行地域」に本町が選定され「未来へつなぐ持続可能なまちづくり ―ゼロカーボン上士幌の実現とスマートタウン構築を目指して―」をテーマに掲げ、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、経済・

社会・環境が調和した持続可能なまち「かみしほろ」の実現へ向け計画が進められています。

このように、様々な指針や目標、計画が定められる中、循環型社会を形成するためには、私たちの日常生活や事業活動を循環型のスタイルに転換するとともに、町民・事業者・行政の協働による“ごみを出さない環境づくり”を進めることが重要であると言えます。

本町の一般廃棄物ごみ処理基本計画は平成 24 年度に策定されていますが、現在に至るまで広域的な処理への取組み、循環型社会の形成へ向けた町民・事業者・行政の協働の取組み、ゼロカーボンをテーマにした持続可能なまちづくりの推進など、新たな施策や取組みの検討が進められている中、令和 4 年度に目標年度を迎える現計画を見直し、本町の持続可能な開発目標 S D G s における廃棄物を取り巻く循環型社会の構築へ向け、生活排水処理基本計画の見直しと合わせた「上士幌町一般廃棄物処理基本計画」を新たに策定するものです。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定されるもので、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める長期的な計画です。

策定に際しては、循環型社会形成に係る関係法律を遵守し、本町の長期総合計画「第6期上士幌町総合計画」と北海道策定の「北海道ごみ処理広域化計画」、「北海道廃棄物処理基本計画」を上位計画とし、これらの計画との整合性を図るものとし、また、本計画と広域事務組合が策定した計画との間にずれが生じないように相互調整を図ります。

なお、年度ごとの必要な事業について定める一般廃棄物処理実施計画及び廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画は、本計画に基づき策定されるものです。

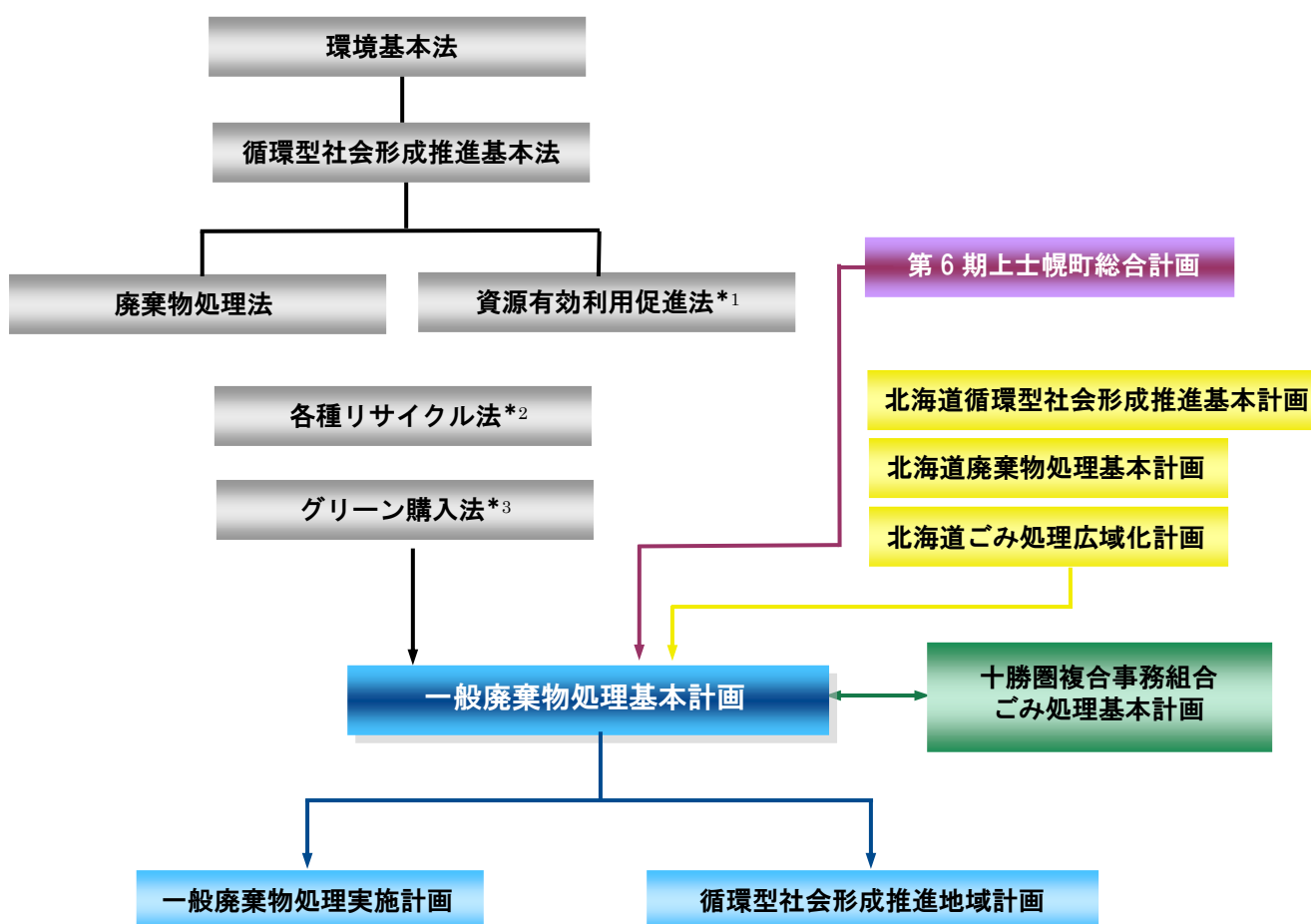


図 1. 1. 1 計画の位置づけ

### 用語の定義

\*1 資源有効利用促進法：資源の有効な利用の促進に関する法律

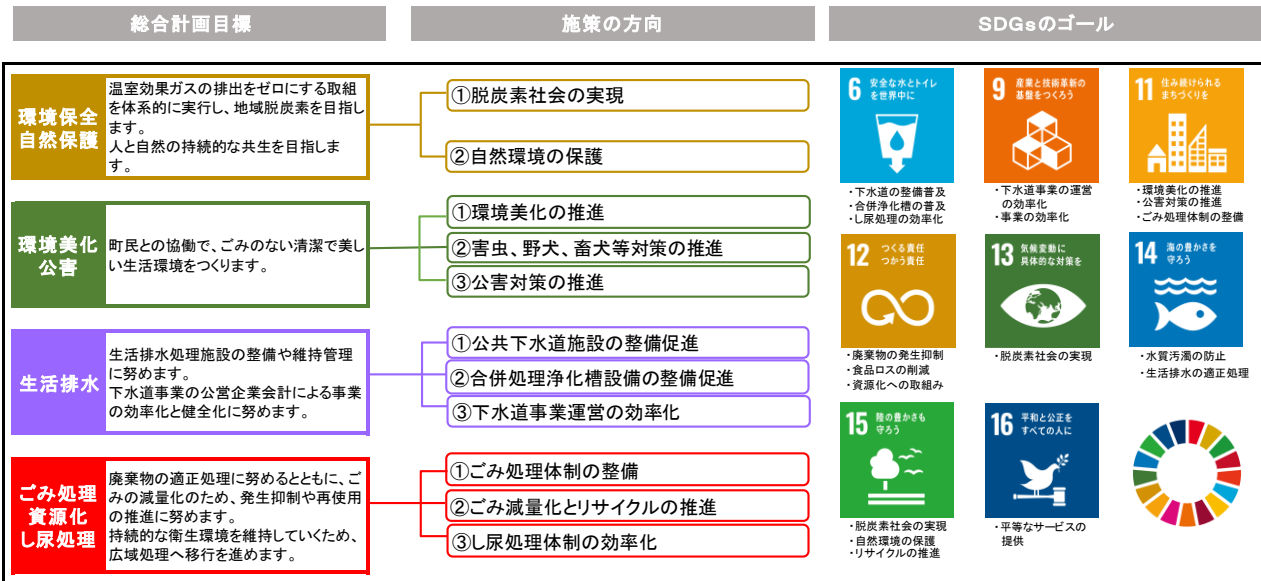
\*2 各種リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）  
 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）  
 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）  
 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）  
 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）  
 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）  
 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）

\*3 グリーン購入法：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律



## 【持続可能な開発目標(SDGs)】

国連で採択された持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴールのうち、一般廃棄物処理基本計画に関連する 8 つのゴールについて、施策と方向性を定め策定するものとします。



### 第3節 計画対象区域

本計画の対象区域は、町の全行政区域とします。

### 第4節 計画の範囲

本計画では、生活系及び事業系のごみ、生活排水（し尿、生活雑排水）、浄化槽汚泥について、収集・運搬から最終処分に至るまでの基本的方針と施策を策定するものとします。

### 第5節 計画期間と目標年度

本計画における計画期間は、令和5年度を初年度として計画目標年度を令和19年度とする15年間とし、中間目標年度を5年後の令和9年度及び令和14年度に設定します。

なお、廃棄物に関する社会情勢等の諸条件に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。



図1.1.2 計画期間と目標年度

## 第2章 上士幌町の概況

### 第1節 自然的概況

#### 1. 位置・地勢

北海道の十勝総合振興局の北部にあって、十勝圏の中心である帯広市から北方約40kmの距離にあり、国道241号線、273号線が町内を通り、東は足寄町と本別町、西は鹿追町と新得町、南は士幌町、北は上川総合振興局管内の上川町、オホーツク総合振興局管内の北見市・置戸町の8市町に隣接し、東西18.2km、南北48.0km、面積696.00km<sup>2</sup>の南北に長い広さを有しています。

本町の北部は大雪山国立公園の東山麓に位置し、町の面積のうち山林が約76%を占め、周囲は1,000m～2,000mの大雪山系の山々に囲まれています。南部は緩やかな丘陵地帯となっています。

また、本町のほぼ中央には、大雪山国立公園に指定されている山岳地帯を源とした音更川が流れています。

#### 2. 歴史

本町周辺地域への本格的入植の始まりは、明治31年3月ころで、岐阜県的美濃開墾合資会社の一行43戸が中士幌の現地へ入植し大地を開拓、うっそうと広がった原始林を切り開き、不撓の開墾を進めました。

明治40年には上士幌地区や士幌地区の入植開拓が行われ、次第に人々が活発に移住し、上士幌発展の基盤が築かれました。

大正15年に士幌線鉄道が帯広駅から上士幌駅まで開通し、入植者は飛躍的に増加しました。大正10年に音更村から分村し、川上村（現士幌町）が誕生、大正15年に士幌村と改称し、その後昭和6年には士幌村からの分村で上士幌村が誕生しました。

昭和21年から電源開発の調査が進められ、昭和28年からは当時全道一と言われた糠平発電所の建設が着工されたことや台風による風倒木処理により、作業に係る人口が急増し昭和29年には町制の施行によって上士幌町となり、昭和30年の国勢調査では人口13,608人、世帯数2,079世帯まで発展してきました。しかし発電所の完成後は、旧国鉄士幌線の廃止や木材の需要の変化、離農や若者労働力の流出などにより人口は減少し平成27年の国勢調査では人口4,765人、世帯数2,177世帯となりました。

近年は、農業を基軸として農村工業の導入や酪農・畜産基地としての定着などにより、全国有数の農業のまちとして発展してきたほか、継続的に取り組んできた地方創生の取り組みが実を結び、令和2年の国勢調査では、人口4,778人、世帯数2,350世帯となり人口減少に歯止めがかかってきています。

こうした取り組みが評価され、令和2年には第4回ジャパンSDGsアワード「内閣官房長官賞」、第8回プラチナ大賞「優秀賞、統合的地域づくり賞」を受賞するとともに、令和3年には内閣府の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されるなど全国的にも本町のまちづくりに注目が集まってきています。

### 3. 気象

本町の気象は、内陸性気候で、7月下旬から8月中旬の盛夏期には30℃を越える真夏日が数日間ありますが、1月から2月の厳冬期はマイナス20℃を下回り、年間の寒暖差が激しい地域と言えます。

また、一般的に「十勝晴れ」といわれるように晴天率が高く、日照時間は全国有数であり、年間降水量は比較的少ない地域であります。

積雪量は比較的少ないですが、季節風が吹き荒れる日が多く、また土壌凍結が深部に達するため春耕期が遅くなる地域でもあります。

風向は南西方向が比較的多く、年間降水量は900～1000mmであります。

近年は、地球温暖化の影響によりゲリラ豪雨などの気象変動もみられ、特に平成28年8月には、1週間に3つの台風が上陸するなど過去に前例の無い甚大な被害に見舞われる災害も発生しています。ここで、直近の令和3年度の月別平均降水量及び平均気温を表1.2.1に、過去30年平均の平均降水量及び平均気温を図1.2.1に示します。

表1.2.1 気象概況（令和3年）

（上士幌観測所）

月	降水量(mm)			気温(℃)					風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	一時間最大	平均			最高	最低	平均風速	最大		
				日平均	日最高	日最低				風速	風向	
1	26.0	9.0	2.5	-8.4	-3.6	-14.7	3.0	-20.9	2.8	11.7	西	128.7
2	42.5	21.0	9.0	-6.5	-1.3	-12.8	5.2	-20.2	3.5	16.4	西南西	150.3
3	46.0	21.5	4.0	0.7	6.3	-5.5	15.8	-18.0	3.1	10.9	南西	198.5
4	131.0	52.5	7.0	4.9	11.9	-2.3	21.7	-9.3	3.3	13.9	北	206.3
5	76.0	20.5	4.0	10.3	16.4	4.6	25.0	-2.5	2.5	10.6	西南西	132.4
6	59.5	25.0	9.0	16.0	23.6	9.1	31.0	0.0	2.4	10.2	南南東	220.6
7	33.5	13.0	3.5	19.8	25.8	15.2	35.9	11.0	1.8	7.3	南西	145.7
8	167.0	85.0	12.0	18.4	23.7	14.0	34.1	5.9	2.2	8.6	西南西	115.0
9	130.5	47.0	8.5	14.3	20.1	8.3	26.7	2.0	1.9	6.8	北	133.5
10	120.5	22.5	7.0	8.8	14.6	2.7	24.2	-4.1	2.4	10.6	西南西	170.6
11	182.5	57.5	15.5	3.9	8.3	-0.6	14.7	-6.9	2.9	10.5	西南西	110.0
12	27.5	24.5	7.0	-3.7	1.0	-8.8	11.6	-17.8	3.1	12.6	南西	169.0

出典:「気象庁 気象統計情報」

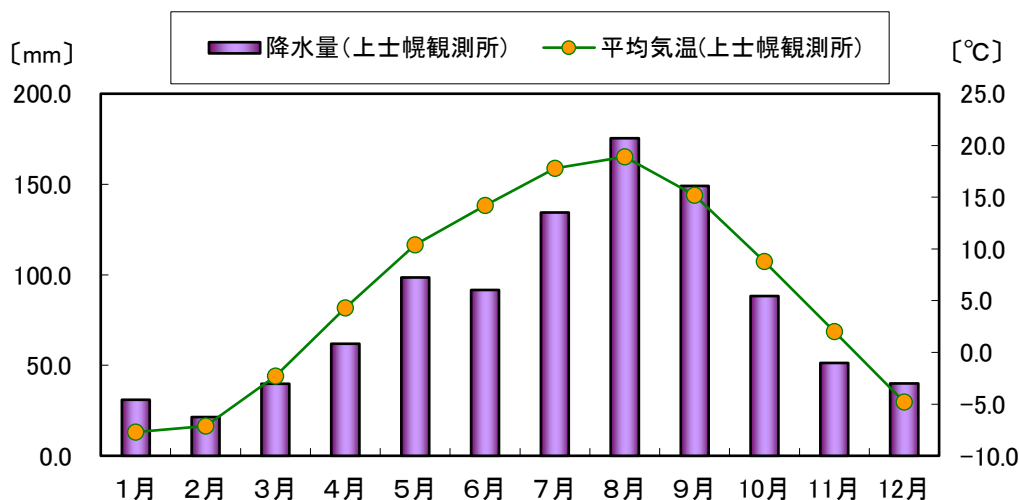


図1.2.1 平均気温・降水量（1991年～2020年平均）

## 第2節 社会的概況

### 1. 人口

令和2年の国勢調査によると町の人口は4,778人で、十勝総合振興局全体（332,648人）の1.45%を占めています。

人口密度は、6.3人/㎢で、十勝総合振興局平均30.4人/㎢、北海道平均の61.7人/㎢より低い状況にあります。

総人口は、昭和30年の13,608人をピークに、その後一貫して減少し続け、平成27年には人口4,765人まで減少しましたが、令和2年には4,778人とわずかながら人口増加となっています。

世帯数についても、昭和55年の2,401世帯をピークに減少傾向で推移し、平成27年には2,177世帯まで減少していましたが、近年の地方創生の取組みにより移住する方も増え令和2年には2,350世帯まで増加しています。

なお、一世帯あたり人口は、若年者の都市部への流出により減少し続けており、核家族化の進行や単独世帯の増加につながっています。

年齢（3区分）別人口構成では、老年人口の増加と年少人口の減少が顕著に進行しており、本町においても少子・高齢化が進んでいる状況にあります。

表1. 2. 2 人口・世帯数の推移（国勢調査）

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
上士幌町	総人口〔人〕	5,634	5,229	5,080	4,765	4,778
	世帯数〔世帯〕	2,233	2,215	2,225	2,177	2,350
	1世帯あたり的人员〔人/世帯〕	2.52	2.36	2.28	2.19	2.03

出典：「北海道地方行政局統計課 国勢調査」

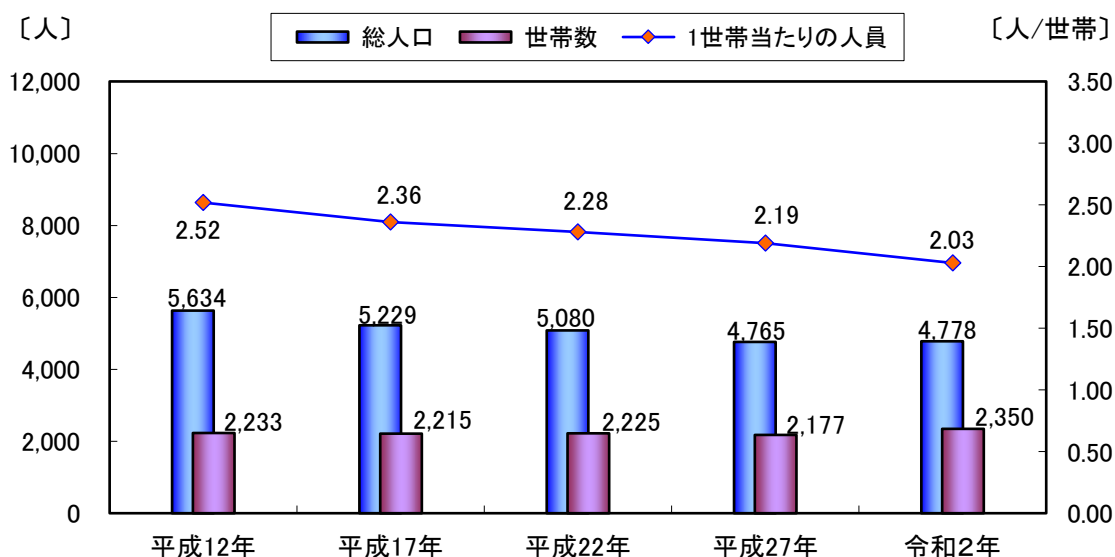


図1. 2. 2 人口・世帯数の推移（国勢調査）

表1. 2. 3 年齢（3区分）別人口の構成割合（国勢調査）

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
上士幌町	年少人口(0～14歳)〔%〕	13.3	11.7	12.0	11.4	11.5
	生産年齢人口(15～64歳)〔%〕	62.5	58.2	55.8	53.4	53.1
	老年人口(65歳以上)〔%〕	24.2	30.1	32.1	35.2	35.4

出典：「北海道地方行政局統計課 国勢調査」

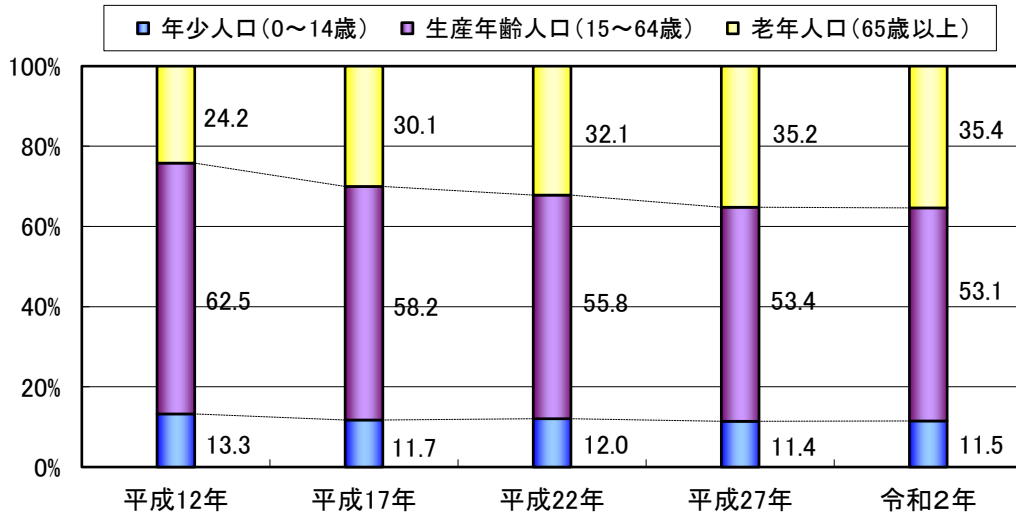


図1. 2. 3 年齢（3区分）別人口の構成比率の推移（国勢調査）

## 2. 産業

令和2年国勢調査によると、就業人口は2,540人であり、第一次産業が33.78%、第二次産業が11.46%、第三次産業が52.24%、分類不能2.52%となっています。

本町の基幹産業である農業は、農業作付面積8,416ha（令和3年度）のうちデントコーン面積が2,402haと全体の約29%、牧草面積が3,176haと全体の約38%を占め、道内有数の酪農地域であります。

第二次産業は、建設業が6.69%と最も多く、第三次産業は、卸売・小売業が最も多く8.86%、次いで医療・福祉業が7.95%、公務他6.69%となっています。

表1. 2. 4 産業別就業者数（令和2年国勢調査）

分類	合計	構成比[%]
第一次産業	858	33.78
農業	807	31.77
林業	51	2.01
漁業	-	-
第二次産業	291	11.46
鉱業	7	0.28
建設業	170	6.69
製造業	114	4.49
第三次産業	1,327	52.24
電気・ガス・熱供給・水道業	33	1.30
情報通信業	6	0.24
運輸業・通信業	78	3.07
卸売、小売業	225	8.86
金融、保険業	15	0.59
不動産業	3	0.12
学術研究、専門・技術サービス業	53	2.09
飲食店、宿泊業	146	5.75
生活関連サービス業、娯楽業	47	1.85
教育、学習支援業	103	4.05
医療、福祉業	202	7.95
複合サービス事業	92	3.62
サービス業に分類されないもの	154	6.06
公務他	170	6.69
分類不能	64	2.52
合計	2,540	100.00

出典：「北海道地方行政局統計課 国勢調査」

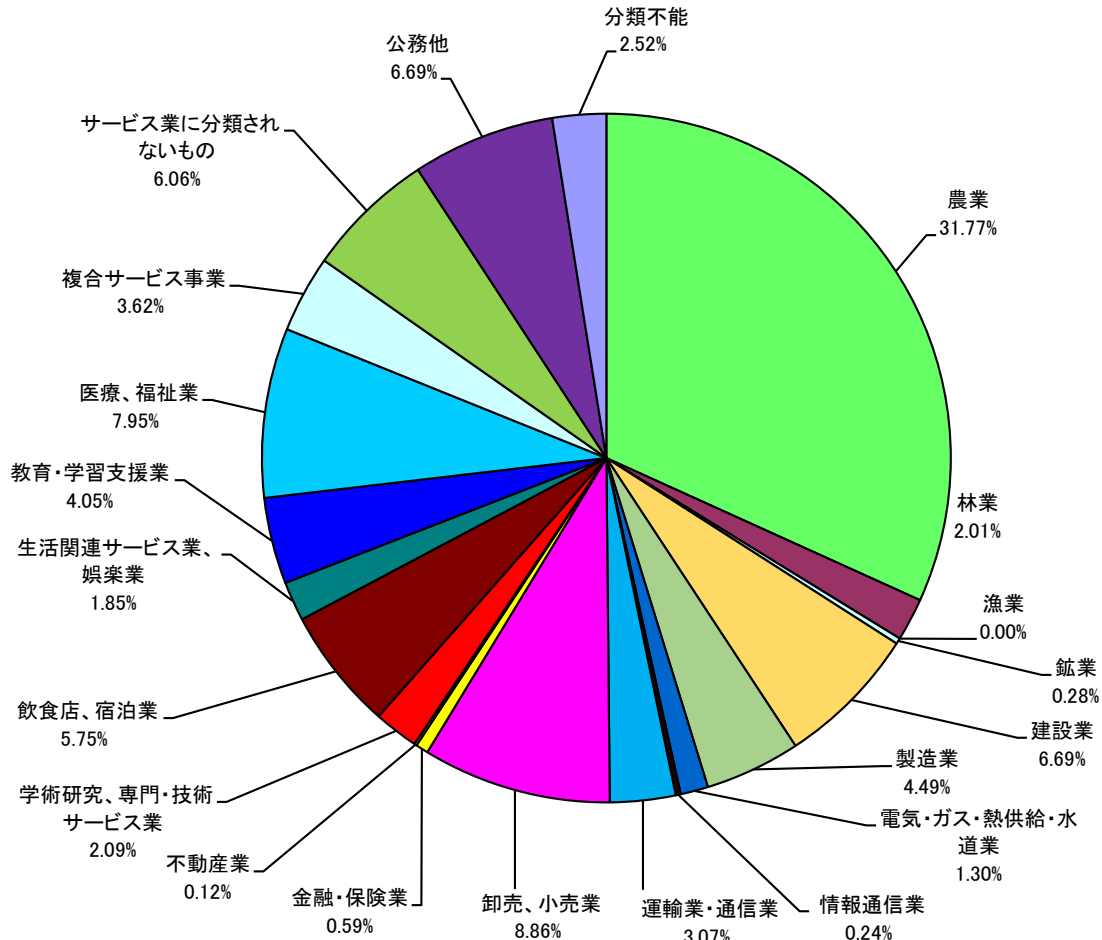


図1. 2. 4 就業者数の産業別比率 (令和2年国勢調査)

就業者数の年別推移をみると、第一次産業については平成12年に921人であった就業者人口が、令和2年には858人まで減少し、担い手の高齢化・後継者不足による減少が顕著に見られます。

同様に、第二次産業も減少傾向が進み、減少率が第一次産業よりも大きいものとなっていますが、第二次産業から第三次産業への業務転換を図るなど、経営スタイルの変化も影響しているものと考えられます。

第三次産業については、平成12年から平成27年にかけて減少傾向にありましたが、令和2年には若干の増加に転じています。

表1. 2. 5 産業分類別就業者数の推移 (国勢調査)

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
上士幌町	第一次産業	就業人員[人]	921	908	885	827	858
		構成比[%]	30.4	32.7	34.1	33.4	33.8
	第二次産業	就業人員[人]	557	450	328	321	291
		構成比[%]	18.4	16.2	12.6	13.0	11.5
	第三次産業	就業人員[人]	1,552	1,416	1,362	1,308	1,327
		構成比[%]	51.2	50.9	52.5	52.8	52.2
	分類不能	就業人員[人]	1	6	21	22	64
		構成比[%]	0.0	0.2	0.8	0.8	2.5
	計	就業人員[人]	3,031	2,780	2,596	2,478	2,540
		構成比[%]	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典:「北海道地方行政局統計課 国勢調査」

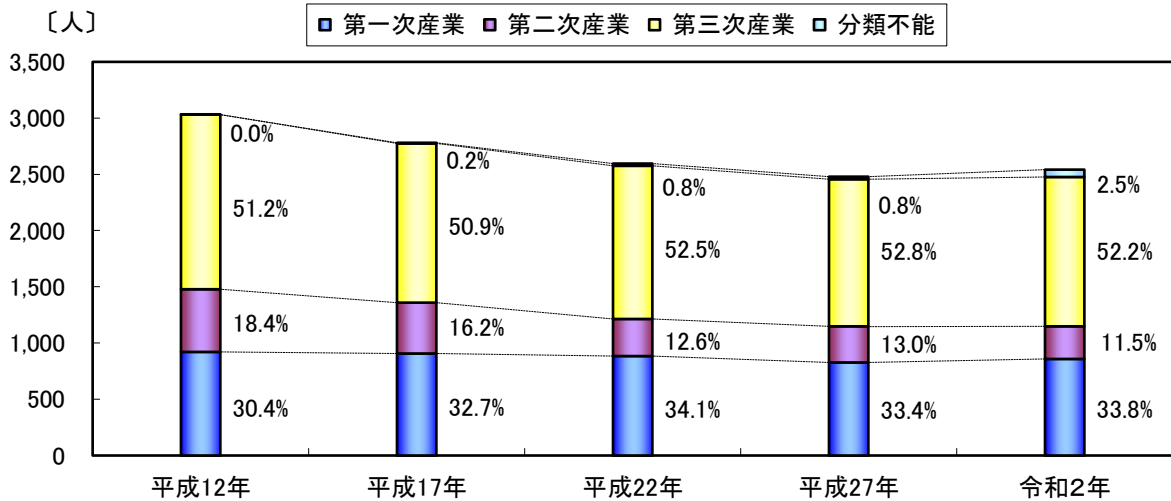


図1. 2. 5 就業者数の産業分類別比率の推移 (国勢調査)

### 3. 土地利用

本町の土地利用状況は、山林が最も多く全体の76.49%を占めており、山林以外では基幹産業である第一次産業に関連する畑14.29%が最も多く、ついで原野の3.00%となっています。

表1. 2. 6 地目別面積

区 分	総面積 (R4現在)	地目別面積								
		畑	田	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
上士幌町	面積(km <sup>2</sup> )	99.44	-	5.20	-	532.38	16.46	20.93	3.47	18.12
	構成比(%)	14.29	-	0.75	-	76.49	2.37	3.00	0.50	2.60

資料: 町の統計データより

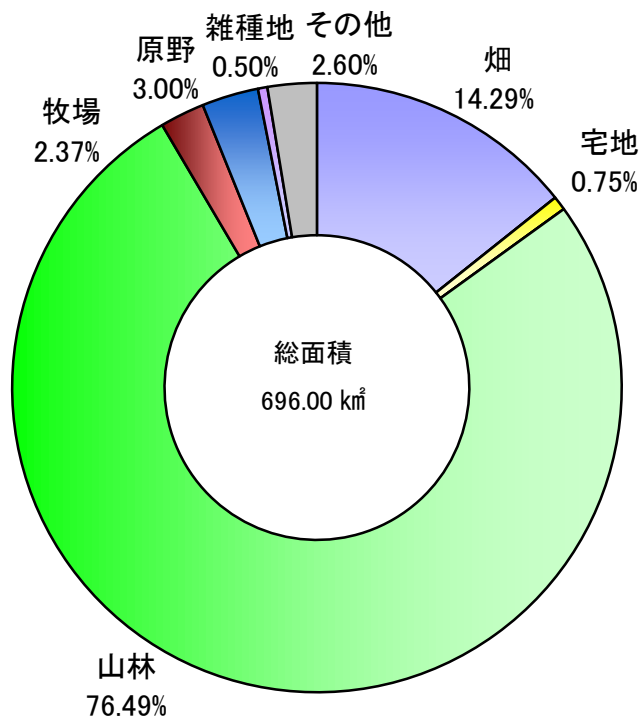


図1. 2. 6 地目別面積構成比率 (R4現在)



#### 4. 観光

本町には、大雪山国立公園や糠平湖、旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群、東京ドーム 358 個分の広さを誇るナイト高原牧場など観光スポットがあるほか、昭和 49 年より熱気球イベント「北海道バルーンフェスティバル」を毎年開催する中、多くの観光客が訪れています。

観光入込客数は、近年は増加傾向にあります。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国、全道的にも観光入込客数が大きく減少しましたが、本町では令和元年度にナイトテラス、令和 2 年度に道の駅かみしほろを開設したことにより、大幅な増加となっています。

表 1. 2. 7 観光入込客数の推移

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
上士幌町	観光入込客数(人)	439,000	439,400	496,200	655,000	611,700
	前年比(%)	122.3%	100.1%	112.9%	132.0%	93.4%

出典:「北海道観光入込客数調査報告書」

平成 29 年度の前年比は、平成 28 年度の入込客数に対する前年比。

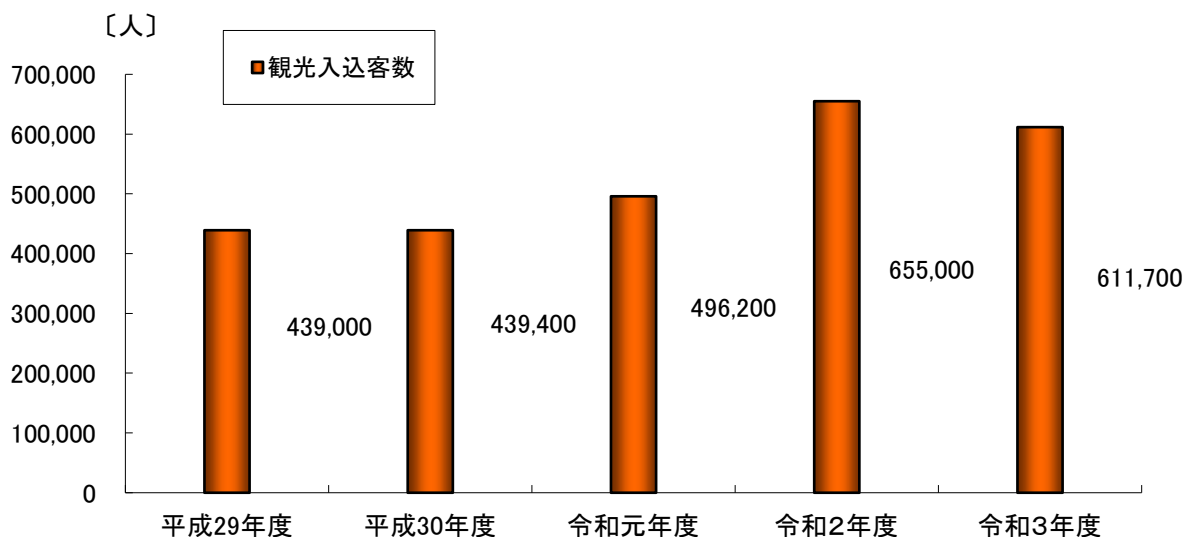


図 1. 2. 7 観光入込客数の推移

# 第Ⅱ編 ごみ処理基本計画

## 第1章 ごみ処理の現状と課題

### 第1節 ごみ処理フロー

令和3年度現在、本町のごみ処理フローは、図2.1.1のようになっております。

現在、北十勝組合でごみ処理の管理・運営を行っているほか、大山古物商店及び士幌町の中士幌リサイクルセンターへ資源ごみを搬入し、適正処理を行っています。

(単位：t/年)

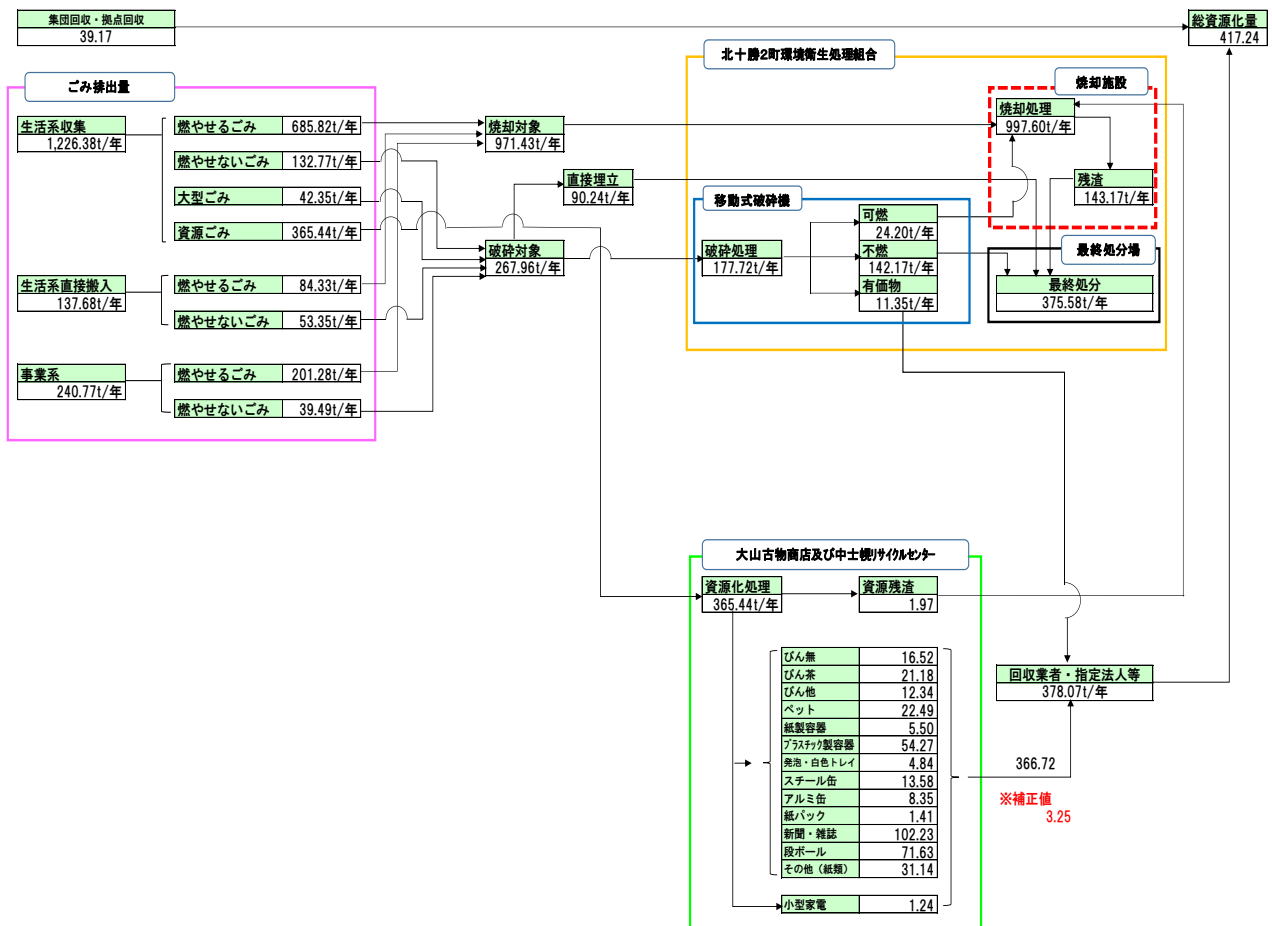


図2.1.1 ごみ処理フロー（令和3年度）

現在のごみの分別区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの4区分となっています。

燃やせるごみと可燃性大型ごみ（布団・毛布等）は、北十勝組合の焼却施設で処理し、燃やせないごみと不燃性大型ごみは、同組合の最終処分場内において移動式破砕機により破砕処理を行い、破砕残渣と金属類に選別し、金属類は資源回収を行っています。

資源ごみは、委託先の大山古物商店にて缶類（スチール、アルミ）、ビン類（茶色、無色、その他）、ペットボトル、発泡スチロールトレイ、紙製容器包装、古紙類（新聞、雑誌）、ダンボール等について資源回収を行っており、プラスチック製容器包装ごみは士幌町の中士幌リサイクルセンターにて資源回収を行っています。

焼却残渣と破砕不燃物及び破砕処理困難物は、北十勝組合の最終処分場で埋立処分を行っています。

使用済小型家電（以下「小型家電」という。）は、役場庁舎内にて無料で引き取りし、再生処理業者へ引渡しています。

## 第2節 ごみの処理主体

ごみの処理主体は、表2.1.1のとおりです。

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、大型ごみの収集・運搬は、町が事業主体であり、燃やせるごみと燃やせないごみ及び大型ごみの中間処理及び最終処分については、北十勝組合が事業主体となり処理を行っていますが、資源ごみは、大山古物商店及び中士幌リサイクルセンターへ搬入し、適正処理を行っています。

また、本町の廃棄物処理に係る運営管理体制は、表2.1.2のとおりです。

表2.1.1 ごみの処理主体

ごみの分類	排出抑制	ごみの分別	収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ	排出者	排出者	町(委託)又は排出者	北十勝組合	北十勝組合
燃やせないごみ					
大型ごみ					
資源ごみ				【選別保管】 民間業者  【再生処理】 指定法人 再商品化業者等	-
缶類					
ビン類					
ペットボトル					
発泡スチロールトレイ					
プラスチック製容器包装					
紙製容器包装					
古紙類(新聞・雑誌類)					
ダンボール類					
金属類					
その他(紙類)					
小型家電リサイクル品	【保管】 町 【再生処理】 再生処理業者				
電池・蛍光管等					

表2.1.2 廃棄物処理の運営管理体制

区分	処理事業従事職員数〔人〕						委託・許可業者件数〔件〕					
	一般職		技能職				委託業			許可業		
	事務系	技術系	収集運搬	中間処理	最終処分	その他	収集運搬	中間処理	最終処分	収集運搬	中間処理	最終処分
上士幌町	2	0	0	0	0	0	2	0	0	33	4	0

### 第3節 ごみ処理の実績

#### 1. ごみ排出量の実績

##### (1) ごみ総排出量の実績

過去5年間のごみ総排出量（生活系ごみ、事業系ごみ、資源ごみ、資源集団回収量の合計）の推移をみると、若干の増減はあるものの、概ね1,600 t /年前後の排出量で推移していることがわかります。

表2. 1. 3 ごみ総排出量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口	4,959	5,017	4,957	4,986	4,954
ごみ総排出量[t/年]	1,632.52	1,615.82	1,685.83	1,745.96	1,644.00
ごみ排出量[t/年]	1,572.72	1,551.15	1,633.69	1,703.14	1,604.83
資源集団回収量[t/年]	59.80	64.67	52.14	42.82	39.17
1人1日当たりの総排出量[g/人・日]	902	882	932	957	909
全道1人1日当たりの総排出量[g/人・日]	961	969	960	949	—
全国1人1日当たりの総排出量[g/人・日]	920	918	918	901	—

※1 全道、全国の排出量は、「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

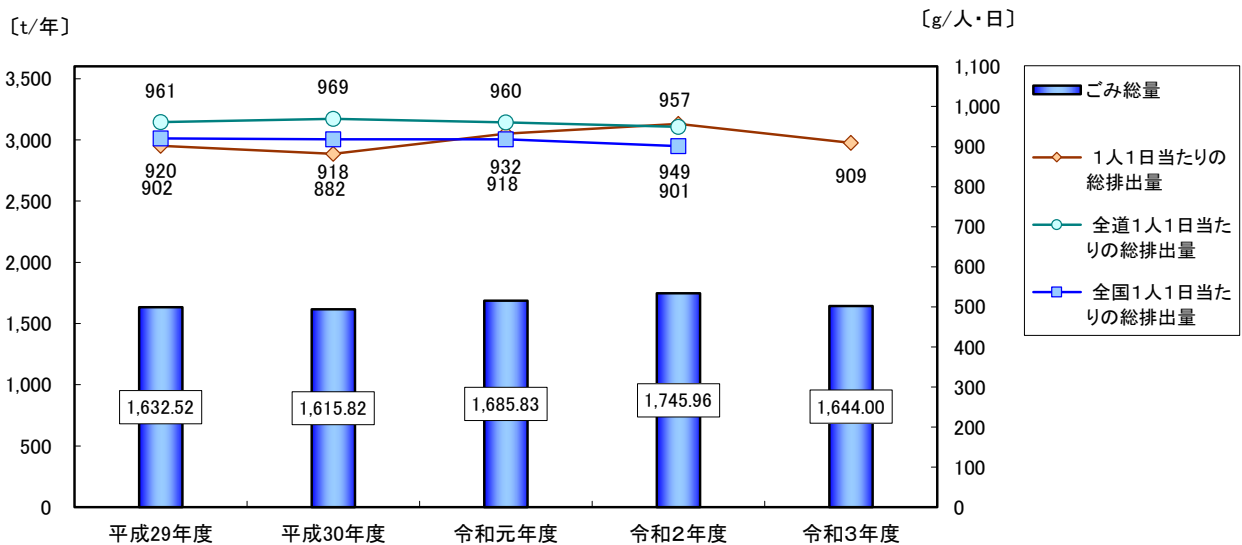


図2. 1. 2 ごみ総排出量の実績

#### 用語の定義

- ① 生活系ごみ：一般家庭から排出されるごみ(生活系の収集ごみ+生活系の直接搬入ごみ)
- ② 資源ごみ：一般家庭、事業所から排出される資源物
- ③ 事業系ごみ：事業所から排出されるごみ(事業系の収集ごみ+事業系の直接搬入ごみ)
- ④ 1人1日当たりのごみ総排出量(総排出量原単位)：(収集ごみ量+直接搬入ごみ量+資源集団回収量)÷計画収集人口÷365日(366日)
- ⑤ 1人1日当たりの生活系ごみ排出量(生活系ごみ原単位)：生活系ごみ量÷計画収集人口÷365日(366日)
- ⑥ 1人1日当たりの資源ごみ排出量(資源ごみ原単位)：(資源ごみ量+資源集団回収量)÷計画収集人口÷365日(366日)

1人1日当たりの総排出量は、882g/人・日から957g/人・日の間で推移しています。

特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策による巣ごもり生活を余儀なくされた事により自宅の不用品を整理する「断捨離」を行う方が増えた影響で、最も多い排出量となりました。

## (2) 生活系ごみ排出量の区分

生活系ごみは、収集ごみと直接搬入ごみに分けられます。

過去5年間の収集ごみ排出量における推移をみると、平成29年度から令和2年度まで増加傾向で推移していましたが、令和3年度は減少に転じています。

収集ごみにおける1人1日当たりの排出量は、全道平均、全国平均の生活系ごみ量と比べて多く、令和6年度における道の目標値550g/人・日に対しての目標達成は、難しい状況にあります。

表 2. 1. 4 生活系ごみの実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
生活系ごみ合計[t/年]	1,389.23	1,364.99	1,414.30	1,460.84	1,364.06
収集ごみ[t/年]	1,230.63	1,231.33	1,241.23	1,273.08	1,226.38
直接搬入ごみ[t/年]	158.60	133.66	173.07	187.76	137.68
1人1日当たりの生活系ごみ排出量[g/人・日]	768	745	782	801	754
収集ごみ1人1日当たりの排出量[g/人・日]	680	672	686	698	678
直接搬入ごみ1人1日当たりの排出量[g/人・日]	88	73	96	103	76
全道1人1日当たりの生活系ごみ排出量[g/人・日]	598	603	602	617	—
全国1人1日当たりの生活系ごみ排出量[g/人・日]	594	594	599	613	—

※1 全道、全国の排出量は、「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

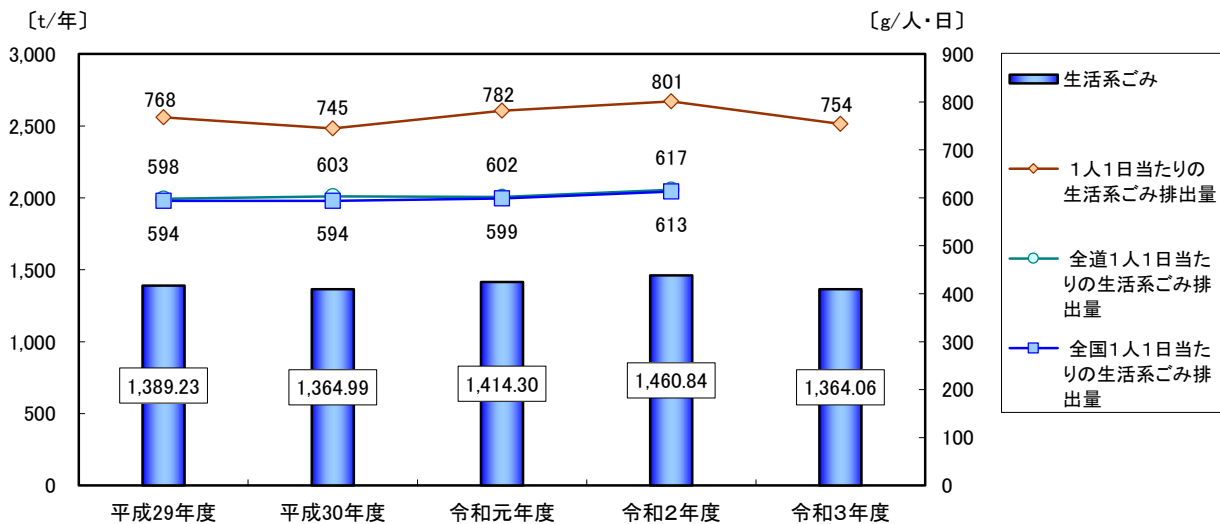


図 2. 1. 3 生活系ごみ排出量の実績

### (3) 事業系ごみ排出量の区分

過去5年間の事業系ごみ排出量の経年変化をみると、増加傾向で推移していることがわかります。排出量は183 t/年から242 t/年の間で推移しており、生活系ごみ同様に令和2年度が最も多い排出量となっています。

また、ごみ総排出量に対し約11%から15%を占めています。

表2. 1. 5 事業系ごみ排出区分毎の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業系ごみ[t/年]	183.49	186.16	219.39	242.30	240.77

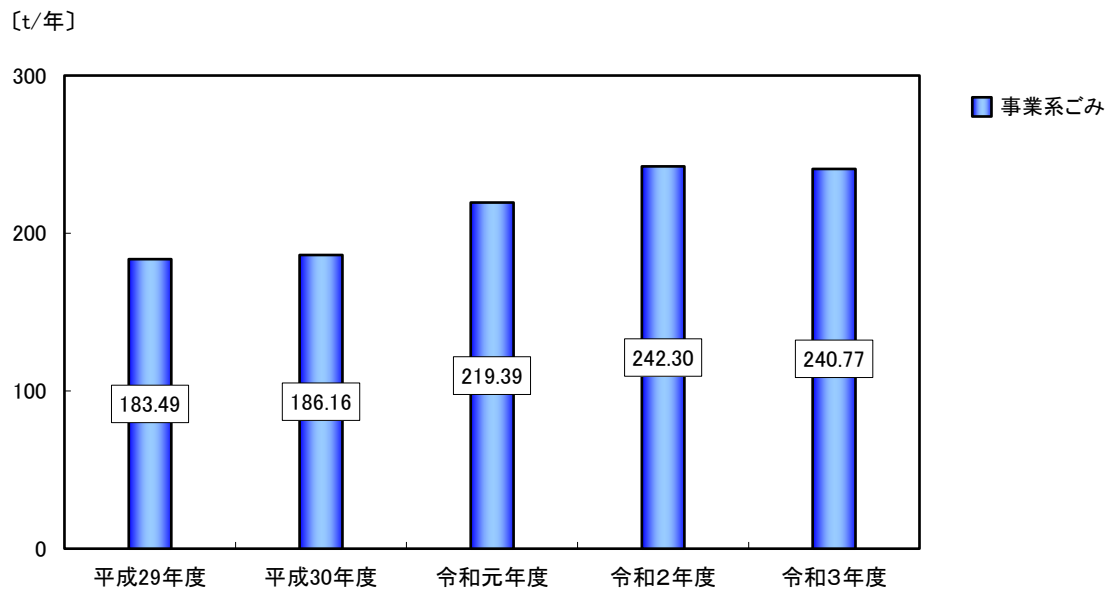


図2. 1. 4 事業系ごみ排出量の実績

(4) ごみ種類毎排出量

過去5年間のごみの種類毎排出量の実績を以下に示します。

表2. 1. 6 ごみ種類毎排出量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全体ごみ 合計[t/年]	1,572.72	1,551.15	1,633.69	1,703.14	1,604.83
燃やせるごみ	915.05	885.97	972.57	996.09	971.43
燃やせないごみ	234.95	241.01	241.40	287.65	225.61
大型ごみ	31.31	33.46	32.82	43.27	42.35
資源ごみ	391.41	390.71	386.90	376.13	365.44
生活系ごみ [t/年]	1,389.23	1,364.99	1,414.30	1,460.84	1,364.06
燃やせるごみ	770.25	747.23	789.74	801.65	770.15
燃やせないごみ	196.26	193.59	204.84	239.79	186.12
大型ごみ	31.31	33.46	32.82	43.27	42.35
資源ごみ	391.41	390.71	386.90	376.13	365.44
収集ごみ [t/年]	1,230.63	1,231.33	1,241.23	1,273.08	1,226.38
燃やせるごみ	663.96	668.30	680.70	697.11	685.82
燃やせないごみ	143.95	138.86	140.81	156.57	132.77
大型ごみ	31.31	33.46	32.82	43.27	42.35
資源ごみ	391.41	390.71	386.90	376.13	365.44
直接搬入ごみ [t/年]	158.60	133.66	173.07	187.76	137.68
燃やせるごみ	106.29	78.93	109.04	104.54	84.33
燃やせないごみ	52.31	54.73	64.03	83.22	53.35
事業系ごみ [t/年]	183.49	186.16	219.39	242.30	240.77
燃やせるごみ	144.80	138.74	182.83	194.44	201.28
燃やせないごみ	38.69	47.42	36.56	47.86	39.49

[t/年]

2,000

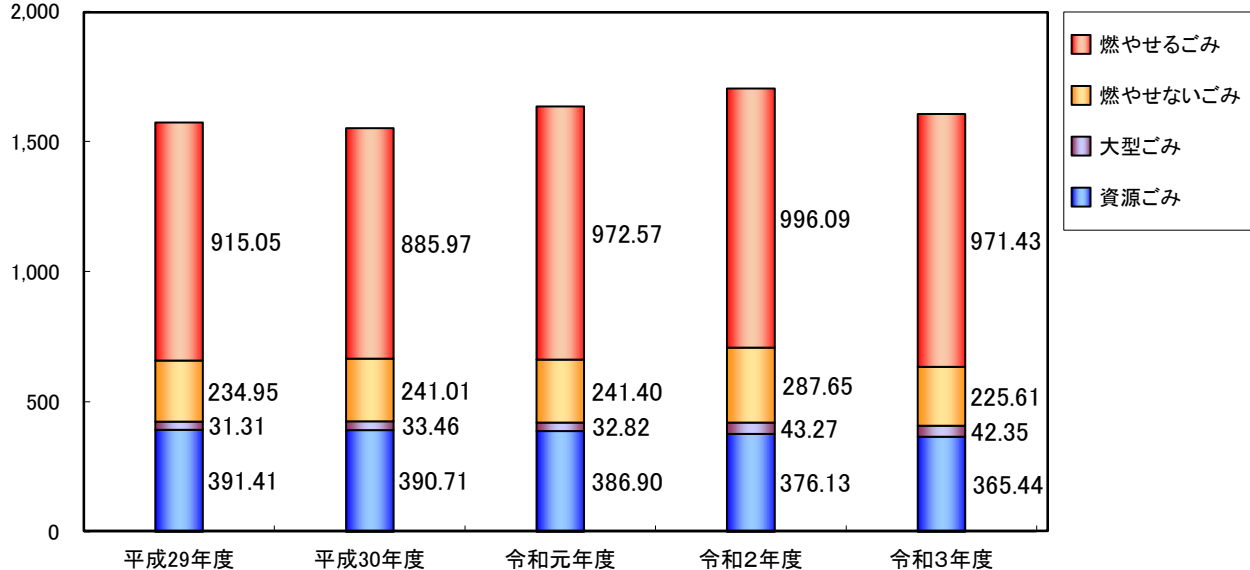


図2. 1. 5 ごみ種類毎排出量の実績



### 3. 減量化・再生利用の実績

#### (1) 資源化量

資源化の取組みとしては、町内会や各種団体による資源集団回収の取組みと資源ごみの分別収集の他、破碎金属類の回収、小型家電の回収を実施しています。

資源ごみに関しては、大山古物商店にて缶類（スチール、アルミ）、ビン類（茶色、無色、その他）、ペットボトル、発泡スチロールトレイ、紙製容器包装、古紙類（新聞、雑誌）、ダンボールを搬入し、プラスチック製容器包装ごみは土幌町の中土幌リサイクルセンターに搬入して適正処理を行っています。

小型家電リサイクル品に関しては、役場庁舎内で回収し、再生業者へ引渡している他、令和3年12月に小型家電リサイクル事業を展開するリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、パソコンを中心とした小型家電の宅配便回収サービスを実施しています。

破碎後の有価物に関しても金属類と合わせ資源回収業者へ引き渡し、リサイクルを推進しています。

過去5年間の集団資源回収量の実績を表2.1.7に、資源化量の実績を表2.1.8及び図2.1.6に示します。

表2.1.7 集団資源回収量の実績

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
集団資源回収ごみ[t/年]	びん類	2.77	2.35	0.84	1.08	1.29
	缶類	3.86	4.15	2.81	2.66	2.73
	新聞紙	23.61	20.77	19.69	14.62	13.58
	雑誌類	10.36	16.57	12.32	9.32	7.75
	段ボール類	12.69	13.51	15.30	11.99	11.46
	紙製容器等資源物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	金属類	6.29	7.07	1.05	3.13	2.34
	その他〔紙パック〕	0.22	0.25	0.13	0.02	0.02
計	59.80	64.67	52.14	42.82	39.17	

表2.1.8 資源化量の実績

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資源化量合計[t/年]	459.85	464.43	448.36	429.53	417.24
資源集団回収量[t/年]	59.80	64.67	52.14	42.82	39.17
再資源化量[t/年]	391.44	390.73	386.90	376.15	365.48
使用済小型家電回収量[t/年]	0.92	1.18	1.44	1.29	1.24
破碎後有価物回収量[t/年]	7.69	7.85	7.88	9.27	11.35
1人1日当たりの資源化量[g/人・日]	254	254	248	235	231
全道1人1日当たりの資源化量[g/人・日]	232	232	223	222	—
全国1人1日当たりの資源化量[g/人・日]	186	183	181	180	—

※1 全道、全国の資源化量は、「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況」によります。

※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

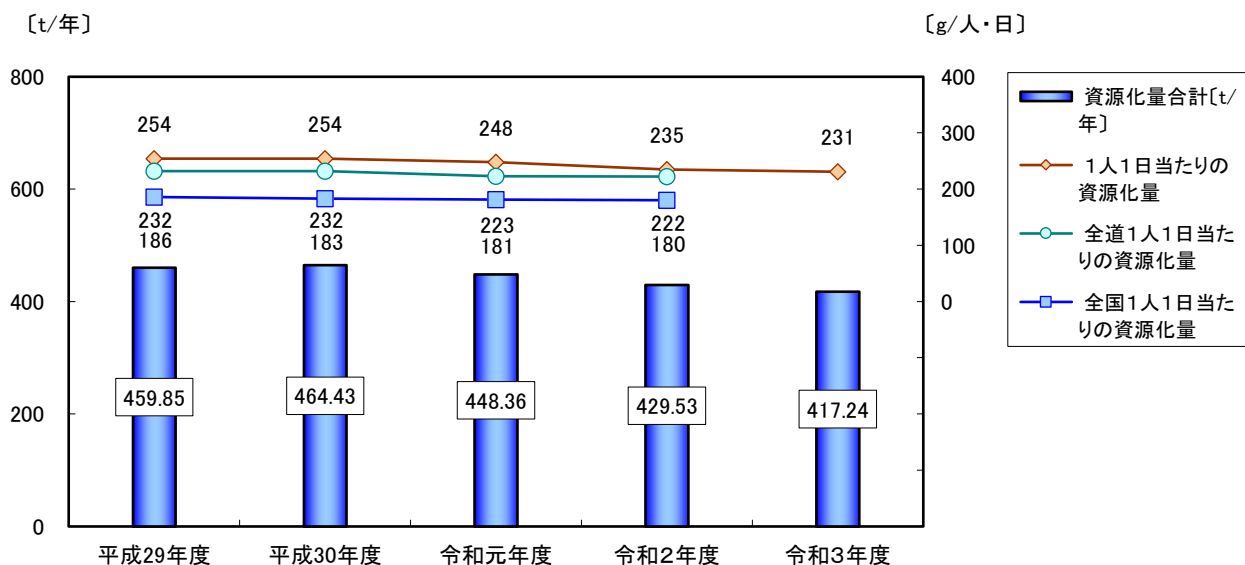


図 2. 1. 6 資源化量の実績

(2) 資源回収率（リサイクル率）\*

過去5年間の資源回収率（リサイクル率）は、全国平均、全道平均より高い回収率であり、25%以上を維持している状況です。

今後も、現在の高い資源回収率を維持するほか、今なおごみとして排出されていると思われる容器包装廃棄物の分別収集の徹底への協力などに努め、資源化への取組みを進めることが必要と思われます。

表 2. 1. 9 資源回収率の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資源回収率[%]	28.1	28.7	26.6	24.6	25.4
全道平均[%]	24.3	23.9	23.2	23.4	—
全国平均[%]	20.2	20.0	19.6	19.6	—

※1 全道、全国の排出量は、「環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況」を基に算出しています。  
 ※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

\* 資源回収率（リサイクル率）

ごみの総排出量に対する資源化量の割合のことです。

### (3) 減量化量

減量化の把握のため平成29年度の実績と令和3年度の実績をそれぞれ比較します。

本町におけるごみの発生抑制や減量化対策としては、環境教育・啓発活動を実施し減量化に努めてきましたが、平成30年度から令和2年度にかけて増加で推移しています。

特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策による巣ごもり断捨離の影響により、過去5年間の実績においても最大値を示していましたが、令和3年度はその反動により約5%程度減少し、北海道における令和6年度の数値目標に近い値となっています。

表2.1.10 減量効果（対平成29年度）

区 分	平成29年度	令和3年度		
	[g/人・日]	[g/人・日]	減量化量 [g/人・日]	減量化率 [%]
上士幌町1人1日当たりの総排出量	902	909	7	0.80
北海道1人1日当たりの総排出量	961	900	-61	-6.35

※1 北海道における令和3年度の数値は「北海道循環型社会形成推進基本計画」の令和6年度の目標値としている。

## 4. 収集・運搬の実績

### (1) 計画収集区域

計画収集区域は、町の全行政区域としています。

### (2) 収集・運搬体制

#### 【分別収集区分】

ごみの分別収集区分は、「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下「処理システム指針」という。）で示されている類型Ⅱに分類されるものです。

表 2. 1. 11 ごみの分別区分

分別収集区分			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別。紙製容器は古紙類と同時収集。
		①-2 ガラスビン	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 発泡スチロール、白色トレイ	
		①-6 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・紙類)の資源ごみ		
	③資源回収する小型家電		
	④回収する有害ごみ(電池、水銀体温計、蛍光灯等)		
	⑤燃やせるごみ		
⑥燃やせないごみ			
⑦大型ごみ			

※上記分別区分は、町で実施している分別区分を表したものである。

表 2. 1. 12 ごみの分別区分毎の処理及び回収品目

分別区分		処理方法	回収品目
資源ごみ	空き缶	資源化	スチール缶、アルミ缶
	空きビン		飲料・調味料ガラスビン、家庭用薬品のビン等
	ペットボトル		ペットボトルマークがついているもの
	プラスチック製容器		プラマークがついている容器包装
	発泡スチロール・トレイ		発泡スチロール、発泡トレイ
	紙製容器		紙マークがついている容器包装など
	紙類		古新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他
小型家電	家電・PCリサイクル以外の小型電気製品		
有害ごみ	再処理	乾電池、蛍光灯、水銀体温計	
燃やせるごみ	焼却処理	生ごみ、紙類、布類、木くず類、その他(紙おむつ、湿布等)	
燃やせないごみ	破碎処理 埋立処分	ガラス類、陶磁器類、資源とならないプラスチック類、ゴム・皮革類、アルミ類(ホイル、鍋等)、金属キャップ、その他(脱臭剤、乾燥材、植木鉢、燃えがら等)	
大型ごみ	破碎・焼却 処理 埋立処分	家電リサイクル法対象品以外の廃家電、家具類、布団、カーペット類、暖房機類、金属類等	

**【収集頻度】**

ごみの収集・運搬は、町が実施しています。収集頻度は、表 2. 1. 14 に示すとおりです。

なお、家電リサイクル法適用品、廃 PC 法適用品、適正処理困難物や危険物(具体的品目については町が独自に指定している)、産業廃棄物については、収集対象としていません。

## 【収集方式・収集形態】

### ・収集方式

収集方式は、ステーション方式（集積方式）と戸別収集方式の併用を採用しています。

### ・収集形態

分別の徹底や収集作業の安全性・効率性を向上させるほか、町の景観維持、事業系ごみの排除の観点から、指定袋制を採用しています（大型ごみを除く）。

表2.1.13 収集ごみ有料化の内容

種類	区分	形状	金額・単位
指定袋	燃やせるごみ	50袋	150円/10枚
		100袋	150円/5枚
		200袋	300円/5枚
		300袋	450円/5枚
		450袋	600円/5枚
	燃やせないごみ	100袋	150円/5枚
		200袋	300円/5枚
		300袋	450円/5枚
指定シール	大型ごみ	ごみ処理シール	1枚200円

## 【収集・運搬】

生活系ごみは、委託による計画収集で実施しています。

事業系ごみは、排出者自ら運搬する場合と許可業者に委託して行われる場合があります。

表2.1.14 収集・運搬体制

分類	収集頻度	収集方式	収集形態		収集・運搬
資源回収する容器包装	市街地区2~3回/月 農村地区2~3回/月	ステーション方式 ・ 戸別収集方式	空き缶	サンテナかご等に入れる	委託
			空きビン	透明袋	
			ペットボトル	透明袋	
			プラスチック製容器包装	透明袋	
			発泡スチロール・白色トレイ	透明袋	
			紙製容器包装	透明袋	
資源回収する古紙類			ひも縛り		
資源回収する小型家電	随時	窓口回収	役場庁舎内で引き取り		業者回収
回収する乾電池等・蛍光管	2回/月		透明袋		委託
燃やせるごみ	1回/週	ステーション方式	町指定有料袋		
燃やせないごみ	2回/月	戸別収集方式	町指定有料袋		
大型ごみ	2回/年		町指定有料シール		

### (3) 収集・運搬量

過去5ヵ年の収集・運搬量の推移をみると、トータルの収集・運搬量は減少傾向を示しています。

表 2. 1. 15 収集・運搬量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収集ごみ 合計[t/年]	1,230.63	1,231.33	1,241.23	1,273.08	1,226.38
燃やせるごみ	663.96	668.30	680.70	697.11	685.82
燃やせないごみ	143.95	138.86	140.81	156.57	132.77
大型ごみ	31.31	33.46	32.82	43.27	42.35
資源ごみ	391.41	390.71	386.90	376.13	365.44

## 5. 中間処理の実績

### (1) 中間処理施設の概要

中間処理システムは、北十勝組合が管理・運営する焼却処理施設及び移動式破砕機と資源ごみのうち、プラスチック製容器包装廃棄物を委託している中士幌リサイクルセンター、それ以外の資源ごみは大山古物商店に搬入し、適正処理を行っています。

北十勝組合の焼却処理施設と移動式破砕機、中士幌リサイクルセンターの施設概要を以下に記述します。

#### 中間処理対象物

- 焼却処理施設（北十勝組合）：燃やせるごみ
- 移動式破砕機（北十勝組合）：一部燃やせないごみ、大型ごみ
- 資源回収：大山古物商店（びん類、缶類、ペットボトル、発泡スチロールトレイ、紙製容器包装、古紙類等）  
中士幌リサイクルセンター（プラスチック製容器包装のみ）

表 2. 1. 16 北十勝組合 焼却処理施設の概要

項目	内容	
施設名称	北十勝2町環境衛生処理組合 ごみ焼却施設	
所在地	河東郡上士幌町字上士幌西1線214-1～6番地	
運転管理	組合（直営、一部委託）	
竣工年月	平成9年2月	
公称能力	15 t/日（15 t/8hr×1炉）	
焼却対象物	家庭系・事業系の可燃ごみ、家庭系・事業系の可燃性粗大ごみ	
設備仕様	炉型式	機械バッチ燃焼式
	燃焼方式	ストーカ燃焼式
	前処理設備	せん断式破砕機（可燃性粗大ごみ用）
	排ガス冷却設備	水噴射、熱交換式（間接空冷式）
	排ガス処理設備	消石灰吹込み、バグフィルタ
	集じん灰処理設備	キレート処理

表 2. 1. 17 北十勝組合 移動式破碎機の概要

項目	内容	
施設名称	移動式破碎機（自走式破碎機）	
所在地	河東郡上士幌町字上士幌西1線214-1～6番地	
運転管理	組合（直営、一部委託）	
竣工年月	平成17年8月	
公称能力	46.53 t/日（5hr）	
処理対象物	粗大ごみ（可燃）、粗大ごみ（不燃）、不燃ごみ（廃プラスチック）、不燃ごみ（ガラス・陶磁器）	
設備仕様	処理方式	破碎・選別方式
	破碎方式	2軸せん断式破碎機
	選別設備	無し

表 2. 1. 18 中士幌リサイクルセンターの概要

項目	内容	
施設名称	中士幌町リサイクルセンター	
所在地	河東郡士幌町字中士幌西2線75番地	
運転管理	士幌町（委託）	
竣工年月	平成16年度	
公称能力	5.0 t/日	
処理対象物	家庭系、事業系の資源ごみ	
設備仕様	処理方式	選別、圧縮・梱包、保管方式
	選別設備	手選別、缶類磁気選別設備（空き缶）
	圧縮減容設備	缶プレス機（空き缶）、発泡スチロール減容機
	梱包設備	廃プラスチック類圧縮梱包機、ペットボトル破碎粉碎機
	保管設備	リサイクルセンター保管ヤード

## （2）中間処理量

中間処理量として焼却処理量、移動式破碎機の破碎処理量の実績を示します。

### 【焼却処理量】

北十勝組合で処理している焼却処理量を以下に示します。

表 2. 1. 19 焼却処理量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
焼却対象ごみ量[t/年]	940.73	912.18	998.84	1,027.17	997.60
直接焼却量[t/年]	915.05	885.97	972.57	996.09	971.43
中間処理後焼却量[t/年]	25.68	26.21	26.27	31.08	26.17
破碎処理後焼却量[t/年]	23.10	23.56	23.62	27.84	24.20
資源ごみ残渣焼却量[t/年]	2.58	2.65	2.65	3.24	1.97
焼却処理後量[t/年]	940.73	912.18	998.84	1,027.17	997.60
焼却残渣量[t/年]	151.84	147.87	164.92	155.97	143.17
焼却残渣率[%]	16.1	16.2	16.5	15.2	14.4
ごみ総排出量[t/年]	1,572.72	1,551.15	1,633.69	1,703.14	1,604.83
ごみ総排出量に対する焼却処理率[%]	59.8	58.8	61.1	60.3	62.2

## 【移動式破碎処理量】

北十勝組合の移動式破碎機における破碎処理量を以下に示します。

表 2. 1. 20 破碎処理量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
破碎対象ごみ量[t/年]	266.26	274.47	274.22	330.92	267.96
燃やせないごみ量[t/年]	234.95	241.01	241.40	287.65	225.61
大型ごみ量[t/年]	31.31	33.46	32.82	43.27	42.35
その他処理量[t/年]	112.27	117.43	116.77	145.35	90.24
直接埋立量[t/年]	112.27	117.43	116.77	145.35	90.24
破碎処理量[t/年]	153.99	157.04	157.45	185.57	177.72
燃やせないごみ量[t/年]	144.60	147.00	147.60	172.59	135.37
大型ごみ量[t/年]	9.39	10.04	9.85	12.98	42.35
破碎処理後量[t/年]	153.99	157.04	157.45	185.57	177.72
破碎可燃物[t/年]	23.10	23.56	23.62	27.84	24.20
破碎不燃物[t/年]	123.20	125.63	125.95	148.46	142.17
破碎有価物[t/年]	7.69	7.85	7.88	9.27	11.35
破碎対象ごみ量に対する破碎処理率[%]	57.8	57.2	57.4	56.1	66.3
ごみ総排出量[t/年]	1,572.72	1,551.15	1,633.69	1,703.14	1,604.83
ごみ総排出量に対する破碎処理率[%]	9.8	10.1	9.6	10.9	11.1

## 【資源化処理量】

資源化処理量としては、分別収集で集められた資源ごみを大山古物商店及び中士幌リサイクルセンターで選別・圧縮・保管が行われた後、再商品化業者や指定法人に引き取られリサイクルしています。資源化処理量を以下に示します。

表 2. 1. 21 リサイクルセンター（再生利用施設）の実績

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
資源ごみ[t/年]	資源化量[t/年]	無色ガラス容器	17.00	16.35	16.03	15.91	16.52
		茶色ガラス容器	24.91	22.81	23.62	21.70	21.18
		その他ガラス容器	13.16	12.85	13.59	12.11	12.34
		ペットボトル	19.75	22.55	22.80	22.32	22.49
		紙製容器包装	6.24	6.54	6.43	5.89	5.50
		プラスチック製容器包装	51.39	52.99	53.25	54.93	54.27
		白色トレイ	5.71	5.71	5.08	5.09	4.84
		スチール製容器包装	14.40	15.01	14.41	14.31	13.58
		アルミニウム製容器包装	8.24	8.56	8.16	8.39	8.35
		紙バック	1.17	1.17	1.36	1.46	1.41
		段ボール	66.64	70.55	71.08	74.25	71.63
		新聞紙	56.56	48.39	45.00	41.74	41.68
		雑誌類	70.94	70.21	69.63	64.69	60.55
		その他〔紙類〕	35.33	37.04	36.46	33.36	31.14
		計	391.44	390.73	386.90	376.15	365.48
		直接資源化量[t/年]	使用済小型家電	0.92	1.18	1.44	1.29
	処理残渣量[t/年]	資源残渣(焼却処理)	2.58	2.65	2.65	3.24	1.97
	資源化量+残渣量合計	394.94	394.56	390.99	380.68	368.69	
	補正值(減耗、繰越等)	3.53	3.85	4.09	4.55	3.25	
		391.41	390.71	386.90	376.13	365.44	
合計[t/年]	資源化処理量	392.36	391.91	388.34	377.44	366.72	



## 6. 最終処分の実績

### (1) 最終処分場の概要

最終処分場は、北十勝組合が主体となって管理・運営を行い埋立処分しています。  
最終処分場で埋立している対象物は、生活系及び事業系の埋立ごみとなっています。  
最終処分場の概要を以下に記述します。

#### 埋立対象物

■ 埋立対象物：燃やせないごみ（直接埋立）、焼却残渣、破碎不燃物

表 2. 1. 2 2 最終処分場の概要

項目	内容			
施設名称	北十勝2町環境衛生処理組合 一般廃棄物最終処分場	浸 出 水	処理方式	回転円板法+凝集沈殿法+滅菌処理
所在地	河東郡上士幌町字上士幌西1線214-1～6番地		処理能力	22m <sup>3</sup> /日
運転管理	直営、一部委託		放流水質	BOD<20mg/L、SS<70mg/L
埋立場所	平地			
埋立構造	準好気性埋立構造			
埋立開始年度	平成10年9月			
埋立面積 (m <sup>2</sup> )	11,616			
全体容積 (m <sup>3</sup> )	58,670			

### (2) 最終処分量の実績

最終処分量は、埋立ごみの全量としています。

また、最終処分率\*は、排出量に対し 23.4%～26.4%の間で推移しており、全道平均 17.5%（令和2年度実態調査）より多い値で推移しています。

表 2. 1. 2 3 最終処分量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最終処分量[t/年]	387.31	390.93	407.64	449.78	375.58
直接埋立量[t/年]	112.27	117.43	116.77	145.35	90.24
焼却残渣量[t/年]	151.84	147.87	164.92	155.97	143.17
破碎不燃物量[t/年]	123.20	125.63	125.95	148.46	142.17
最終処分率[%]	24.6	25.2	25.0	26.4	23.4

### (3) 埋立可能年

北十勝組合の最終処分場の埋立目標（終了予定）年度は、供用開始時に平成25年度までとなっていましたが、ごみ減量化の推進、分別収集の徹底のほか、平成26年度に実施した一般廃棄物処理施設設置届出書の軽微変更の手続きにより、令和7年度まで埋立終了予定年を変更しています。

#### \* 最終処分率

最終的に埋立処分される埋立量のごみの総排出量に対する割合のことです。

## 7. 温室効果ガス排出量の実績

ごみの収集運搬から中間処理、最終処分までごみ処理の全過程における温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算量）の実績について表2.1.24に示します（試算の詳細は資料編参照のこと）。

なお、温室効果ガス排出量は、町が行っているごみの収集運搬のほか、北十勝組合で行っている中間処理を含めたごみ処理システム全体で試算しています。試算方法は、「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に準拠しています。

試算結果をみると、各年度とも温室効果ガス排出量の約90%が中間処理過程から排出されています。

表2.1.24 温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算量）の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
収集運搬過程（kg-CO <sub>2</sub> /年）	36,217.64	36,121.32	36,873.63	36,881.45	36,660.17	36,550.84
中間処理過程（kg-CO <sub>2</sub> /年）	529,625.63	582,487.60	429,074.69	486,873.00	523,840.51	510,380.28
最終処分過程（kg-CO <sub>2</sub> /年）	9,950.10	10,703.87	11,178.28	12,319.27	10,804.19	10,991.14
合計（kg-CO <sub>2</sub> /年）	575,793.37	629,312.79	477,126.60	536,073.72	571,304.87	557,922.27

## 8. ごみ処理経費の実績

ごみ処理経費の過去の状況を表2.1.25及び図2.1.7に示します。

処理経費は、ごみ処理に要した経費であり、経常経費で評価するため、建設・改良費は除いて算出しています。

ごみ処理経費の総額は増加傾向にあり、1人当たりの年間ごみ処理経費を見ると全道、全国平均より高い値で推移しています。

表2.1.25 ごみ処理経費の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
廃棄物処理施設におけるごみ処理経費〔千円/年〕	105,211	109,468	112,733	110,501	129,130
人件費〔千円/年〕	6,851	7,728	9,021	9,630	7,568
処理費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
収集運搬費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
中間処理費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
最終処分費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
車両購入費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
委託費〔千円/年〕	37,500	37,315	38,165	38,188	38,965
収集運搬費〔千円/年〕	32,130	32,130	32,678	33,231	33,594
中間処理費〔千円/年〕	3,036	2,413	2,875	2,564	2,582
最終処分費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
その他〔千円/年〕	2,334	2,772	2,612	2,393	2,789
（組合分担金）中間処理費〔千円/年〕	60,860	64,425	65,547	62,683	82,597
調査研究費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
1人当たりの年間ごみ処理経費〔円/人・年〕	21,216	22,075	22,733	22,283	26,040
全道1人当たりの年間ごみ処理経費〔円/人・年〕	14,336	15,068	15,052	15,322	—
全国1人当たりの年間ごみ処理経費〔円/人・年〕	13,763	14,018	14,271	14,606	—
近隣町1人当たりの年間ごみ処理経費〔円/人・年〕	15,437	17,051	17,208	18,290	—

※1 上士幌町資料及び環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況より

※2 令和4年12月現在 全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

※3 近隣町とは、現在広域参画している市町村のうち、人口形態、産業形態に近い町の値である。

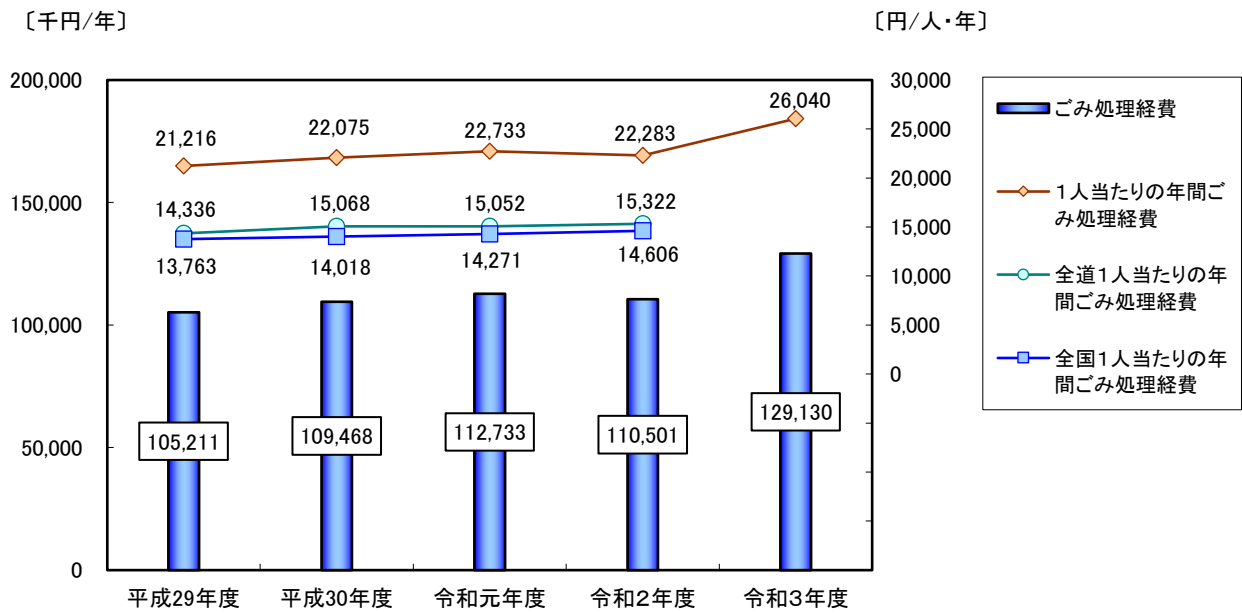


図 2. 1. 7 ごみ処理経費の実績

## 第4節 ごみ処理行政等の動向

### 1. 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、環境省では、平成25年5月に策定された現行計画の見直しを行い、「第4次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年6月に策定されました。

表2. 1. 26 第4次循環型社会形成推進基本計画

	内 容																
計画の取組み	<p>【持続可能な社会づくりとの統合的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> <li>○環境的側面、経済的側面、社会的側面を総合的に向上</li> </ul> <p>【多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等を図る</li> <li>○災害に強い地域でのコンパクトで強靱なまちづくり</li> </ul> <p>【ライフサイクル全体での徹底的な資源循環】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う。</li> </ul> <p>【適正処理のさらなる推進と環境再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会</li> <li>○海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適切な解体、撤去等により地域環境の再生が図られる社会</li> <li>○東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生</li> </ul> <p>【万全な災害廃棄物処理体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会</li> </ul> <p>【適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> </ul>																
物質フロー指標と数値目標	<table border="0"> <tr> <td>資源生産性</td> <td>2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）</td> </tr> <tr> <td>入口側循環利用率</td> <td>2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）</td> </tr> <tr> <td>出口側循環利用率</td> <td>2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）</td> </tr> <tr> <td>最終処分場</td> <td>2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）</td> </tr> <tr> <td>食品ロス量</td> <td>2030年度目標：家庭系食品ロスは2000年度の半減</td> </tr> <tr> <td>1人1日当たりごみ排出量</td> <td>2025年度目標：約850g/人/日</td> </tr> <tr> <td>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量</td> <td>2025年度目標：約440g/人/日</td> </tr> <tr> <td>事業系ごみ排出量</td> <td>2025年度目標：約1100万トン</td> </tr> </table>	資源生産性	2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）	入口側循環利用率	2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）	出口側循環利用率	2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）	最終処分場	2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）	食品ロス量	2030年度目標：家庭系食品ロスは2000年度の半減	1人1日当たりごみ排出量	2025年度目標：約850g/人/日	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2025年度目標：約440g/人/日	事業系ごみ排出量	2025年度目標：約1100万トン
資源生産性	2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）																
入口側循環利用率	2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）																
出口側循環利用率	2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）																
最終処分場	2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）																
食品ロス量	2030年度目標：家庭系食品ロスは2000年度の半減																
1人1日当たりごみ排出量	2025年度目標：約850g/人/日																
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2025年度目標：約440g/人/日																
事業系ごみ排出量	2025年度目標：約1100万トン																
取組指標	<table border="0"> <tr> <td>循環型社会ビジネス</td> <td>2025年度目標：2000年度の2倍</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物処理計画の策定</td> <td>2025年度目標：都道府県100%、市町村60%</td> </tr> <tr> <td>電子マニフェストの普及率</td> <td>2022年度目標：70%</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識</td> <td>2025年度目標：約90%</td> </tr> <tr> <td>具体的な3R行動の実施率</td> <td>2025年度目標：2012年度から約20%上昇</td> </tr> </table>	循環型社会ビジネス	2025年度目標：2000年度の2倍	災害廃棄物処理計画の策定	2025年度目標：都道府県100%、市町村60%	電子マニフェストの普及率	2022年度目標：70%	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	2025年度目標：約90%	具体的な3R行動の実施率	2025年度目標：2012年度から約20%上昇						
循環型社会ビジネス	2025年度目標：2000年度の2倍																
災害廃棄物処理計画の策定	2025年度目標：都道府県100%、市町村60%																
電子マニフェストの普及率	2022年度目標：70%																
廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	2025年度目標：約90%																
具体的な3R行動の実施率	2025年度目標：2012年度から約20%上昇																

## 2. 廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定で定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針」（平成13年5月環境省告示第34号「以下（国の基本方針）という。」）について、平成28年度に変更され、新たに令和2年度の廃棄物の減量化目標が定められました。なお令和2年度以降については、「第4次循環型社会形成推進基本計画」に基づく目標を参考にして施策を進めることとしています。

表2. 1. 27 廃棄物処理法に基づく国の基本方針

	内 容
基本的な方向	<p>【廃棄物の適正処理の基本的な方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○循環型社会のさらなる推進及び低炭素社会、自然共生社会との統合にも配慮した取組の推進</li> <li>○災害廃棄物の分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑かつ迅速な処理の確保</li> </ul>
廃棄物の適正な処理に関する目標	<p>一般廃棄物の減量化の目標</p> <p>排出量 2025年度目標：3800万トン</p> <p>再生利用率 2025年度目標：約28%に増加</p> <p>最終処分量 2025年度目標：320万トン</p> <p>1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 2025年度目標：約440g/人/日</p>
施策を推進するための基本的事項	<p>【国民、事業者、地方公共団体及び国の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国民の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品の選択</li> <li>・食品ロスの削減に資する購買行動</li> <li>・商品の使用に当たって故障時の修理励行等による長期間の使用や、食品の食べ切り、使い切り、生ごみの水切り等による一般廃棄物の排出抑制への取組</li> <li>・外食における適量な注文、食べ残しの削減等による事業ごみの排出抑制への協力</li> <li>・市町村による適正な循環的利用に対する取組への協力</li> <li>・廃家電、廃自動車、使用済み小型家電の各リサイクル法に基づく事業者の措置への協力等</li> </ul> </li> <li>○事業者の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体における廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化の推進</li> <li>・物の製造、加工、販売等において、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正処理が困難とならない商品、廃棄物を原料とした商品等の製造・販売、必要な情報提供等</li> </ul> </li> <li>○地方公共団体の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出抑制に関する適切な普及啓発、情報提供、環境教育</li> <li>・他市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の推進</li> <li>・廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等の推進</li> <li>・一般廃棄物処理事業に係るPFIの活用</li> <li>・食品循環資源の再生利用のための民間事業者の活用・育成、市町村自らが行う再生利用等を一般廃棄物処理基本計画に位置付け等</li> </ul> </li> <li>○国の役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種法制度の整備及び適切な運用</li> <li>・国民及び事業者の自主的な取組を促進、地方公共団体による取組の支援、関係主体の連携・協働の促進</li> <li>・先進的な事例の情報提供及び普及啓発</li> <li>・市町村及び都道府県への技術的及び財政的な支援及び広域的な見地からの調整</li> </ul> </li> </ul>

	<p>【廃棄物の適正な処理を確保するための必要な体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬に関して、環境負荷のより少ない自動車の導入、バイオ燃料の利用を進める。</li> <li>・有機物の直接埋立は原則として行わない</li> <li>・廃プラスチック類は、排出抑制、再生利用を図った上で、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収</li> <li>・廃棄物系バイオマスは、地域の特性に応じ、適切な再生利用等を推進</li> </ul>
<p>処理施設整備に関する基本的な事項</p>	<p>【一般廃棄物の適正な処理に必要な処理施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄物の再生利用に係る施設については、必要な処理能力を確保できるよう他市町村、民間廃棄物処理業者とも連携</li> <li>・発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先</li> <li>・地域ごとに必要となる最終処分場を継続的に確保</li> <li>・効率的な廃棄物系バイオマスの利活用</li> <li>・焼却施設で回収したエネルギーの地域還元への取組促進</li> <li>・ストックマネジメント手法の導入による施設の長寿命化・延命化、循環型社会のさらなる推進及び低炭素社会、自然共生社会との統合にも配慮した取組の推進</li> </ul>
<p>非常災害時における処理、施設整備に関し必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に必要な施設の整備、人材育成</li> <li>・非常災害時における災害廃棄物処理に係る知見、教訓を踏まえた施策</li> <li>・大規模災害時には被災しなかった地域を含め、全国一丸となった処理の推進</li> <li>・災害対応拠点の視点からの施設整備、関係機関・関係団体との連携体制構築</li> <li>・非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備</li> <li>・非常災害時に備えた災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>・地域ブロック単位での廃棄物処理施設の余力等の情報共有、仮置場の確保、災害廃棄物処理が可能な産業廃棄物処理業者の情報把握</li> </ul>
<p>その他廃棄物の処理に関し必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生品の利用を促進するための技術開発</li> <li>・レアメタル回収技術に関する研究</li> <li>・エネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用推進のための研究</li> <li>・PCB、石綿の無害化、ダイオキシン類等非意図的に発生する化学物質の処理技術の研究</li> <li>・マイバック、マイボトルの持参、適量な購買・注文、食品の食べ切り、使い切りの呼び掛け、食品の賞味期限等への正しい理解の普及</li> <li>・国民、事業者、地方公共団体が自ら行う環境教育、環境学習の推進</li> </ul>

### 3. 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法第5条の3に基づき、5年ごとに策定されるもので、新たに平成30年度から令和4年度の5カ年の廃棄物処理施設整備計画が定められました。

表2. 1. 28 廃棄物処理施設整備計画

	内 容
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本原則に基づいた3Rの推進</li> <li>(2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保</li> <li>(3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備</li> </ul>
廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみのリサイクル率：21%→27%</li> <li>・一般廃棄物最終処分場の残余年数：平成29年度の水準（20年分）を維持</li> <li>・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19%→21%</li> <li>・廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合：40%→46%</li> <li>・省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量：5万t-CO<sub>2</sub>→12万t-CO<sub>2</sub></li> </ul>
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。</li> <li>・分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。</li> </ul> </li> <li>(2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。</li> <li>・地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていく。</li> </ul> </li> <li>(3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等に取り組む、地域の低炭素化に努める。</li> <li>・施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。</li> </ul> </li> <li>(4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組み合わせによるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。</li> </ul> </li> <li>(5) 災害対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。</li> </ul> </li> <li>(6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。</li> </ul> </li> <li>(7) 地域住民等の理解と協力の確保</li> <li>(8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化</li> </ul>

#### 4. 北海道循環型社会形成推進基本計画

北海道循環型社会形成推進基本計画は、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づき、北海道が目指す循環型社会の具体的な指針として、令和2年3月に「北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）」を策定し、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を柱とし、北海道が講ずべき施策や、道民、NPO、事業者等に期待される役割等を示しています。計画の期間は令和2年度から概ね10年とし、期間の中間年度である令和6年度には必要な見直しを行います。

表2. 1. 29 北海道循環型社会形成推進基本計画

	内 容																																																					
<b>計画の目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人々が、できるだけごみを出さない、ものを修理して大切に使うといった環境に配慮した生活を実践している社会。</li> <li>○企業が、自らの事業活動における廃棄物等の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3R（スリーアール）や適正処理が定着している社会。</li> <li>○家畜ふん尿、生ごみや林地未利用材などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大している社会。</li> </ul>																																																					
<b>基本的方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物等の処理に由来する環境負荷をできる限り低減するため、第1に発生抑制（リデュース）、第2に再使用（リユース）、第3に再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）、第4に熱回収（サーマルリサイクル）、最後に適正処分という最優先順位を踏まえること。</li> <li>○循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収）及び処分に当たっては、環境の保全上支障が生じないように適正に行うこと。</li> <li>○道民、NPO・NGO等、事業者、行政の各主体が役割を分担し、それぞれが自主的に又は互いに連携、協働して取組みが進められること。</li> </ul>																																																					
<b>指標及び数値目標</b>	<p><b>【物質フロー指標】</b></p> <table border="1" data-bbox="419 1173 1390 1279"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成29年度)</th> <th>(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環利用率</td> <td>15.7%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>100万トン</td> <td>82万トン以下約18%減</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【取組指標及び目標】</b></p> <p>①環境に配慮した取組の推進</p> <table border="1" data-bbox="419 1339 1390 1444"> <thead> <tr> <th>ごみ減量化、再使用、再利用のための具体的な行動</th> <th>(令和元年度)</th> <th>(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>意識度 93.2% 実践度 21~68%</td> <td>意識度 95%以上 実践度 60~80%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>②廃棄物の適正処理の推進</p> <table border="1" data-bbox="419 1473 1390 1872"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成29年度)</th> <th>(令和6年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般廃棄物の排出量</td> <td>187万トン</td> <td>170万トン 約10%削減</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物の1人1日当たり排出量</td> <td>961g/人・日</td> <td>900g/人・日 約5%削減</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の排出量</td> <td>3,874万トン</td> <td>3,750万トン以下</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物のリサイクル率</td> <td>24.3%</td> <td>30%以上</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の再生利用率</td> <td>55.5%</td> <td>57%以上</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物の最終処分量</td> <td>32万トン</td> <td>25万トン以下 20%削減</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の最終処分量</td> <td>68万トン</td> <td>57万トン以下 16%削減</td> </tr> </tbody> </table> <p>③バイオマスの利活用の推進</p> <table border="1" data-bbox="419 1901 1390 2036"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成28年度)</th> <th>(令和4年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物系バイオマス利活用率</td> <td>89.8%</td> <td>90%以上</td> </tr> <tr> <td>未利用バイオマス利活用率</td> <td>71.5%</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>バイオマス活用推進計画策定</td> <td>54市町（平成30年度）</td> <td>60市町村</td> </tr> </tbody> </table>				(平成29年度)	(令和6年度)	循環利用率	15.7%	17%	最終処分量	100万トン	82万トン以下約18%減	ごみ減量化、再使用、再利用のための具体的な行動	(令和元年度)	(令和6年度)		意識度 93.2% 実践度 21~68%	意識度 95%以上 実践度 60~80%以上		(平成29年度)	(令和6年度)	一般廃棄物の排出量	187万トン	170万トン 約10%削減	一般廃棄物の1人1日当たり排出量	961g/人・日	900g/人・日 約5%削減	産業廃棄物の排出量	3,874万トン	3,750万トン以下	一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30%以上	産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57%以上	一般廃棄物の最終処分量	32万トン	25万トン以下 20%削減	産業廃棄物の最終処分量	68万トン	57万トン以下 16%削減		(平成28年度)	(令和4年度)	廃棄物系バイオマス利活用率	89.8%	90%以上	未利用バイオマス利活用率	71.5%	70%以上	バイオマス活用推進計画策定	54市町（平成30年度）	60市町村
	(平成29年度)	(令和6年度)																																																				
循環利用率	15.7%	17%																																																				
最終処分量	100万トン	82万トン以下約18%減																																																				
ごみ減量化、再使用、再利用のための具体的な行動	(令和元年度)	(令和6年度)																																																				
	意識度 93.2% 実践度 21~68%	意識度 95%以上 実践度 60~80%以上																																																				
	(平成29年度)	(令和6年度)																																																				
一般廃棄物の排出量	187万トン	170万トン 約10%削減																																																				
一般廃棄物の1人1日当たり排出量	961g/人・日	900g/人・日 約5%削減																																																				
産業廃棄物の排出量	3,874万トン	3,750万トン以下																																																				
一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30%以上																																																				
産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57%以上																																																				
一般廃棄物の最終処分量	32万トン	25万トン以下 20%削減																																																				
産業廃棄物の最終処分量	68万トン	57万トン以下 16%削減																																																				
	(平成28年度)	(令和4年度)																																																				
廃棄物系バイオマス利活用率	89.8%	90%以上																																																				
未利用バイオマス利活用率	71.5%	70%以上																																																				
バイオマス活用推進計画策定	54市町（平成30年度）	60市町村																																																				



## 5. 北海道廃棄物処理計画

北海道廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づき、「北海道廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の「発生抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処理の確保」や「廃棄物処理施設整備計画」に加え、基本計画に示されている「バイオマスの利活用」、「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」等の取組を進めています。

令和2年3月には「北海道廃棄物処理計画（第5次）」（以下「道の計画」という。）として策定され、3Rのうちのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の優先、廃棄物系バイオマスの地域特性に応じた適切な再生利用や、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組等を推進することとしています。

表2. 1. 30 北海道廃棄物処理計画

内 容			
適正処理に関する 目標	【発生抑制】		
	一般廃棄物の排出量	(平成29年度) 1,873千t	(令和6年度) 1,700千t以下 約10%削減
	1人1日当たりのごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日以下
	1人1日当たりの家庭から排出されるごみの量	598g/人・日	550g/人・日以下
	産業廃棄物の排出量	38,741千t	37,500千t以下
	【適正な循環的利用】		
	一般廃棄物のリサイクル率	(平成29年度) 24.3%	(令和6年度) 30%以上
	産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57%以上
	【適正処理の確保】		
一般廃棄物の最終処分場	(平成29年度) 316千t	(令和6年度) 250千t以下 約20%削減	
産業廃棄物の最終処分場	679千t	570千t以下	
【バイオマスの利活用】			
廃棄物系バイオマス利活用率（排出量ベース）	(平成28年度) 89.8%	(令和4年度) 90%以上	
施策展開の基本的 な考え方	<p>(1) 適正な管理 廃棄物を処理する施設における適正な維持管理等の確保、排出事業者における廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用及び適正処理の確保に向けた取組の推進により、廃棄物処理に伴う環境負荷を低減させます。</p> <p>(2) 協働による取組 道民、事業者及び行政が協働で廃棄物に関する諸問題に取組み、地域で相互に連携して的確に行動することにより、廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用や適正処理の確保を図ります。</p> <p>(3) 透明性の確保 廃棄物処理に関する様々な情報を提供又は公表するとともに、道民、事業者及び行政の相互の対話を促進することにより、情報の的確な伝達とそれに基づく適正な判断と行動を促し、廃棄物処理に関する透明性、信頼性を確保します。</p>		
処理に関する方針	<p>【一般廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの発生抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保</li> <li>・ごみの広域的な処理      ・効率的なごみ処理事業の運営</li> <li>・災害廃棄物対策            ・生活排水対策</li> <li>・海岸漂着物対策の推進</li> </ul>		

## 第5節 ごみ処理技術の動向

### 1. 収集運搬技術

収集運搬車両としては、「環境負荷の少ない自動車の導入やバイオマス燃料の利用等を進める（国の基本方針）」とあるように、近年では低公害車の導入や、バイオマス燃料を利用した収集運搬車を導入する自治体もあります。

表2. 1. 31 収集運搬技術

	内 容
低公害車	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハイブリッド車 ディーゼル燃料のエンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリッド車で、窒素酸化物や粒子状物質の排ガスが従来のディーゼル車に比べ大幅に削減され、さらに温室効果ガスの発生も削減された車両である。</li> <li>○CNG（圧縮天然ガス）車 圧縮した天然ガスを燃料として使用する車両で、ディーゼル車に比べて排ガスや温室効果ガスの発生量が少ない車両であり、ランニングコストも安価であるが、車両費は割高となるほか、燃料補給場所の確保が必要である。 稚内市ではCNGの代替燃料として、バイオマスエネルギー施設にて生ごみや下水道汚泥から生成したメタンガスを圧縮した燃料を、CNG収集運搬車に利用している。</li> <li>○電動塵芥車 走行中の車両エンジン発電ユニットで発電し、塵芥作業用の電力を蓄電する方法であり、エンジンを停止したままで積込、排出作業ができる。 作業中の排ガスや温室効果ガスの発生量はゼロで騒音・振動も低い。 ハイブリッド車両との組み合わせも可能であるが、車両費は割高である。</li> </ul>
バイオディーゼル燃料車	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バイオディーゼル燃料車 使用済みのてんぷら油やサラダ油などの食用の植物性油を原料とする燃料である。バイオディーゼル燃料は使用される際に二酸化炭素を排出するが、元となる植物が二酸化炭素を吸収するため、新たな二酸化炭素が発生しない（カーボン・ニュートラルとよばれている）とされている。 札幌市や旭川市、北見市では回収した使用済食用油を民間業者へ委託して、バイオディーゼル燃料として収集運搬車などで利用している。</li> </ul>

## 2. 中間処理技術

中間処理技術には、無害化や減容化を目的とした焼却処理、資源化を目的としたリサイクル施設等があり、地域内で発生するごみを処理するためには、いくつかの中間処理技術を組み合わせて処理方法を検討する必要があります。

中間処理技術の目的別分類を表2.1.32に、対象とするごみの種類別分類を表2.1.33に示します。

表2.1.32 中間処理技術の目的別区分

施設区分		資源化	減容化	無害化
熱回収	1.焼却		◎	◎
	2.ガス化溶融	○	◎	◎
	3.焼却+灰溶融	○	◎	◎
リサイクル	4.炭化	◎	○	
	5.固形燃料化	◎	○	
	6.堆肥化	◎		
	7.飼料化	◎		
	8.メタン発酵	◎		
	9.リサイクル	破碎選別	○	◎
資源選別		◎		

※◎は主要な目的に該当するもの。

※○は副次的な目的に該当するもの。



### 3. 最終処分技術

最終処分場の種類は、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分類され、産業廃棄物最終処分場は、安定した物質を埋め立てる安定型最終処分場、焼却灰・汚泥等を埋め立てる管理型最終処分場、有害物を埋め立てる遮断型最終処分場の3つのタイプに分かれます。一般廃棄物最終処分場は管理型最終処分場と同一機能を有する施設です。

最終処分場の機能としては、①保管・貯留機能、②環境保全機能、③地域還元機能の3つがあり、近年の環境保全の観点や最終処分場の予定地確保の困難性から、環境保全機能と地域還元機能が重要視されています。

表 2. 1. 3 4 最終処分場の機能

処分場の機能 処分場の施設		保管・貯留機能	環境保全機能			地域還元機能
			地下水汚染防止	公共水域汚染防止	その他 (大気汚染防止生活環境保全等)	
主要施設	貯留構造物	◎		○		
	地下水集排水施設		○			
	遮水工	○	◎			
	雨水集排水施設			○		
	浸出水集排水施設	○	◎	◎		
	浸出水処理施設	○	◎	◎		
	埋立ガス処理施設	○			○	
	被覆施設	○	○	○	◎	
管理施設	搬入管理施設	◎			◎	
	監視(モニタリング)施設		◎	◎	◎	
	管理棟	○				
	管理道路	○			○	
	その他(洗車施設)			○	○	
関連施設	埋立前処理施設	○				
	搬入道路				○	
	飛散防止施設				○	
	立札、門扉、困障設備				○	
	防火設備				○	
	防災設備				◎	
地 域 還 元	跡地利 用 集 会 場、 周 辺 緑 地 な ど					◎

※◎は関係が極めて大きいもの。

※○は関係があるもの。

## 第6節 ごみ処理の評価

### 1. ごみ排出量の評価

#### (1) ごみ総排出量の評価

評価指標（項目）は1人1日当たりのごみ総排出量とし、評価基準は「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（以下「評価支援ツール」という。）」の北海道の類似市町村（産業構造、人口構造類似市町村）における数値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で109.9ポイントと評価基準より高い値となっています。

今後もこの状況を維持するとともに、より高い目標に向けて、ごみの削減に取り組んでいく必要があります。

表2.1.35 ごみ総排出量の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
1人1日当たりのごみ総排出量(kg/人・日)	0.902	0.882	0.932	0.957	0.909	0.916	1.017
評価指数(－)	111.3	113.3	108.4	105.9	110.6	109.9	100.0

\* 評価支援ツールの類似市町村の数値

#### (2) 生活系ごみ排出量の評価

評価指標は1人1日当たりの生活系ごみ排出量とし、評価基準は評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で96.9ポイントと評価基準を若干下回る水準となっています。

今後も、生活系ごみの発生抑制を図る取り組みを維持するとともに、より高い目標に向け分別収集の徹底に努めるなど、排出量の削減に努めていく必要があります。

表2.1.36 生活系ごみ排出量の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
1人1日当たりの生活系ごみ排出量(kg/人・日)	0.768	0.745	0.782	0.801	0.754	0.770	0.747
評価指数(－)	97.2	100.3	95.3	92.8	99.1	96.9	100.0

\* 評価支援ツールの類似市町村の数値

### 2. 再生利用の評価

評価指標は資源回収率（リサイクル率）とし、評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で104.6ポイントと評価基準を上回る値となっています。

今後も、現在実施している資源ごみの分別収集の徹底に努める必要があります。

表2.1.37 資源回収率（リサイクル率）の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
資源回収率(t/t)	0.281	0.287	0.266	0.246	0.254	0.267	0.255
評価指数(－)	110.2	112.5	104.3	96.5	99.6	104.6	100.0

\* 評価支援ツールの類似市町村の数値

### 3. 最終処分の評価

評価指標は最終処分率とし、評価基準は評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を 100 とした評価指数で評価します。

評価指数は、一部直接埋立を行っていることから、平均で 100.7 ポイントと評価基準より若干上回っています。

今後、広域参画によって最終処分率は低減されると思われませんが、引き続き分別ルールの徹底によるごみ減量化の推進、資源回収率の向上に取り組む必要があります。

表 2. 1. 38 最終処分率の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
最終処分率(t/t)	0.246	0.252	0.250	0.264	0.234	0.249	0.251
評価指数(-)	102.0	99.6	100.4	94.8	106.8	100.7	100.0

\* 評価支援ツールの類似市町村の数値

### 4. 温室効果ガス排出量の評価

評価指標は 1 人 1 日当たりの排出量とし、評価基準は令和 2 年度における国の目標値（パリ協定に基づく目標値）とします。評価は、評価基準を 100 とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で 93.0 ポイントと評価基準を若干下回っています。

今後、広域参画によって中間処理から排出される二酸化炭素は低減されると思われませんが、引き続きごみの減量化や資源化の推進により中間処理量の削減に努めるとともに、委託業者が収集運搬車両の更新を必要とする場合には、二酸化炭素の排出量が少ない CNG 車の導入や高燃費の収集運搬車の導入を促していきます。

表 2. 1. 39 温室効果ガス排出量の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
温室効果ガス排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /年)	575,793.37	629,312.79	477,126.60	536,073.72	571,304.87	557,922.27	—
総人口 (人)	4,959	5,017	4,957	4,986	4,954	0	—
1人1日当たりの温室効果ガス排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /人・日)	0.318	0.344	0.263	0.295	0.316	0.305	0.285
評価指数 (-)	88.4	79.3	107.7	96.5	89.1	93.0	100.0

\* パリ協定目標達成計画のうち 2020 年度目標排出量を 2020 年度の総人口推計値で除したものの。

## 6. ごみ処理経費の評価

評価指標は1人当たりの年間ごみ処理経費とし、評価基準は評価支援ツールの類似市町村の値とします。評価は、評価基準を100とした評価指数で評価します。

評価指数は、平均で107.7ポイントと評価基準を上回る水準で推移しています。

今後は、広域参画によって、施設運営分担金等の経費削減が見込まれる可能性があります。広域施設までの運搬距離が増加することにより収集運搬費が増額することから、効率的な収集運搬を検討する必要があります。

表2.1.40 ごみ処理経費の評価

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均	評価基準*
1人当たりの年間ごみ処理経費(円/人・年)	21,216	22,075	22,733	22,283	26,040	22,869	24,766
評価指数(ー)	114.3	110.9	108.2	110.0	94.9	107.7	100.0

\* 評価支援ツールの類似市町村の数値。

## 7. 評価の取りまとめ

町のごみ処理システムの評価結果を「一般廃棄物処理システム比較分析表」としてまとめます。

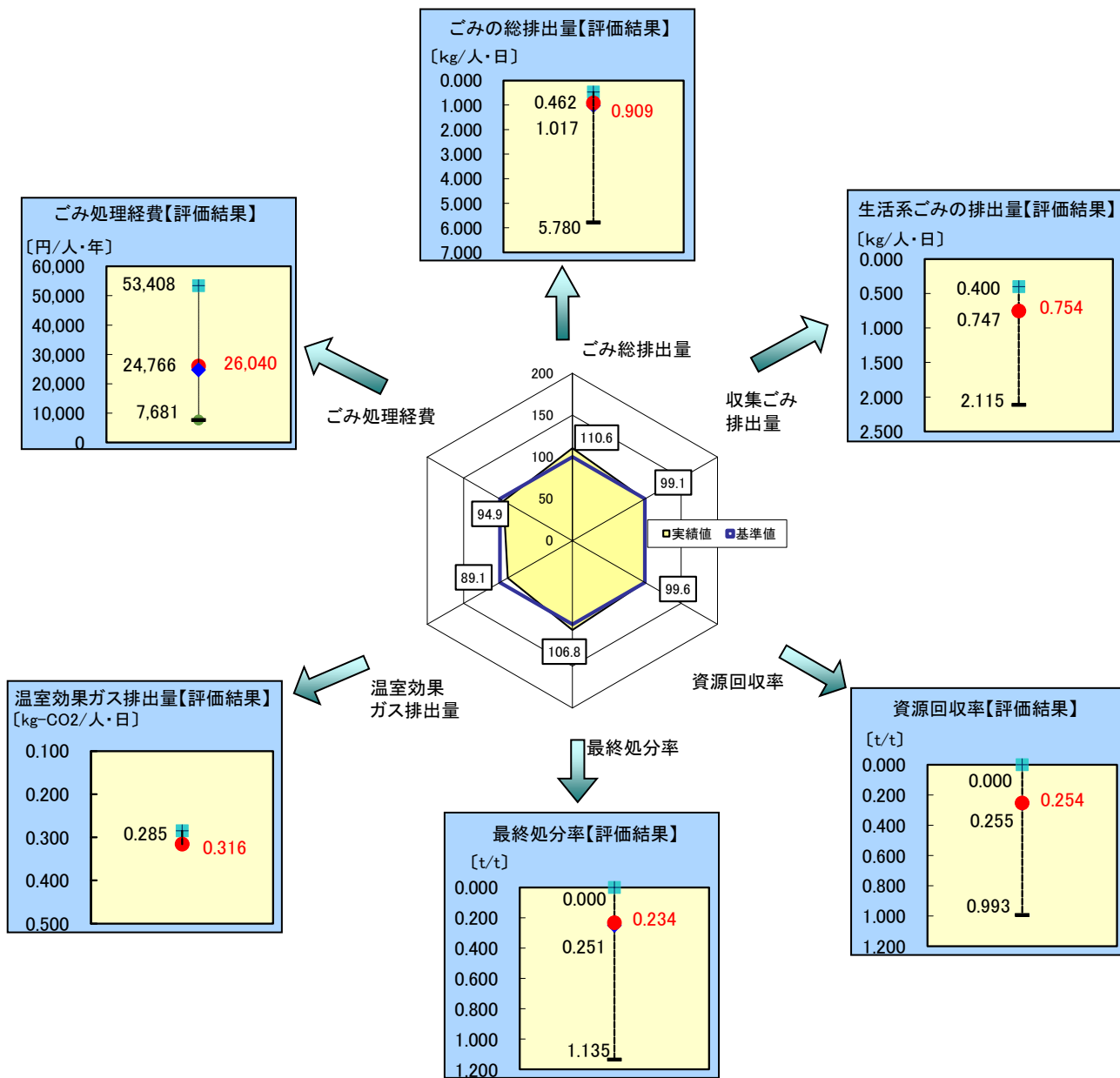
「一般廃棄物処理システム比較分析表」は、評価項目と評価指数をレーダーチャートで示し、各評価項目について評価基準と比較評価した結果を分析欄に記述する形式のもので、「処理システム指針」に示されているものです。



# 【一般廃棄物処理システム比較分析表】

## 北海道上士幌町

人口：4,954人（令和3年9月末日） 総面積：696.00km<sup>2</sup>  
 本町構造 都市形態：町村、人口区分：Ⅰ、産業構造0 Ⅱ次・Ⅲ次人口比率66.3%  
 類似市町村 都市形態：町村、人口区分0人～10000人未満、産業構造0 Ⅱ次・Ⅲ次人口比率80%未満  
 類似市町村数：90市町村



標準的な指標	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	人口1人1日当たり 生活系ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	温室効果ガスの人口 1人1日当たり 排出量 (kg-CO2 /人・日)	人口1人当たり年間処 理経費 (円/人・年)
平均	1.017	0.747	0.255	0.251	0.285	24,766
最大	5.780	2.115	0.993	1.135		53,408
最小	0.462	0.400	0.000	0.000		7,681
標準偏差	0.620	0.238	0.159	0.200		9,029
<b>上士幌町実績</b>	<b>0.909</b>	<b>0.754</b>	<b>0.254</b>	<b>0.234</b>	<b>0.316</b>	<b>26,040</b>
指数値	110.6	99.1	99.6	106.8	89.1	94.9

## 第7節 ごみ処理の課題の抽出

### 1. 発生抑制・資源化に係る課題

#### (1) 発生抑制に係る課題

1人1日当たりのごみ総排出量は令和6年度における北海道の目標値とほぼ同じ水準にあり、各種リサイクルの推進により発生抑制が図られています。

1人1日当たりの生活系ごみ排出量では、北海道の目標値よりは多い水準にあり、今後も発生抑制に対する分別収集の徹底や意識向上を図る必要があります。

一方、直接搬入ごみの半分以上を占めている事業系ごみについては、排出量そのものは多い水準にあるとは言えませんが、今後も事業者がごみの減量化を推進するような事業活動を自主的、かつ積極的に図っていく必要があります。

#### (2) 資源化に係る課題

容器包装廃棄物の分別収集や小型家電リサイクルなどに取組んでいることからリサイクル率は、全国及び全道平均値を越えた値となっていますが、令和6年度の北海道の目標値よりは低い水準にあります。

ごみの中には、今なお多くの資源ごみが混入している状況も見られることから、さらなる分別収集の周知徹底を図る必要があります。

また、今後実施すべき課題としては、製品プラスチック廃棄物の処理の方向性及び生ごみ等の堆肥化・減容化に向けた取組みの検討を進める必要があります。

### 2. 収集・運搬に係る課題

現在、収集・運搬は委託により実施していますが、分別区分の多様化により収集運搬作業への負担も多くなってきているほか、広域参画に伴う収集体制の強化が必要となることから、委託方法についても検討を進める必要があります。

また、燃やせないごみの中には、多くの資源ごみが混入している状況も見られることから、ごみ出しルールの周知徹底を図るため、収集運搬委託業者と協力した体制作りを進めていく必要があります。

### 3. 中間処理に係る課題

#### (1) 広域処理参画に係る課題

現在、資源ごみを除くごみについては、北十勝組合の施設にて処理を行っていますが、令和10年度から予定している広域参画に伴い、分別方法が異なる一部のごみについては、混乱が生じないように十分な時間をかけて周知徹底を図る必要があります。

また、広域参画に合わせて整備を予定している「中継施設（直接搬入ごみ専用施設）」の建設へ向けて、北十勝組合を含めた関係機関との協議を進めるほか、北十勝組合が所有している施設の廃止及び解体についても検討を進める必要があります。

## (2) 資源化施設に係る課題

現在は、町内業者にプラスチック製容器包装ごみを除く資源ごみを搬入していますが、今後も継続的に運営管理ができる様、支援方法等を含めた検討を行う必要があります。

また、プラスチック製容器包装ごみの中間処理を士幌町の中士幌リサイクルセンターに委託していますが、施設の老朽化による更新等が必要になる場合は、士幌町を含めた関係機関と協議を進め、施設更新等の対策を講じる必要があります。

さらに製品プラスチックの処理の方向性については、士幌町と連携して協議を進めていく必要があります。

## 4. 最終処分に係る課題

現在は北十勝組合の最終処分場で埋立処分を実施していますが、残余年数がわずかであることから、広域参画まで埋立処分を継続するため、令和4年度に最終処分場の嵩上げ事業へ向けた調査・設計を実施しています。

このため、広域参画までは、資源ごみの分別徹底や発生抑制の取組み等により、延命化に協力する必要があります。

また、広域参画後は、北十勝組合所有の最終処分場は埋立終了を行う必要があります、適正な廃止ができるまで、維持管理の徹底や定期的なモニタリングに努めるため、関係機関と協力して早期廃止を目指す必要があります。

## 5. 温室効果ガス排出量に係る課題

1人1日当たりの温室効果ガス排出量は、国の目標である令和2年度におけるパリ協定書の目標達成値より多い排出量にあります。

今後は、広域参画により中間処理における排出量の削減が図られると思いますが、持続した温室効果ガスの低減を目指すための課題を以下に整理します。

- ① 収集運搬過程では、収集方式、収集頻度、収集ルート等の収集運搬体制の見直しにより効率化を図り、総トリップ数\*の削減に取り組む必要があります。  
また、低公害型の収集車両の導入についても推進していくことが必要です。
- ② 資源化処理過程や中継施設では、効率的な運転管理に努め、省エネルギー運転を実践していくことも必要です。

## 6. ごみ処理経費に係る課題

現在、ごみ処理経費に関しては、類似市町村の平均に比べて、同等の水準で推移している状況にあります。

今後は、広域参画による収集運搬経費が増加することが考えられるほか、新中間処理施設建設の負担額も加算されることから、広域事務組合への負担額は増加する見込みです。

また、中継施設に係る経費と共に、北十勝組合の最終処分場の閉鎖、焼却施設の解体に向けた費用負担の増加も考えられます。

広域事務組合に対しては、施設の補修費や維持管理に関わる経費を削減することに努める様に要望していくほか、収集運搬等の過程で作業の効率化を図り、コスト削減に努める必要があります。

---

### \*トリップ数

ある地点からある地点に移動する単位をトリップと言い、収集過程での地点移動回数のことを言います。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本理念

「第6期上土幌町総合計画」で示された環境づくりのテーマである“人と自然が調和したまちづくり”を実現していくためには、「循環型社会形成推進基本法」の基本理念である「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の実現」に努めなければなりません。

このためには、町民・事業者・行政の3者がそれぞれの責任と役割を十分に認識し、相互に連携したうえで、それぞれの立場で環境に配慮した持続可能で具体的な行動を起こすことが最も重要です。

以上を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

#### 【基本理念】

“人と自然が調和したまちづくり”の実現へ向け、町民、事業者、行政が協働・連携し、一体となった持続可能な「循環型社会」の実現をめざします。

### 第2節 基本方針

「第6期上土幌町総合計画」では、ごみ処理に関する基本目標を「廃棄物の適正処理に努めるとともに、ごみの減量化のため、分別の徹底と資源ごみを再生利用するほか、発生抑制や再使用の推進に努める」、「持続的にまちの衛生環境を維持していくため、広域的なごみ処理への移行を進める」ものとしており、これを踏まえ、本計画における基本方針を定めます。

基本理念・基本方針に基づいて施策を推進することで、ごみ処理課題を解決するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献していきます。

基本方針1：3R\*のより一層の推進、食品ロスの削減を目指します。



- ・ 3R運動をさらに推進し、ごみの減量化や再資源化を促進し、環境保全と経済活動が調和した持続可能な循環型社会の実現を目指します。
- ・ 家庭や飲食店などから排出される食べ残し削減に向けた意識啓発を図り、食品ロスの削減を目指します。
- ・ ごみの分別の徹底に向けた意識啓発に努めます。
- ・ 生ごみの減量化・資源化・エネルギー化に向けた意識啓発の推進や支援の検討を行うなど、生ごみの有効活用の実現に向けた取組みを進めます。

### 用語の定義

\* 3R（スリー・アール）

循環型社会を形成するために必要な取組みであるリデュース（Reduce、ごみの発生抑制）、リユース（Reuse、再使用）、リサイクル（Recycle、再資源化）の三つの頭文字「R」から名付けられた名称。

基本方針2：町民・事業者・行政のパートナーシップを構築します。



- ・町民・事業者・行政それぞれの役割と責任を明確にし、互いに協働・連携して行動できる仕組みをつくり、わかりやすい目標のもと、ごみの分別の徹底やごみの減量化・資源化を積極的に推進していきます。

基本方針3：ごみ処理体制の新たな整備による適正な処理・処分を推進します。



- ・北十勝組合や広域事務組合など関係自治体との連携による広域処理への移行を進めるほか、ごみの適正な処理・処分を推進し、環境負荷の低減に取り組めます。
- ・広域処理移行に合わせ、ごみ中継施設の整備に向けた検討を進めます。
- ・ごみの減量化や資源化の推進により中間処理量の削減に努めます。

基本方針4：美化運動・不法投棄対策を進め、安全できれいなまちづくりを推進します。



- ・不法投棄、不法焼却に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止、早期対応に努めるとともに、意識啓発により不法投棄等を許さない環境づくりに努めます。

基本方針5：循環型社会が実現できるよう環境教育・環境学習の充実を図ります。



- ・全ての町民・事業者が環境問題に関する情報を共有し、環境にやさしいライフスタイルや事業スタイルを実践できるよう環境教育・環境学習の場と機会を積極的に提供します。
- ・小中学校における環境教育・環境学習を支援し、次世代の循環型社会の担い手を育てていきます。

基本方針6：非常災害における廃棄物の適正処理に関する施策の推進を図ります。



- ・非常災害時における廃棄物の適正な処理について施策の推進を講じるとともに、災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物の一時保管場所の確保等について検討します。

## 1. 資源化・発生抑制計画

資源化・発生抑制に関する基本事項を以下に設定します。

- ①資源集団回収の奨励と資源回収業者への支援に努めます。
- ②ごみの分別や生ごみ減量化に向けた意識啓発に努めるとともに、生ごみの資源化に向けた支援を行います。
- ③小型家電リサイクルの推進を継続して行います。
- ④製品プラスチックごみの発生抑制に努めます。
- ⑤それぞれの立場で実践できる食品ロス削減に向けた意識啓発を進めます。

## 2. 収集・運搬計画

収集・運搬に関する基本事項を以下に設定します。

- ①排出されたごみを適正かつ効率的に収集・運搬し、清潔な生活環境の保全に努めます。
- ②大型ごみの収集の効率化に向けた検討を進めます。
- ③ごみ分別アプリの情報発信機能の有効利用と利用促進に努めます。
- ④集合住宅管理者や事業系ごみ排出者に対して、ごみの分別等についての指導・助言を行い、ごみ出しルールの周知徹底に努めます。
- ⑤高齢者や障がい者世帯に対して、家族・近隣住民によるサポートや介護支援ボランティア制度によるごみ出し方法を検討し、支援していきます。

## 3. 中間処理計画

中間処理に関する基本事項を以下に設定します。

- ①広域事務組合の新中間処理施設の供用開始に合わせ、広域処理へスムーズに移行できるよう関係自治体と連携し、整備推進に努めます。
- ②広域処理移行に合わせ、直接搬入ごみの中継を行うため北十勝組合及び士幌町と連携し、中継施設の整備を進めます。
- ③資源化施設の整備等について、関係自治体と協議・検討を進めます。
- ④脱炭素社会の実現を目指して、生ごみなど未利用エネルギー資源の活用に向けた検討を進めます。
- ⑤広域処理へ移行後、北十勝組合の中間処理施設を適正に廃止し、解体を進めます。

#### 4. 最終処分計画

最終処分に関する基本事項を以下に設定します。

- ① 広域処理移行までは、北十勝組合の最終処分場の延命化に努めます。
- ② 広域処理移行後においては、北十勝組合の最終処分場の廃止に向けて、土幌町と連携し、維持管理に努めるとともに、廃止確認後は適正に廃止し、解体を進めます。

### 第3節 ごみの処理主体

令和9年度までのごみ処理主体は、現在の形態を維持しますが、令和10年度以降は、広域処理へ参画するため、広域事務組合が主体となり中間処理と最終処分を行うものとします。

表 2. 2. 1 ごみの処理主体

ごみの分類	排出抑制	ごみの分別	収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やせるごみ	排出者	排出者	町(委託)又は排出者	【令和9年度まで】 北十勝組合 【令和10年度以降】 広域事務組合	【令和9年度まで】 北十勝組合 【令和10年度以降】 広域事務組合
燃やせないごみ					
大型ごみ					
資源ごみ				【選別保管】 民間業者  【再生処理】 指定法人 再商品化業者等	-
缶類					
ビン類					
ペットボトル					
発泡スチロールトレイ					
プラスチック製容器包装					
紙製容器包装					
古紙類(新聞・雑誌類)					
ダンボール類					
金属類					
その他(紙類)					
小型家電リサイクル品				【保管】 町  【再生処理】 再生処理業者	
電池・蛍光管等					

## 第4節 ごみの排出量及び処理量の見込み

### 1. 人口の将来予測

#### (1) 人口動態

行政区域内人口の将来予測を推計するにあたって、過去10年間の人口動態を整理します。

本町の人口は、減少傾向を示しておりますが、世帯数は横ばい傾向で推移し、1世帯当たりの人口も減少傾向で推移するものとなっています。

今後も現在の社会情勢などを考慮すれば、人口減少は続くものと考えられます。

なお、全行政区域内人口が計画収集人口となっています。

表2. 2. 2 行政区域内人口と世帯数の推移

年度	行政区域内人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人口 (人/世帯)
平成24年度	5,098	2,350	2,169
平成25年度	5,035	2,354	2,139
平成26年度	4,906	2,332	2,104
平成27年度	4,896	2,392	2,047
平成28年度	4,908	2,436	2,015
平成29年度	4,959	2,499	1,984
平成30年度	5,017	2,543	1,973
令和元年度	4,957	2,552	1,942
令和2年度	4,986	2,603	1,915
令和3年度	4,954	2,610	1,898

※人口:各年度9月末日現在

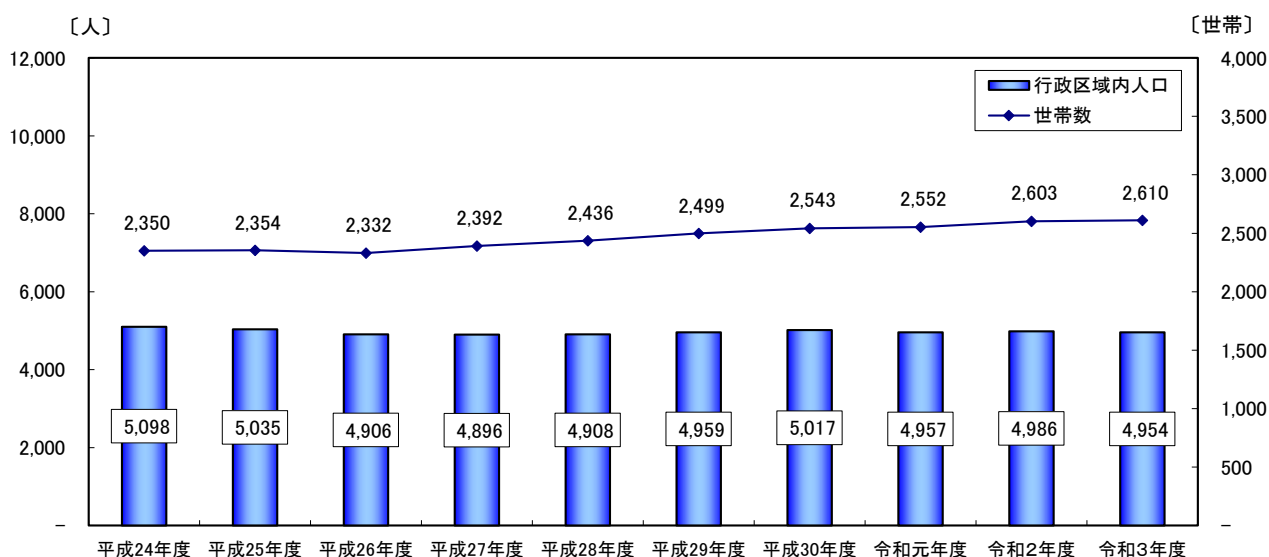


図2. 2. 1 行政区域内人口の推移



## (2) 行政区域内人口の推計

将来人口の推計は、各種計画で用いられている上士幌町第6期総合計画の人口推計結果を採用するものとします。

表 2. 2. 3 行政区域内人口の推計

年度	実績人口 (人)	上士幌町 人口予測値 (人)	備考
平成29年度	4,959		実績値 (住民基本台帳)
平成30年度	5,017		
令和元年度	4,957		
令和2年度	4,986		
令和3年度	4,954		
令和4年度		4,943	第6期上士幌町総合計画
令和5年度		4,950	
令和6年度		4,955	
令和7年度		4,962	
令和8年度		4,969	
令和9年度		4,974	
令和10年度		4,981	
令和11年度		4,988	
令和12年度		4,993	
令和13年度		5,000	
令和14年度		5,000	
令和15年度		5,000	
令和16年度		5,000	
令和17年度		5,000	
令和18年度		5,000	
令和19年度		5,000	

## (3) 計画収集人口

計画収集人口は、現状どおり、全行政区域内人口とします。

計画収集人口	本町の全行政区域内人口
--------	-------------

## 2. ごみ排出量の将来予測

将来予測としては、ごみの搬入実態に合わせ、生活系ごみと事業系ごみに分けて予測を行うものとします。

なお、生活系ごみのうち、収集ごみと直接搬入ごみの区分については、過去5年間の平均比率により求めるものとします。

### (1) 生活系ごみ1人1日当たり排出量

生活系ごみにおける1人1日当たり排出量の将来予測は、過去5年間の実績を基にトレンド法（時系列解析法）を用いて算出します。

予測結果では、過去の実績傾向を反映して計画目標年次における予測値は、822 g/人・日まで増加する予測となりましたが、ここ数年の新型コロナウイルス感染症の影響によるごみ排出量の増加が収束傾向にあることや、今後の発生抑制に対する取組みによる排出量の減少が想定されます。

今後は、分別の徹底や資源化への取組み、各家庭における生ごみ発生抑制の取組みによる減量効果が期待できることから、排出量は減少で推移することが予測され、生活系ごみの目標値としては、令和19年度までに北海道廃棄物処理計画の目標値 550 g/人・日（令和6年度目標）を目指すものとします。

<b>将来目標値</b>	<b>生活系ごみの1人1日当たり排出量は、令和19年度までに北海道の目標値である550 g/人・日を目指します。</b>
--------------	--

### (2) 事業系ごみ1人1日当たり排出量

事業系ごみにおける年間排出量の将来予測は、過去5年間の実績を基にトレンド法（時系列解析法）を用いて算出します。

予測結果では、令和2年度から令和3年度の傾向が反映され、計画目標年次における予測値は、91 t/日まで減少する結果となりましたが、発生抑制に対する取組みによる排出量の減少は見込まれるものの、今後この様な急激な減少に転じることは考えにくく、減少傾向は緩やかに推移することが想定されます。

今後は、生活系ごみ同様に分別の徹底や資源化への取組み、各事業所における発生抑制の取組みによる減量効果が期待できることから、排出量は減少で推移することが予測され、将来目標値としては、令和3年度の実績値に対して令和19年度の目標年度で10%の削減を見込むものとします。

<b>将来目標値</b>	<b>事業系ごみ排出量は、令和3年度実績値に対し、令和19年度までに10%削減の216 t/年を目指します。</b>
--------------	--

### (3) 年間排出量の予測結果

前項の1人1日当たり排出量より、各年度における生活系ごみ（収集ごみと直接搬入ごみ）の排出量と事業系ごみにおける排出量を以下に示します。

なお、生活系ごみのうち収集ごみと直接搬入ごみの比率は、過去5年間の平均割合 88.69%を用いて算定します。

表 2. 2. 4 1人1日当たり排出量及び年間排出量予測結果

年度	年間排出量[t/年]					1人1日当たりの排出量[g/人・日]	
	生活系ごみ 1人1日当たりの 排出量[g/人・日]	生活系ごみ合計[t/年]		事業系ごみ			
		収集ごみ	直接搬入ごみ				
令和4年度	1,576	741	1,337	1,186	151	239	874
令和5年度	1,552	728	1,315	1,166	149	237	859
令和6年度	1,529	715	1,293	1,147	146	236	845
令和7年度	1,507	703	1,273	1,129	144	234	832
令和8年度	1,484	690	1,251	1,110	141	233	818
令和9年度	1,460	677	1,229	1,090	139	231	804
令和10年度	1,437	664	1,207	1,071	136	230	790
令和11年度	1,415	652	1,187	1,053	134	228	777
令和12年度	1,392	639	1,165	1,033	132	227	764
令和13年度	1,367	626	1,142	1,013	129	225	749
令和14年度	1,343	613	1,119	992	127	224	736
令和15年度	1,319	601	1,097	973	124	222	723
令和16年度	1,294	588	1,073	952	121	221	709
令和17年度	1,268	575	1,049	930	119	219	695
令和18年度	1,244	562	1,026	910	116	218	682
令和19年度	1,220	550	1,004	890	114	216	668

※生活系ごみ合計[t/年]=生活系ごみ1人1日当たりの排出量×収集人口(行政区域内人口)×365日÷1000<sup>2</sup>

※1人1日当たり排出量[g/人・日]=年間排出量÷行政区域内人口÷365日×1000<sup>2</sup>

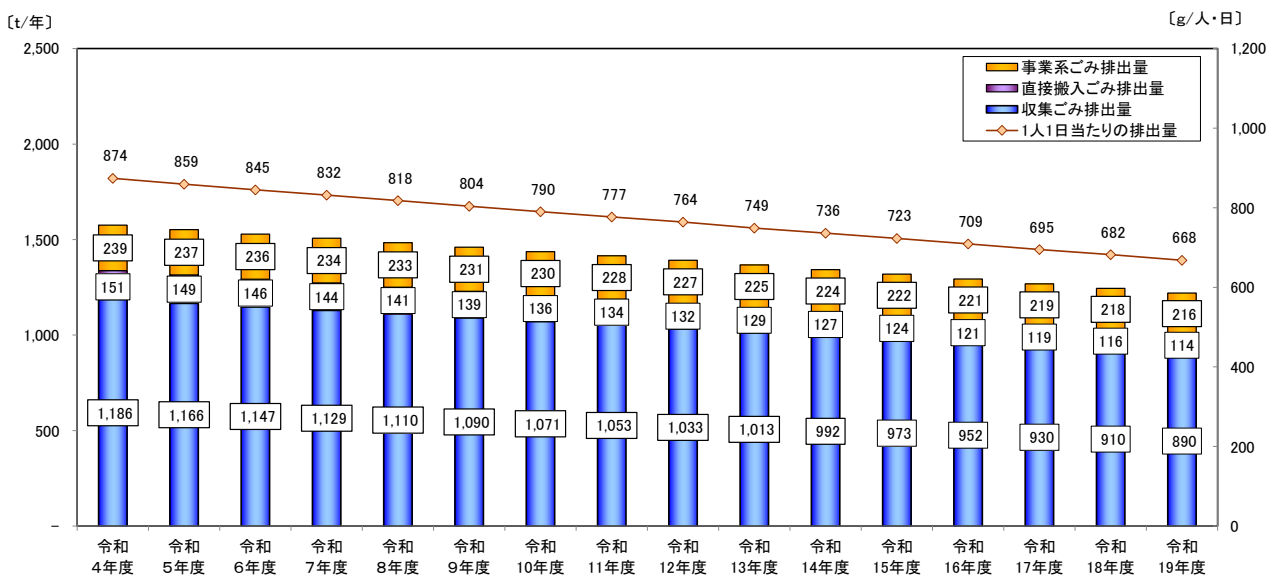


図 2. 2. 2 ごみ排出量の予測結果

### 3. 分別区分ごとの排出量の予測

#### (1) ごみ分別区分ごとの排出量

現在のごみの分別区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの4分別区分となっています。

今後においても当面は、現状の分別区分を維持する計画であることから、過去の実績の比率を用いてごみ区分毎の排出量の予測を行うものとします。

表 2. 2. 5 分別区分ごとの予測割合

区分			実績から想定する分別搬入量[t/年]					搬入区分率	
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均ごみ量 [t/年]	搬入比率
生活系ごみ	収集ごみ	燃やせるごみ	663.96	668.3	680.7	697.11	685.82	679.18	54.75%
		燃やせないごみ	143.95	138.86	140.81	156.57	132.77	142.59	11.50%
		大型ごみ	31.31	33.46	32.82	43.27	42.35	36.64	2.95%
		資源ごみ	391.41	390.71	386.9	376.13	365.44	382.12	30.80%
	88.69%	計	1230.63	1231.33	1241.23	1273.08	1226.38	1,240.53	100.00%
	直接搬入ごみ	燃やせるごみ	106.29	78.93	109.04	104.54	84.33	96.63	61.10%
燃やせないごみ		52.31	54.73	64.03	83.22	53.35	61.53	38.90%	
11.31%	計	158.6	133.66	173.07	187.76	137.68	158.16	100.00%	
事業系ごみ	燃やせるごみ	144.8	138.74	182.83	194.44	201.28	172.42	80.41%	
	燃やせないごみ	38.69	47.42	36.56	47.86	39.49	42.00	19.59%	
	計	183.49	186.16	219.39	242.3	240.77	214.42	100.00%	

分別区分ごとの排出量の予測＝排出量×実績搬入割合（表 2.2.5）

表 2. 2. 6 分別区分ごとの搬入量の推移

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
合計ごみ量[t/年]	1,576	1,552	1,529	1,507	1,484	1,460	1,437	1,415	1,392	1,367	1,343	1,319	1,294	1,268	1,244	1,220
燃やせるごみ[t/年]	934	921	907	894	880	868	854	842	830	815	801	787	774	759	744	732
燃やせないごみ[t/年]	242	238	235	232	229	224	221	218	214	210	207	203	199	196	193	188
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	365	359	353	348	342	336	330	324	318	312	306	300	293	286	280	274
生活系ごみ量[t/年]	1,337	1,315	1,293	1,273	1,251	1,229	1,207	1,187	1,165	1,142	1,119	1,097	1,073	1,049	1,026	1,004
燃やせるごみ[t/年]	742	730	717	706	693	682	669	659	647	634	621	608	596	583	569	558
燃やせないごみ[t/年]	195	192	189	186	183	179	176	173	170	166	163	160	156	153	150	146
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	365	359	353	348	342	336	330	324	318	312	306	300	293	286	280	274
収集ごみ量[t/年]	1,186	1,166	1,147	1,129	1,110	1,090	1,071	1,053	1,033	1,013	992	973	952	930	910	890
燃やせるごみ[t/年]	650	639	628	618	607	597	586	577	566	555	543	532	522	510	498	488
燃やせないごみ[t/年]	136	134	132	130	128	125	123	121	119	116	114	112	109	107	105	102
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	365	359	353	348	342	336	330	324	318	312	306	300	293	286	280	274
直接搬入ごみ量[t/年]	151	149	146	144	141	139	136	134	132	129	127	124	121	119	116	114
燃やせるごみ[t/年]	92	91	89	88	86	85	83	82	81	79	78	76	74	73	71	70
燃やせないごみ[t/年]	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44
事業系ごみ量[t/年]	239	237	236	234	233	231	230	228	227	225	224	222	221	219	218	216
燃やせるごみ[t/年]	192	191	190	188	187	186	185	183	183	181	180	179	178	176	175	174
燃やせないごみ[t/年]	47	46	46	46	46	45	45	45	44	44	44	43	43	43	43	42

#### 4. 資源化の目標と資源化量・資源回収率（リサイクル率）

容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法の施行により、資源ごみの分別区分が細分化される中、ごみの減量化、資源化への理解も進み、適正な分別回収が行われているところです。

一方で、正しく分別すれば資源化可能なものが燃やせるごみ、燃やせないごみに混入しているという実態もあります。

燃やせるごみ、燃やせないごみに混入していると思われる資源ごみは以下のとおりです。

燃やせるごみ：紙製容器包装、紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌類、その他紙類

燃やせないごみ：無色・茶色・その他ガラス容器（びん）、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイ、スチール製・アルミニウム製容器包装（缶）、使用済小型家電

近年のデジタル化に伴う紙媒体の脱却や容器包装廃棄物の軽量化に伴い、資源回収量が減少する可能性もありますが、ホームページや広報誌、ごみ分別アプリを活用し、分別回収の徹底を図るとともに、地域における資源集団回収の取組みを引き続き支援します。

この取組みにより令和19年度には資源回収率30.0%以上の達成を目標とします。

<b>資源化目標値</b>	<b>資源回収率（リサイクル率）を令和19年度において30%以上を目指します。</b>
---------------	---

##### （1）資源化量の予測

資源集団回収の取組み、分別収集の徹底や小型家電リサイクルの取組みによって見込まれる資源化量を以下に示します。

表2.2.7 取組み毎の合計資源化量の予測

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
行政区域内人口	4,943	4,950	4,955	4,962	4,969	4,974	4,981	4,988	4,993	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
資源化量の予測[t/年]	426	421	419	416	413	409	423	420	415	411	406	401	396	392	386	382
資源集団回収量[t/年]	51	51	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
再資源化量[t/年]	365	361	358	355	352	348	344	341	337	333	329	325	320	316	311	307
使用済小型家電回収量[t/年]	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
破砕後有価物回収量[t/年]	9	8	8	8	8	8	26	26	25	25	24	23	23	23	22	22
資源回収率[%]	26.2	26.3	26.5	26.7	26.9	27.1	28.4	28.6	28.7	29.0	29.1	29.2	29.4	29.7	29.8	30.0

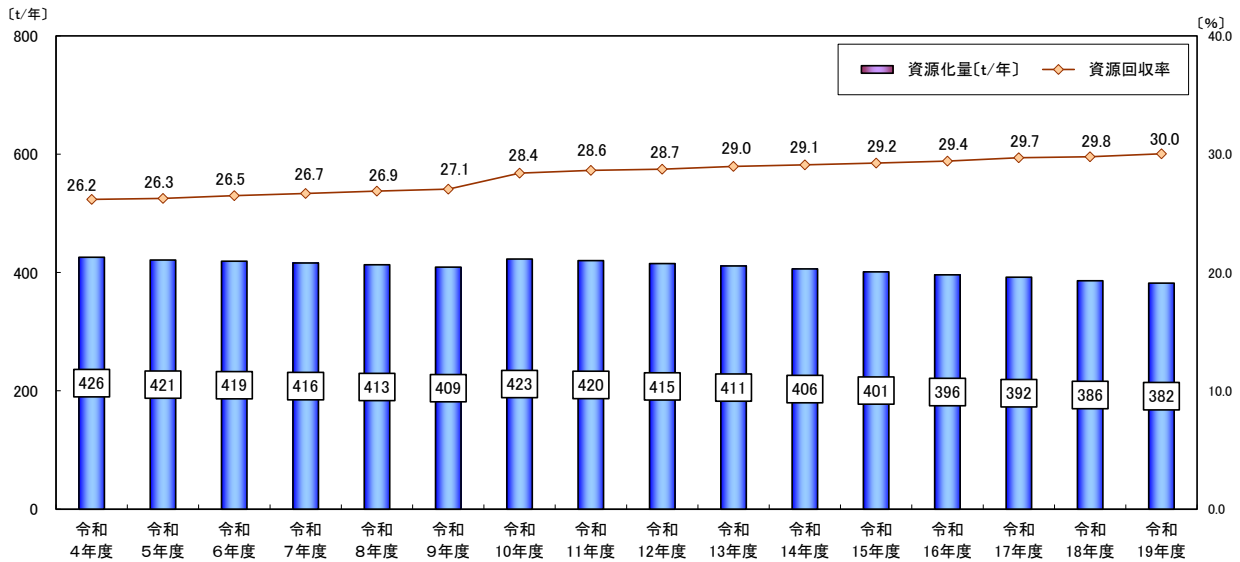


図2. 2. 3 資源化目標に基づく資源化量の推計

### 5. 資源化の目標達成におけるごみ排出量の予測

資源化の目標を達成した場合の燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、資源ごみの排出量を以下に示します。

表2. 2. 8 資源化目標達成における分別区分毎の排出量の予測

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
合計ごみ量[t/年]	1,576	1,552	1,529	1,507	1,484	1,460	1,437	1,415	1,392	1,367	1,343	1,319	1,294	1,268	1,244	1,220
燃やせるごみ[t/年]	934	919	900	885	870	859	841	827	812	796	782	768	752	735	719	705
燃やせないごみ[t/年]	242	235	234	231	226	218	217	213	210	205	200	194	191	187	184	179
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	365	364	361	358	355	351	347	344	340	336	332	328	323	319	314	310
生活系ごみ量[t/年]	1,337	1,315	1,293	1,273	1,251	1,229	1,207	1,187	1,165	1,142	1,119	1,097	1,073	1,049	1,026	1,004
燃やせるごみ[t/年]	742	728	710	697	683	673	656	644	629	615	602	589	574	559	544	531
燃やせないごみ[t/年]	195	189	188	185	180	173	172	168	166	161	156	151	148	144	141	137
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	365	364	361	358	355	351	347	344	340	336	332	328	323	319	314	310
収集ごみ量[t/年]	1,186	1,166	1,147	1,129	1,110	1,090	1,071	1,053	1,033	1,013	992	973	952	930	910	890
燃やせるごみ[t/年]	650	637	621	609	597	588	573	562	548	536	524	513	500	486	473	461
燃やせないごみ[t/年]	136	131	131	129	125	119	119	116	115	111	107	103	101	98	96	93
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
資源ごみ[t/年]	365	364	361	358	355	351	347	344	340	336	332	328	323	319	314	310
直接搬入ごみ量[t/年]	151	149	146	144	141	139	136	134	132	129	127	124	121	119	116	114
燃やせるごみ[t/年]	92	91	89	88	86	85	83	82	81	79	78	76	74	73	71	70
燃やせないごみ[t/年]	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44
事業系ごみ量[t/年]	239	237	236	234	233	231	230	228	227	225	224	222	221	219	218	216
燃やせるごみ[t/年]	192	191	190	188	187	186	185	183	183	181	180	179	178	176	175	174
燃やせないごみ[t/年]	47	46	46	46	46	45	45	45	44	44	44	43	43	43	43	42

## 第5節 温室効果ガス削減目標

ごみ処理に伴う1人1日当たりの温室効果ガス(CO<sub>2</sub>換算)排出量は、令和3年度実績で0.316kg-CO<sub>2</sub>/人・日であり、令和2年度における国の目標値である0.285kg-CO<sub>2</sub>/人・日を上回る水準にあります。

今後は、現在計画が進められている広域事務組合の新中間処理施設の供用開始に合わせ、広域処理へ参画することによって、現有施設よりも高効率の焼却施設による処理が実現されることから、国の目標値を下回る数値を維持できることが想定されるため、減量目標としては国の目標値である0.285kg-CO<sub>2</sub>/人・日以下も可能となります。

また、生ごみの有効利用の実現によっては、さらなる温室効果ガスの削減が可能となることから、国の目標値である0.285kg-CO<sub>2</sub>/人・日を目指します。

温室効果ガス  
削減目標値

令和19年度における温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出量を0.285kg-CO<sub>2</sub>/人・日以下を目指します。

## 第6節 ごみの発生抑制のための方策に関する事項

「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの取組みの優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めており、ごみの発生抑制は最優先に位置づけられています。

町民アンケートでは、ごみの減量・資源化、食品ロス削減についての意識は高いという結果になりましたが、「ある程度しか取り組んでいない」「特に何もしていない」との回答が多く見られました。今後は、各家庭が自主的に生ごみなどの発生抑制を講じることができるよう具体的な取組みを検討していく必要があります。

事業所アンケートでは、事業所の約7割が「資源物の分別を徹底している」と回答しており、資源化に対する意識が高いという結果となりました。今後も、事業者が排出者責任を意識し、ごみの資源化に積極的に取り組めるよう周知啓発をしていく必要があります。

ごみの発生を抑制するには、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、互いに協働して積極的に取り組んでいく必要があります。

以下に、町民・事業者・町のそれぞれが果たすべき役割を整理します。

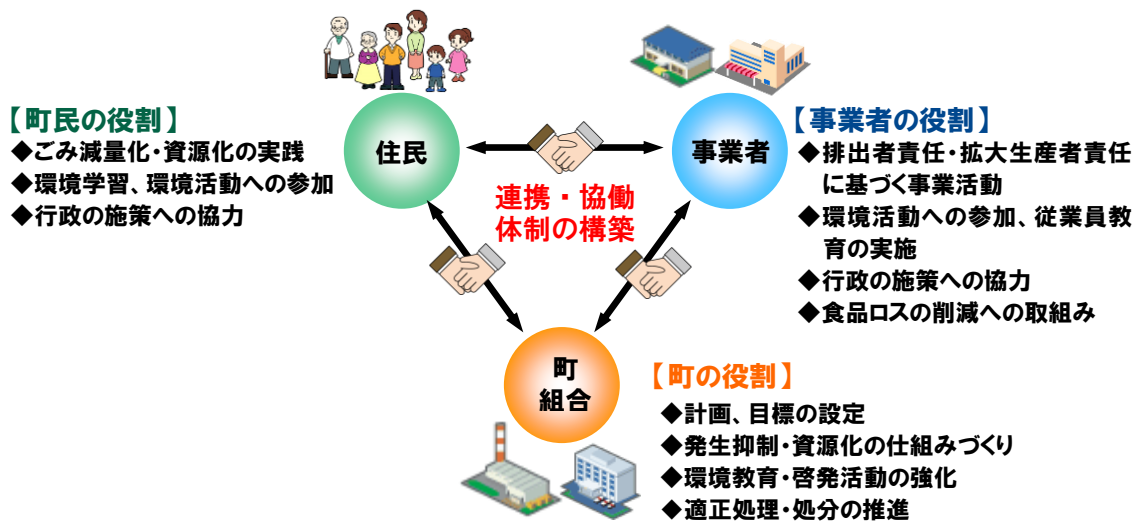


図 2. 2. 4 発生抑制のための町民・事業者・行政の役割分担

## 町民の役割

### 1. ライフスタイルの転換

商品の選択から購入、消費、廃棄に至るまでごみを発生させない、出さないライフスタイルを実践します。

- ① 簡易包装品やリターナブル容器を選択し、過剰包装を求めないよう自粛します。また、買物袋持参運動（マイバック運動）を実践し、レジ袋や紙袋の使用削減に取組みます。
- ② 可能なかぎり使い捨て商品の購入を避け、リサイクル品やエコマーク認定商品等の環境にやさしい製品を選択するグリーン購入に努めます。
- ③ 料理を工夫し調理くず、食べ残しを削減するエコクッキングなどの食品ロスへの実践や水切りの徹底による生ごみの減量化に取組みます。
- ④ 生ごみ処理機やコンポスターを使用して生ごみの堆肥化・減容化に取組みます。
- ⑤ 物を大切にし、故障や破損した場合は修理して使用するなど、安易に物を廃棄しないライフスタイルを心がけます。

### 2. リサイクル活動への積極的参加

行政や各種団体が実施するリサイクル活動への参加やインターネットツールを活用するなど、再利用、再資源化に努めるとともに、町内会などで行っている資源集団回収への取組みを率先して行うよう、参加協力を呼びかけていきます。

また、小型家電リサイクル品の回収や販売店等による店頭回収を実施している事業者を周知していきます。

### 3. 行政の施策への協力

ごみ出しルールの遵守、資源ごみの分別の徹底等、行政が実施する減量化・資源化施策に積極的に協力します。また、行政が主催する環境教育・環境学習の場へ積極的に参加します。



## 事業者の役割

### 1. 製品の製造業者における発生抑制

- ① 材料、製造プロセス等を見直し、生産・製造過程で発生する廃棄物の減量化・資源化を図るとともに、自ら積極的にリサイクル品の利用拡大に努めます。
- ② 繰り返し使用できる製品や長寿命製品、詰め替え製品等、廃棄する割合の少ない商品を製造、販売します。
- ③ 拡大生産者責任\*の考え方に則して、製品の回収処理や再資源化に積極的に取り組みます。

### 2. 製品の流通・販売業者における発生抑制

- ① 使い捨て製品の販売や過剰包装を自粛し、簡易包装やマイバック運動を推奨します。
- ② 修理やリフォームに関する取組みを推進します。
- ③ 店頭回収に積極的に取り組み、回収ルートの確保に努めます。

### 3. 事業活動全般での発生抑制

- ① 「事業活動に伴って排出されるごみは、事業者自らが処理責任を負う」ということを常に認識し、行動します。
- ② 引続きOA用紙の資源回収活動に取組むとともに、IT化によるペーパーレス化を推進します。
- ③ 使い捨て製品の使用を抑制し、再生品の使用等環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。
- ④ 地域における環境活動に参加するとともに、従業員に対する環境教育を行います。

### 4. 食品廃棄物の発生抑制

- ① 食品小売業においては、消費期限前に商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。
- ② 外食産業においては、メニュー、盛付けの工夫や食べ残しが無かった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しなどの食品ロスの削減に積極的に取組むものとします。
- ③ 食品小売業や外食産業においては、自らの取組みを適切に情報提供することにより消費者の理解の促進に努めます。

### 5. レジ袋の有料化・包装の簡素化の推進

レジ袋の使用を抑制するため、令和2年7月より実施されているレジ袋の有料化を進めるとともに、簡易包装等の取組みを推進していきます。

---

#### \* 拡大生産者責任 (Extend Producer Responsibility)

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄されたあとにおいても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

## 町の役割

### 1. 教育・啓発活動の充実

- ① ホームページや広報誌、ごみ分別アプリへの情報掲載、啓発パンフレット等の発行・配布を通じて、ごみ処理の現状や3Rに関する情報提供・普及活動を積極的に行います。
- ② ビデオ教材や副読本等を利用し、小中学校などでの教育啓発活動、出前講座や施設見学会・体験学習等のイベントの開催を通じて環境学習の充実を図ります。
- ③ 住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して、ごみ減量化・資源化に取り組んでいけるよう、年度ごとの取組み目標や成果などを発信します。

### 2. 生ごみの減量化・資源化の推進

各家庭において生ごみの排出の際の水切りをしっかりと実践することや、食べ残し・手つかず食品などの食品ロスを発生させないことが生ごみ減量化につながるため、家庭での取組みについて周知を図ります。また、コンポスターや生ごみ処理機による減量化・資源化を促進するため、普及啓発の方策を検討します。

### 3. 廃棄物処理施設の適正な管理・運営への協力

北十勝組合及び広域事務組合の処理施設にて、効率的な運営と持続可能な廃棄物処理を維持すべく、北十勝組合や広域事務組合と連携し、廃棄物の適正な受入れ・処理に協力していきます。

### 4. 多量排出事業者への減量化指導の徹底

多量排出事業所に対し、排出者責任を明確に示し、自己処理責任の周知徹底を図るとともに、計画的な事業系ごみの発生抑制対策を促します。

### 5. 行政における率先的取組み

町が自ら発生抑制とリサイクルに積極的に取り組むとともに、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択するなど、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

### 6. 適正なごみ処理手数料の検討

現在のごみ処理手数料（指定袋、指定シール）は、平成17年の有料化以降、据え置きとなっています。広域事務組合の処理施設への移行後も、これを維持していくことを前提としていますが、今後、焼却施設の維持管理費増加や最終処分場の改修、中継施設の整備など新たな財政負担が見込まれることから、ごみ減量化によるコスト削減により料金体系維持に努めるとともに、適正なごみ処理手数料についての検討を行っていきます。

### 7. 資源集団回収の強化・拡大と資源回収業者への支援

資源集団回収は、各町内会や各種団体が独自に実施しています。今後も資源集団回収を推進するため、奨励金を継続するとともに、回収品目等の拡大についても資源回収業者と協議を進め、持続可能な資源集団回収のシステム構築を進めます。

## 8. 不適正処理・不法投棄対策の強化

野焼きによる不適正処理及び不法投棄については、巡回パトロールを行い、地域住民とともに監視・指導体制の強化を図ります。

### 第7節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

現状の分別区分は「処理システム指針」の類型Ⅱを基本としており、今後も引き続き類型Ⅱを維持するものとします。

なお、分別収集区分は生活系ごみを対象に設定されたものですが、事業系ごみについても適正処理の観点から、本分別区分に準じて搬入するよう排出事業者を指導していくものとします。

表 2. 2. 9 分別区分

分別収集区分			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別。紙製容器は古紙類と同時収集。
		①-2 ガラスビン	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 発泡スチロール、白色トレイ	
		①-6 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類(新聞・雑誌・ダンボール・紙類)の資源ごみ		
	③資源回収する小型家電		
	④回収する有害ごみ(電池、水銀体温計、蛍光灯等)		
	⑤燃やせるごみ		
⑥燃やせないごみ			
⑦大型ごみ			

## 第8節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

### 1. 収集・運搬計画

#### (1) 収集・運搬体制

##### 【収集エリア】

今後も現在の全行政区域を一つの収集区域として維持します。なお、地域世帯数の変動や分別区分の増加など状況によって、収集エリアの見直しも検討していきます。

##### 【収集頻度】

収集頻度については、現行水準を維持することを基本とし、今後の収集量の推移、周辺市町村の動向、町民のニーズ等諸条件の変化を見ながら見直しも検討していきます。

##### 【収集方式・収集形態】

###### ・収集方式

収集作業の効率性を考慮し、現状どおりステーション方式（集積方式）と戸別収集方式の併用を基本とします。

###### ・ステーション管理

ごみ出しのモラルが悪い地域や共同住宅等については、専用ステーションの設置や清掃員による見守りを強化するほか、違反者への対応を行政区長や住宅管理者と協議していきます。

###### ・収集形態

分別の徹底、収集作業の安全性・効率性、町の景観維持の観点から今後も指定袋制を継続していきます。

###### ・高齢者対策

ごみ出しが困難な高齢者や障がい者に対しては、家族・近隣住民によるサポートや介護支援ボランティア制度によるごみ出し方法を検討し、支援していきます。

##### 【収集・運搬業者】

収集運搬は、民間委託によりコスト縮減が図れることから、今後も生活系ごみの収集・運搬は、町内の許可業者などへの長期継続委託を実施するなど、効率的な委託契約を進めていくものとします。

なお、広域処理移行に合わせ、車両の拡充が必要な場合は、委託業者への負担軽減を目的とした契約の見直しを行い、持続可能な収集・運搬体制を構築していきます。

表 2. 2. 10 収集・運搬体制

分類	収集頻度	収集方式	収集形態		収集・運搬
資源回収する容器包装	市街地区2~3回/月 農村地区2~3回/月	ステーション方式 ・ 戸別収集方式	空き缶	サンテナかご等に入れる	委託
			空きビン	透明袋	
			ペットボトル	透明袋	
			プラスチック製容器包装	透明袋	
			発泡スチロール・白色トレイ	透明袋	
			紙製容器包装	透明袋	
資源回収する古紙類			ひも縛り		
資源回収する小型家電	随時	窓口回収	役場庁舎内で引き取り		業者回収
回収する乾電池等・蛍光管	2回/月	ステーション方式 ・ 戸別収集方式	透明袋		委託
燃やせるごみ	1回/週		町指定有料袋		
燃やせないごみ	2回/月		町指定有料袋		
大型ごみ	2回/年		町指定有料シール		

### (3) 特別管理一般廃棄物の取扱い

廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性及びその他の人の健康、または生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある廃棄物として、以下のものが特別管理一般廃棄物に指定されています。

- 廃棄物焼却炉の集じん灰
- 感染性一般廃棄物

特別管理一般廃棄物の取扱いについては、従来どおり、排出事業者と製造業者が回収・処理をすることとし、広報誌やパンフレット等の広報などを活用し周知徹底を図ります。

### (4) 適正処理困難物

処理ができない適正処理困難物（表 2. 2. 11）については、製造業者・販売店・専門の処理業者・リサイクル業者へ引き取りを依頼するよう指導し、収集・運搬対象から除外します。

また、家電リサイクル法対象品目のテレビ（ブラウン管テレビ、液晶・プラズマテレビ）、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機及びパソコン用 CRT モニター（小型家電リサイクル品を除く）に関してはそれぞれ関係リサイクル法に基づくリサイクルルートの活用を指導します。

小型家電リサイクル法の対象品目（電話機や携帯電話、デジタルカメラ、映像用機器、ゲーム機や時計などの電子機器類）については、町で取組む無料回収への協力及び周知を進めていきます。

なお、適正処理困難物や家電リサイクル法、資源有効利用促進法、小型家電リサイクル法に基づく対象品目が、ごみステーションに排出されないように排出ルールの周知徹底を図っていきます。

表 2. 2. 11 適正処理困難物

<b>適正処理困難物</b>	最大の辺または径が 2 m を超えるもの、体積が 2 立法メートルを超えるもの、重量が 100kg を超えるもの。 収集・運搬、処分する機材、施設を著しく汚損し、破壊するおそれのあるもの。 収集・運搬、処分の際、作業員の安全上、特に危害を及ぼすもの。 産業廃棄物、家電 4 品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン(室外機含む)）、廃油類(オイル、食用油)、その他油脂類、オイルエレメント、ガソリン、灯油、塗料およびこれらの入った缶、消火器、自動車、オートバイ、スクーター、タイヤ、バッテリー、感染性医療廃棄物(注射針など)、薬品類(農薬、化学薬品、火薬、肥料、危険有害物)、ピアノ、ウォーターベッド、ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)、パソコン、その他処理困難なもの。
----------------	--

## 2. 中間処理計画

### (1) 中間処理の方法

令和9年度までは現在の処理システムを継続して行い、令和10年度以降は広域事務組合の新中間処理施設供用開始に伴い、新たなおみ処理システムによる適正処理を推進します。

ごみの分別区分ごとの処理・処分システムについて、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に示されている「適正な循環的利用及び適正処分の方法」としてまとめます。

なお、製品プラスチックは、燃やせないごみとして回収し、広域事務組合の新中間処理施設（破碎施設）にて破碎選別した後、熱電エネルギーの原料としてサーマルリサイクルを進める計画です。

#### 中間処理対象物（令和9年度まで）

- 焼却処理施設（北十勝組合）：燃やせるごみ
- 移動式破碎機（北十勝組合）：一部燃やせないごみ、大型ごみ
- 資源回収：大山古物商店（びん類、缶類、ペットボトル、発泡スチロールトレイ、紙製容器包装、古紙類等）  
中士幌リサイクルセンター（プラスチック製容器包装のみ）

#### 中間処理対象物（令和10年度以降）

- 焼却処理施設（広域事務組合）：燃やせるごみ
- 破碎処理施設（広域事務組合）：燃やせないごみ、大型ごみ
- 資源回収：大山古物商店（びん類、缶類、ペットボトル、発泡スチロールトレイ、紙製容器包装、古紙類等）  
中士幌リサイクルセンター（プラスチック製容器包装のみ）

表 2. 2. 1 2 適正な循環的利用及び適正処分の方法

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の方法	
①資源回収する容器包装	①-1 空き缶(金属含む)	・民間業者に委託 ・素材別に排出源で分別する。	○金属類の回収業者への売却による再生利用
	①-2 空きビン	・大山古物商店、中士幌リサイクルセンターにおいて異物の除去、種類別の選別を行い、種類に応じて圧縮または梱包を行う。 ・付着した汚れの洗浄が困難なものについて、容器包装に係る分別収集の対象からの適切な除去を図る。	○容器包装リサイクル協会の引き取りによる再商品化 ○除去した異物は北十勝組合(令和10年度以降は広域事務組合)の焼却施設または埋立施設で適正処分  ○発泡スチロールはインゴットに再生業者へ売却
	①-3 ペットボトル		
	①-4 プラスチック製容器包装		
	①-5 発泡スチロール白色トレイ		
	①-6 紙製容器包装		
②資源回収する古紙類の資源ごみ	・民間業者に委託 ・古紙類は排出源で分別する。大山古物商店において、異物除去及び必要に応じて梱包し、売却する。		
③資源回収する使用済小型家電	・本町が運営 ・排出源で分別し、役場庁舎内で引き取りする。	○資源化業者にて引き取りし全量を再生利用	
④回収する有害ごみ	・本町が運営 ・排出源で分別し、性状に見合った処理及び保管。	○再生業者にて引き取りし再生利用	
⑤燃やせるごみ	・排出源で分別する R9まで北十勝組合が運営 R10以降広域事務組合が運営  ・ストーブ方式による従来型または高効率の焼却方式	・R9まで北十勝組合の焼却施設で処理 R10以降、直接搬入ごみは中継施設で精替えし、収集ごみは直接、広域事務組合の新中間処理施設へ運搬して焼却処理	○R10以降広域事務組合では、発電によるコジェネレーション(電気、熱エネルギー回収)を基本とし、施設内利用と売電を実施予定
		焼却灰 R9まで北十勝組合の最終処分場で処分 R10以降広域事務組合の最終処分場で処分	
		ばいじん ・薬剤により安定化処理し、最終処分場で処分 (R9まで北十勝組合、R10以降広域事務組合)	
⑥燃やせないごみ	・排出源で分別する R9まで北十勝組合が運営 ・直接埋立・一部破砕方式 R10以降広域事務組合が運営 ・破砕・選別方式	・R9まで北十勝組合にて金属等の有価物の回収、かさばるものは移動式破砕機で処理し、残渣は焼却処理または埋立	○金属等の回収業者への売却による再生利用
		・R10以降、中継施設で直接搬入される金属等の有価物の回収、それ以外は、中継運搬し、収集ごみは直接広域事務組合へ運搬して破砕選別処理により有価物を回収、残渣は焼却または埋立	○R9まで処理残渣は、北十勝組合の焼却処理、埋立処分 ○R10以降処理残渣は、広域事務組合で焼却処理、埋立処分
⑦大型ごみ	・排出源で分別する R9まで北十勝組合が運営 ・直接埋立・一部破砕方式 R10以降広域事務組合が運営 ・破砕・選別方式	・R9まで北十勝組合にて金属等の有価物の回収、木材の回収、木製品の破砕による助燃材利用、残渣は埋立処分、かさばるものは移動式破砕機で処理し、残渣は焼却処理または埋立	○金属等の回収業者への売却による再生利用  ○木材は業者へ引き渡し資源化
		・R10以降、中継施設で直接搬入される金属等の有価物の回収、それ以外の直接搬入ごみは簡易破砕して運搬、収集ごみは直接広域事務組合に運搬して破砕選別処理により有価物を回収、残渣は焼却または埋立	○R9まで処理残渣は、北十勝組合の焼却処理、埋立処分 ○R10以降処理残渣は、広域事務組合で焼却処理、埋立処分

### (3) 中間処理量

令和9年度までは、北十勝組合にて中間処理を行うものとし、令和10年度から広域事務組合の新中間処理施設で処理を行う計画とします。

なお、広域参画後における分別ごとの搬入量は、表2.2.7「資源化目標達成における分別区分毎の排出量の予測」により中間処理量の予測を行います。

#### 【焼却処理量】

焼却対象ごみとして、燃やせるごみ、破碎・選別処理後の可燃物、資源ごみ処理残渣とし、令和9年度までは北十勝組合で、令和10年度から広域事務組合の新中間処理施設にて焼却処理を行います。

なお、令和9年度まで北十勝組合で処理して発生する焼却残渣率は、実績平均値にて予測を行いますが、令和10年度供用開始を目指し広域事務組合にて整備を進める新中間処理施設においては、焼却施設が高効率のストーカ式焼却施設となる見込みであるため、焼却残渣率は13%として計画します。

表2.2.13 焼却処理量の推計

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
焼却処理量[t/年]	960	945	926	910	894	882	1,029	1,011	994	974	955	937	918	897	879	860
直接焼却量[t/年]	934	919	900	885	870	859	841	827	812	796	782	768	752	735	719	705
中間処理後焼却量[t/年]	26	26	26	25	24	23	188	184	182	178	173	169	166	162	160	155
破碎処理後焼却量[t/年]	24	24	24	23	22	21	186	182	180	176	171	167	164	160	158	153
資源ごみ残渣焼却量[t/年]	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
焼却処理後の内訳[t/年]	147	145	142	140	137	135	134	131	129	127	124	122	119	117	114	112
焼却残渣量[t/年]	147	145	142	140	137	135	134	131	129	127	124	122	119	117	114	112

※焼却残渣率: 令和9年度まで実績平均値 15.35%(北十勝組合)、令和10年度以降 13%(広域事務組合)

#### 【破碎・選別処理量】

破碎対象ごみとして、燃やせないごみと大型ごみとし、令和9年度まで北十勝組合の移動式破碎機で処理し、令和10年度から広域事務組合の新中間処理施設で破碎選別処理を行います。

なお、北十勝組合での破碎処理量と破碎処理後量は、過去の実績比率を用いての予測を行い、広域事務組合での破碎処理量は、燃やせないごみと大型ごみの合計量とし、破碎選別処理後量は、広域事務組合構成市の実績データ(一般廃棄物処理実態調査平成29年度から令和2年度)の実績比率を用いて予測を行います。

表2.2.14 破碎・選別処理量の推計

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
破碎対象量[t/年]	277	269	268	264	259	250	249	244	240	235	229	223	219	214	211	205
燃やせないごみ[t/年]	242	235	234	231	226	218	217	213	210	205	200	194	191	187	184	179
大型ごみ[t/年]	35	34	34	33	33	32	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
その他処理量[t/年]	114	110	110	109	107	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接埋立量[t/年]	114	110	110	109	107	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破碎処理量[t/年]	163	159	158	155	152	147	249	244	240	235	229	223	219	214	211	205
燃やせないごみ量[t/年]	147	143	142	140	137	132	217	213	210	205	200	194	191	187	184	179
大型ごみ量[t/年]	16	16	16	15	15	15	32	31	30	30	29	29	28	27	27	26
破碎処理後量[t/年]	163	159	158	155	152	147	249	244	240	235	229	223	219	214	211	205
破碎可燃物[t/年]	24	24	24	23	22	21	186	182	180	176	171	167	164	160	158	153
破碎不燃物[t/年]	130	127	126	124	122	118	37	36	35	34	34	33	32	31	31	30
破碎有価物[t/年]	9	8	8	8	8	8	26	26	25	25	24	23	23	23	22	22

※北十勝組合 破碎処理後率: 破碎可燃 14.71%、破碎不燃 80.00%、破碎有価物 5.29%

※広域事務組合 破碎処理後率: 破碎可燃 74.82%、破碎不燃 14.66%、破碎有価物 10.52%



**【資源化処理量】**

資源化処理は、広域処理参画後も大山古物商店及び中士幌リサイクルセンターにて継続して行うほか、使用済小型家電も継続して直接資源化を行う計画とします。

なお、種類別の資源化量は、過去5年間の資源化量の実績より求めた比率を用いて将来の資源化量の予測を行うものとします。

**表 2. 2. 15 資源化処理量の推計**

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	
収集資源ごみ[t/年]	無色ガラス容器	16	15	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	13	13	13	
	茶色ガラス容器	22	22	21	21	21	21	20	20	20	20	20	20	19	19	19	18	
	その他ガラス容器	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	10	10	
	ペットボトル	21	21	21	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	18	18	18	
	紙製容器包装	6	6	6	6	6	6	6	5	6	5	5	5	5	5	5	5	
	プラスチック製容器包装	51	50	51	50	50	49	48	48	48	47	47	46	46	46	44	43	43
	白色トレイ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	
	スチール製容器包装	14	14	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	
	アルミニウム製容器包装	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	紙/パック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	段ボール	67	67	66	66	65	64	64	63	62	62	61	60	59	59	58	57	
	新聞紙	45	44	44	44	43	42	42	42	41	41	40	40	39	39	38	37	
	雑誌類	64	63	63	62	61	60	60	60	59	59	58	57	56	55	55	54	
	その他紙類	33	33	32	32	32	31	31	31	31	30	30	29	29	29	28	28	
	計	365	361	358	355	352	348	344	341	337	333	329	325	320	316	311	307	
	直接資源ごみ[t/年]	使用済小型家電	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
資源処理後量	資源残渣(焼却処理)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
合計[t/年]		368	364	361	358	355	351	347	344	340	336	332	328	323	319	314	310	

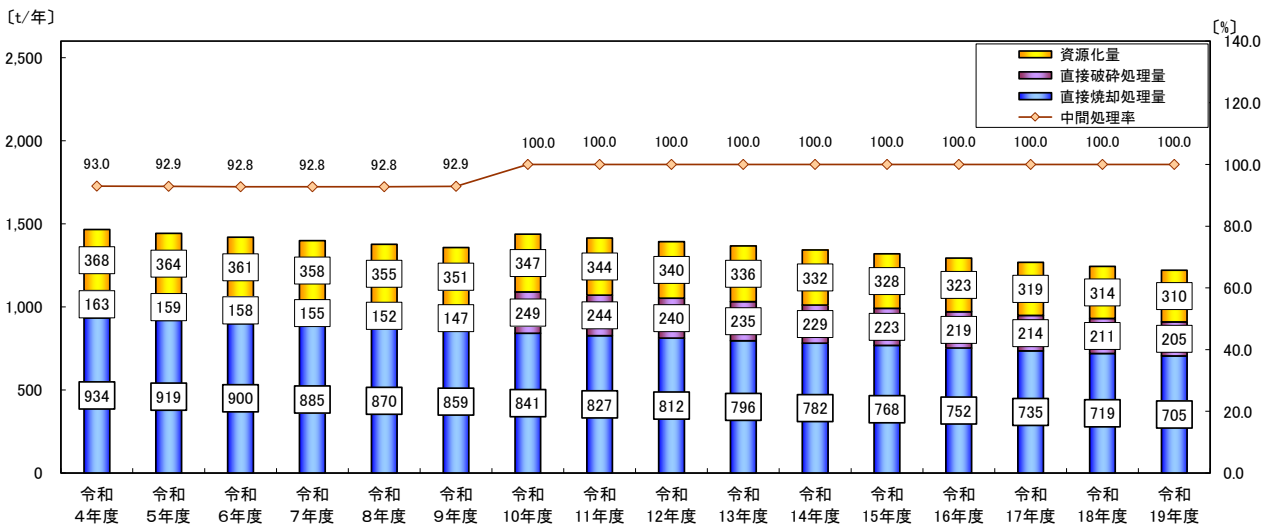
**【直接中間処理量（直接処理量+資源回収量）】**

ごみ排出量に対し、焼却処理及び破碎処理の直接処理量と資源回収量の合計比率は、広域処理参画前 92.8%で推移する結果となりましたが、広域参画後は 100%になる見込みです。

直接中間処理量の推計を表 2. 2. 16 及び図 2. 2. 4 に示します。

**表 2. 2. 16 中間処理量の推移**

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
中間処理量[t/年]	1,465	1,442	1,419	1,398	1,377	1,357	1,437	1,415	1,392	1,367	1,343	1,319	1,294	1,268	1,244	1,220
焼却処理量[t/年]	934	919	900	885	870	859	841	827	812	796	782	768	752	735	719	705
破碎処理量[t/年]	163	159	158	155	152	147	249	244	240	235	229	223	219	214	211	205
資源回収量[t/年]	368	364	361	358	355	351	347	344	340	336	332	328	323	319	314	310
中間処理率[%]	93.0	92.9	92.8	92.8	92.8	92.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



**図 2. 2. 5 中間処理量の推移**

### 3. 最終処分計画

#### (1) 最終処分の方法

最終処分の方法として、令和9年度までは北十勝組合の最終処分場にて埋立処分を行い、令和10年度からは広域事務組合の最終処分場で埋立処分を行うものとします。

**埋立対象物（令和9年度まで）**

■ 北十勝組合 最終処分場：燃やせないごみ（一部直接埋立）、焼却残渣、破碎不燃物

**中間処理対象物（令和10年度以降）**

■ 広域事務組合 最終処分場：焼却残渣、破碎不燃物

#### (2) 最終処分量

最終処分量の推計を表2.2.17及び図2.2.6に示します。

表2.2.17 最終処分量の推計

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
最終処分量[t/年]	391	382	378	373	366	356	171	167	164	161	158	155	151	148	145	142
直接埋立量[t/年]	114	110	110	109	107	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却残渣量[t/年]	147	145	142	140	137	135	134	131	129	127	124	122	119	117	114	112
破碎不燃物量[t/年]	130	127	126	124	122	118	37	36	35	34	34	33	32	31	31	30
最終処分率[%]	24.8	24.6	24.7	24.8	24.7	24.4	11.9	11.8	11.7	11.8	11.8	11.8	11.7	11.7	11.7	11.6

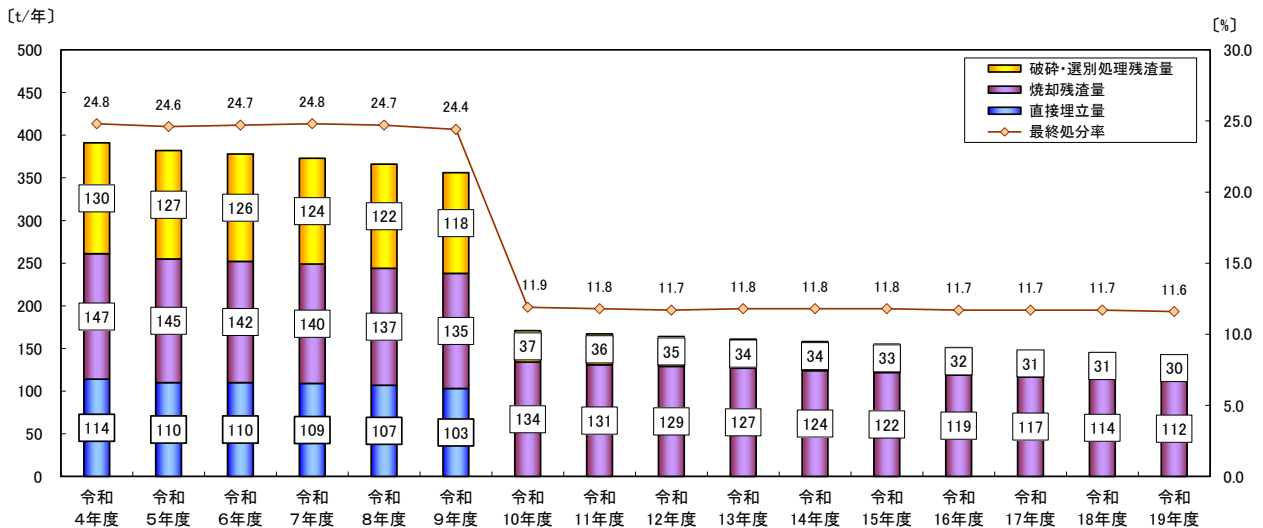


図2.2.6 最終処分量の推計

# 第9節 計画目標年次におけるごみ処理フロー

(単位：t/年)

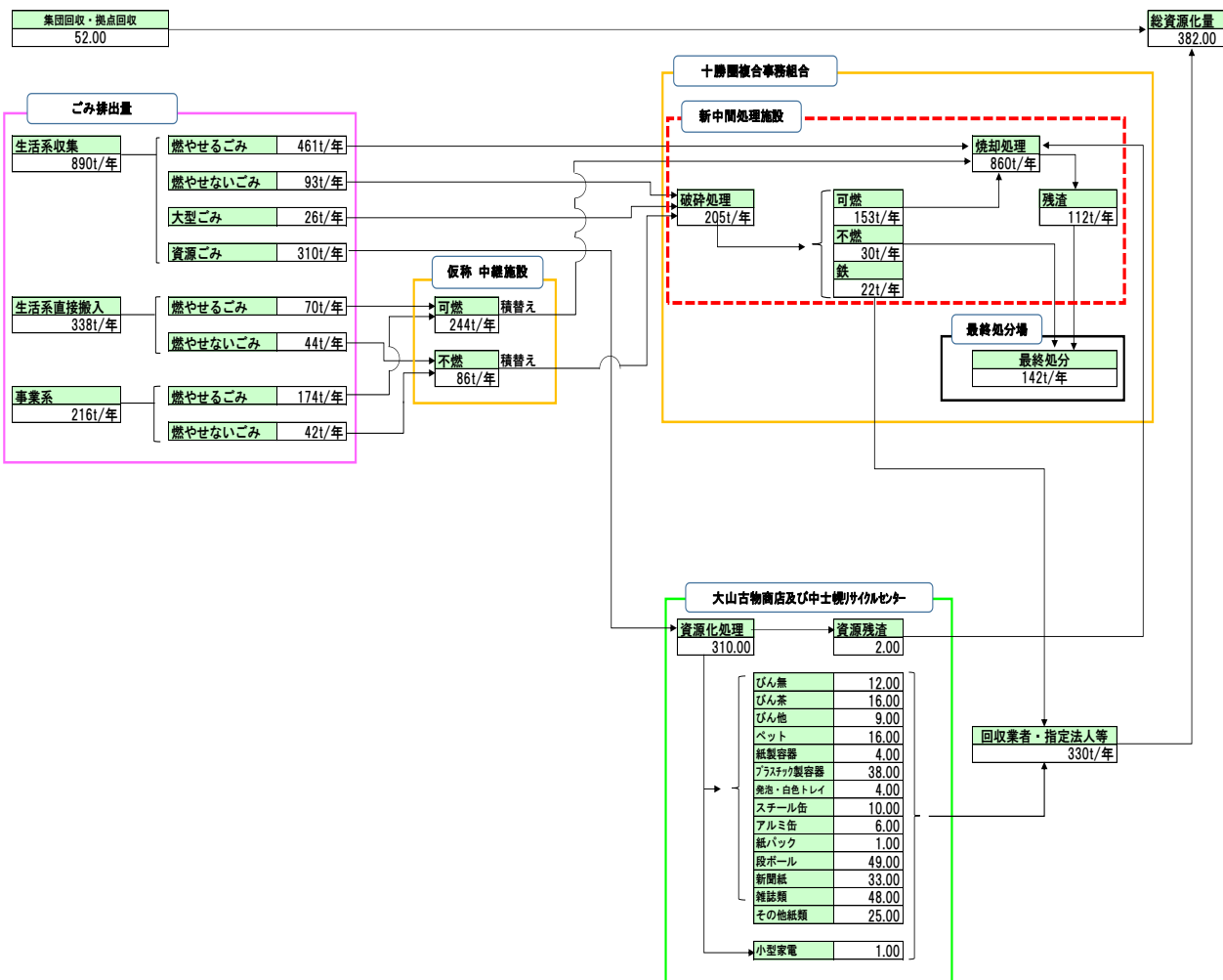


図 2. 2. 7 ごみ処理フロー（令和 19 年度）



### 1. 施設の整備に関する事項

#### (1) 再生利用施設

現在、大山古物商店と中士幌リサイクルセンターに資源ごみを搬入していることから、今後も引き続き、民間業者への委託等により資源ごみの処理を行うものとします。

なお、製品プラスチックについては、国が資源化に向けた取組みを進めていることから、先進事例の情報収集に努め、国の方針に沿って可能な限り資源化する方法を模索します。

#### (2) 生ごみ等有機系廃棄物リサイクル施設

生ごみ等食品残渣における取組みとしては、バイオガスの回収と活用、堆肥化による肥料への活用が考えられます。

生ごみ等食品残渣量は、鹿追町の実績より大型ごみと資源ごみを除くごみ量に対し、概ね 30%と想定され、本町における生ごみ等食品残渣量は、約 360 t/年（日平均約 1.0 t/日）であると思われます。

##### ① バイオガス回収

生ごみ 1.0 t/日を対象として、バイオガス等の回収を行う場合は、150 m<sup>3</sup>/日のガスの回収によって約 200 kwh（15 世帯分の電力量）の発電や約 5,700ℓ 灯油相当分（約 4.5 世帯分の灯油使用量）のエネルギーが得られるほか、脱焼却により 21t-CO<sub>2</sub>/年（脱焼却 7 t、熱電 14 t）の温室効果ガスの削減効果が見込めます。

鹿追町では、家畜ふん尿のバイオガスプラントにおける生ごみとの混合処理を実用しています。しかし、これには高額な設備投資を要するうえ、一般家庭から生ごみを個別に分別回収する必要があり、排出場所の保全（臭気等）や計画処理量相当の生ごみの確保、収集運搬費用の増加といった課題があります。

今後は、他自治体の事例も参考に、生ごみのバイオガス回収の可能性について検討を行うものとします。

##### ② 生ごみ堆肥化

生ごみの堆肥化は、生ごみの減容化及び肥料として資源循環がなされるため、ごみの減量化、資源化を実施するにあたり、効果的な取組みといえます。

堆肥化の方法は、各家庭でできるコンポスターでの堆肥化、事業所等で使用できる小型堆肥化装置、自治体が運営する堆肥化施設（装置）と、様々な方法があります。

生ごみ等食品残渣利活用の取組みは、町が目指す脱炭素社会の実現に必要不可欠であると思われることから、先進事例の情報収集に努め、その効果を見極めつつ慎重に検討を進めるものとします。

表 2. 2. 19 生ごみ等有機系廃棄物のリサイクル方法

区分	バイオガス回収		堆肥化	
	単独施設	牛糞プラント 併用施設	単独施設	各家庭
発酵方式	嫌気性発酵によるメタンガス回収		好気性発酵方式による堆肥化	
必要設備	前処理選別 (破袋・破碎・選別) スラリー槽 (加水・泥状化) メタン発酵槽 脱硫設備 (硫化水素除去) ガス利用設備 (電気・温水等) 脱水設備 (汚泥の脱水等) 水処理設備 (汚水の処理)	前処理選別 (破袋・破碎・選別) スラリー槽 (加水・泥状化)  ※以降は牛糞プラ ントと同系統で処理	前処理選別 (破袋・破碎・選別) 一次発酵設備 二次発酵設備 粒度選別設備	コンポスター、 生ごみ処理機
資源化 方法	発電利用 熱利用 CNG(燃料)利用 液肥、堆肥利用	発電利用 熱利用 液肥、堆肥利用	肥料の利用	家庭菜園で利用
単 独 設 置 可能規模	3 t/日以上 (5 t/日以上が望 ましい)	1 t/日前後でも対 応可能	施設 1 t/日前後より 装置 0.1t/日前後可能	1 世帯単位
概 算 事 業 費	400,000 千円以上	200,000 千円	施設 200,000 千円 装置 小型 5,000 千円 中型 50,000 千円 大型 150,000 千円	コンポスター 5 千円/個  生ごみ処理機 80 千円/基
メリット	バイオガスを利用し た発電、熱エネルギ ーの利活用が可能で あり、温室効果ガス の削減も大きい。	既施設との併設のた め単独施設に比べ安 価な費用でバイオガ スの利用が可能な 他、単独設置に比べ 費用対効果もある。	バイオガス回収に比 べ安価な費用で設置 が可能である。	家庭でできる施策 である。町で補助 事業を行った場合、 単独費用は小さい。 排出段階で削減可 能なため、発生抑制 効果は大きい。
懸念事項	ある程度の規模が必 要なため、周辺町と の協力が必要。 <u>。</u> 小規模であるが、高 額な費用が必要とな るほか、熱電利用は 施設内に限定され る。	食品残渣が混入する ことにより液肥・堆 肥利用者への理解を 得ることが重要とな る。	熱電エネルギー利用 ができないため、温 室効果ガス削減メリ ットは脱焼却のみと なる。 肥料の利用先の確保 が必要となる。	生ごみの排出を大 幅に削減するには、 多くの家庭が参加 する必要がある。

### (3) 北十勝組合の中間処理施設

現在、北十勝組合の焼却処理施設及び移動式破砕機により、燃やせるごみと燃やせないごみ、大型ごみの中間処理を行っていますが、令和10年度の広域処理参画に伴い、全てのごみの処理が完了した時点で運転を停止し、施設を廃止する計画です。

廃止後は、北十勝組合及び士幌町と協力し、焼却施設の解体に向けた作業（調査設計、解体工事）を進めるものとします。

なお、広域処理参画後は、施設の運営方法についても検討を進めるものとします。

### (4) 北十勝組合の最終処分場

北十勝組合の最終処分場は、平成10年度に供用開始していますが、15年が経過した平成26年度において、今後のごみ処理方式の検討を踏まえ、新たな最終処分場整備を進める期間を確保するため、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書の提出により、10%未満の埋立容量を確保しています。

しかし、広域事務組合で進める新中間処理施設整備に向けた検討を進める中で、周辺自治体への広域参画に対しての意思確認が進められ、北十勝組合及び構成町においても広域への参画に対する検討を新たに進めてきましたが、新中間処理施設の供用開始に合わせ広域処理へ参画することを決定し、新たな最終処分場の整備の必要性は無くなりました。

ただし、令和4年度に実施した残容量調査より、令和6年度中で埋立を完了することが確認されたことから、一般廃棄物設置変更届出書の提出を令和4年度中に実施、令和5年度に嵩上げ工事を行い、令和10年度の広域処理参画まで最終処分場の容量を確保する計画としています。

なお、広域処理参画後は、埋立終了届を提出し、最終覆土や植生を施した後、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関わる技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）の廃止基準に準拠した維持管理を進め早期廃止を目指して北十勝組合及び士幌町と協力し、廃止に向けた取組みを進めます。また、埋立終了後の施設の運営方法についても検討を進めるものとします。

### (5) ごみ中継施設の整備

広域事務組合にて整備を進めている新中間処理施設は、令和10年度の供用開始を目指していますが、本町として新中間処理施設の供用開始に合わせ広域処理に参画する計画としています。

広域参画におけるごみの運搬方法等については、令和3年度に北十勝組合が策定した「ごみ中継施設等計画書」にて検討がなされ、生活系の収集ごみは、直接新中間処理施設へ運搬する計画とし、直接搬入ごみについては、住民への負担軽減を目的として、ごみ中継施設を整備し、コンテナに積替えて新中間処理施設へ運搬することで決定しています。

ごみ中継施設の整備に向けては、令和6年度に広域事務組合で作成している循環型社会形成推進地域計画書を変更（中継施設の整備を盛り込む）、令和8年度に調査設計及び工事を着手し、令和9年度末の完成を目指し、士幌町と協力して整備を進める計画とします。

なお、中継施設の設置主体については、令和7年度までに決定することを目指し、北十勝組合と士幌町とともに検討するものとします。

表 2. 2. 20 施設整備等スケジュール

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
北十勝組合 焼却施設解体(解体のみ)						焼却終了	現地調査 発注仕様作成	解体工事	解体工事完了
北十勝組合 最終処分場	調査設計	嵩上げ工事				埋立終了	終了工事 廃止調査	廃止調査	廃止調査
中継施設建設			基本計画 地域計画	調査基本設計	実施設計、工事	工事	供用開始 新広域施設処理		

### (6) 広域事務組合の新中間処理施設

現在、広域事務組合では令和 10 年度の供用開始を目指し、新中間処理施設の整備に向け事業を進めています。

本町においては、令和 10 年度の新中間処理施設の供用開始に合わせ広域処理に参画する計画であり、現在も建設負担等を含め広域事務組合や構成市町村と施設整備に向け協力を進めます。

今後も、新中間処理施設の供用開始に合わせ、広域処理参画へのスムーズな移行を進めるとともに、持続可能な廃棄物の処理を保持すべく、広域処理への協力体制の構築を図ってまいります。

### (7) 有害鳥獣減容化施設

本町では、有害鳥獣駆除により発生した野生動物の死体を対象とした減容化施設の整備を検討しています。

また、国が推進するジビエ利用に関連し、有害駆除で捕獲した個体についても一部期間においてはジビエ利用が可能なことから、町ではその利活用も推進しています。これに伴い排出される食肉加工後の残渣については産業廃棄物に該当しますが、ジビエ利用後の推進のためには、「あわせ産廃」として処理を行う施設の運用方法について検討するものとしします。



## 第11節 その他ごみ処理に関し必要な事項

不法投棄対策や在宅医療廃棄物と感染性廃棄物の処理に関する方針、災害廃棄物対策等の事項について基本方針を定めます。

### 1. 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄、不法焼却に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止、早期対応に努めるとともに、意識啓発により不法投棄等を許さない環境づくりに努めます。

具体的施策として以下の方法を検討します。

#### 不法投棄対策

- 不法投棄パトロールの継続と推進
- 町内会、警察等との連携強化
- 地域一斉清掃等への住民参加の推進
- 町内会、企業等による清掃ボランティア活動の推進

また、野焼きなどの不適正処理の禁止についても、広報・啓発活動により、周知徹底を図っていきます。

### 2. 在宅医療廃棄物の処理に関する基本方針

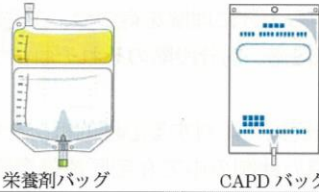
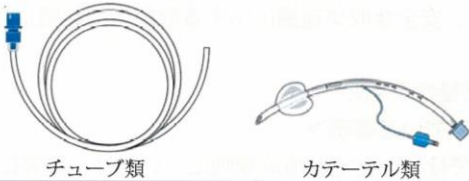


地域における在宅医療廃棄物の動向は、高齢化を背景に要医療者が年々増加するとともに病床の不足等もある中、家庭など医療機関以外の場所で医療措置を行う在宅医療が増加している傾向となっています。

在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法においては生活系一般廃棄物に分類されており、行政は当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬し、処理処分しなければならないこととされていることから、本町においてもこれに準じた収集運搬、処理処分体制を構築するものとします。

なお、在宅医療廃棄物の処理については、在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会が作成した「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」に基づき処理を行います。

- 注射針等の鋭利な物は、医療機関あるいは患者、その家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理します。
- 町は、地域在宅医療について医療機関と一緒に支えていくという意識のもと、患者のことを第一に考えた対応を行います。

表 2. 2. 2 1 在宅医療廃棄物の種類別の留意事項

分類	種類	具体例	感染等への留意 <sup>※1</sup>
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ等  栄養剤バッグ      CAPD バッグ	×
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン等  チューブ類      カテーテル類	
	注射筒（針以外の部分）	使い捨てペン型インスリン注入器      栄養剤注入器 ※ 針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの	ペン型自己注射針  (針ケース装着時)	○ <sup>※2</sup>	
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針  自己注射以外の医療用注射針	○	

※ 1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※ 2 鋭利なものうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

### 3. 感染性廃棄物の処理に関する基本方針

令和2年1月より日本国内においても新型コロナウイルスの蔓延により、感染症における廃棄物処理の対応が迫られている状況となり、国における対策として、令和2年3月4日に各都道府県知事あてに「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」が通知され、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）及び「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）の内容に準拠した適正処理を行うものとしています。

本町においては、感染症対策として、新型インフルエンザ及びそれと同等の感染力と社会的影響が懸念される感染症の脅威から町民の生命・健康を保護するため、町内において新型インフルエンザ等患者が発生及び流行した場合に備え、国や北海道と連携のもと、町の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施できるよう「新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定しております。

町行動計画では、新型インフルエンザ同様に感染症の発生を未然に防ぐための対策や発生時、流行時における医療、経済、防犯等の対策について示されているものであり、新型インフルエンザ等の対策については、町行動計画に準じて行うものとしますが、感染性廃棄物の処理については、環境省が作成した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理を行います。

## 4. 災害廃棄物対策の基本方針

大規模地震、水害、火山の噴火等による災害時は、ガレキ等の廃棄物の大量発生や交通網の途絶に伴う廃棄物の収集・運搬・処理の困難が予想されます。

このため、災害発生によるガレキや避難所から排出されるごみ、し尿を迅速、かつ適正に処理し、生活基盤の復旧と生活環境の改善を早期に図るため、災害廃棄物処理に係る基本方針を策定しておく必要があります。

災害廃棄物処理については、町が策定した「上士幌町地域防災計画」に準拠するものとしませんが、具体的な施策を定めるため、今後「災害廃棄物処理計画」の策定を行うものとしします。

なお、災害廃棄物処理に係る基本方針は次のとおりとします。

### 災害廃棄物対策の基本方針

#### ■ 基本方針1：災害時の連絡体制の確立

災害発生時は、災害対策本部等を立上げ、本部を中心とした連絡・連携体制により対応します。

#### ■ 基本方針2：国及び道との連携体制の構築

大規模災害の場合、町、近隣市町村、北十勝組合及び広域事務組合だけでは対応しきれない状況になることも想定されるため、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分について、国、道へ支援要請を行います。

#### ■ 基本方針3：防災体制の整備

災害発生に備え、感染症対策上から「燃やせるごみを優先収集する」、「公園・空地をごみの仮置場とする」、「臨時の搬送ルートを確保する」等の対策マニュアルを策定します。

#### ■ 基本方針4：事前広報活動の実施

災害時におけるごみの適正処理に向けた対策を、平常時から広報誌やホームページ、ごみ分別アプリ等の広報媒体を利用して周知徹底を図ります。

# 第Ⅲ編 生活排水処理基本計画

## 第1章 生活排水処理の現状と課題

### 第1節 生活排水処理の沿革

本町の生活排水\*対策は、特定環境保全公共下水道事業（以下「公共下水道」という。）の整備と合併処理浄化槽の普及促進を中心に進めてきました。

公共下水道は、上土幌処理区の市街地地域を中心に整備が進められ、平成8年度から上土幌下水道管理センターで処理を行っており、公共下水道の計画処理区域外では、合併処理浄化槽の設置普及にも努めてきています。

令和3年度現在における生活排水処理率は、町全体で83.9%まで達していますが、残りの16.1%にあたる800人の生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域に排出されている状況にあります。

そのため、今後も引き続き、生活排水対策の更なる推進を進める必要があります。

一方、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、昭和44年度より広域事務組合に参画し、組合のし尿処理施設の中島処理場（嫌気性消化方式、処理能力：し尿170kℓ/日、浄化槽汚泥：40kℓ/日）で処理を行っていましたが、平成30年4月よりMICS事業により十勝川流域下水道浄化センターの下水道処理システムを活用した処理に移行しています。

### 第2節 生活排水処理フロー

現在の生活排水処理フローは、図3.1.1のようになっています。

公共下水道の管理・運営や合併処理浄化槽の普及活動は町が行っており、し尿処理施設の管理・運営は広域事務組合が行っています。

#### 用語の定義

##### \*生活排水

人間の日常生活に伴って、一般家庭や事業所から排出されるし尿、台所排水、浴室排水、洗濯排水等の排水をいいます。生活排水からし尿を除いたものを生活雑排水といいます。

生活排水は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一般廃棄物に分類されています。

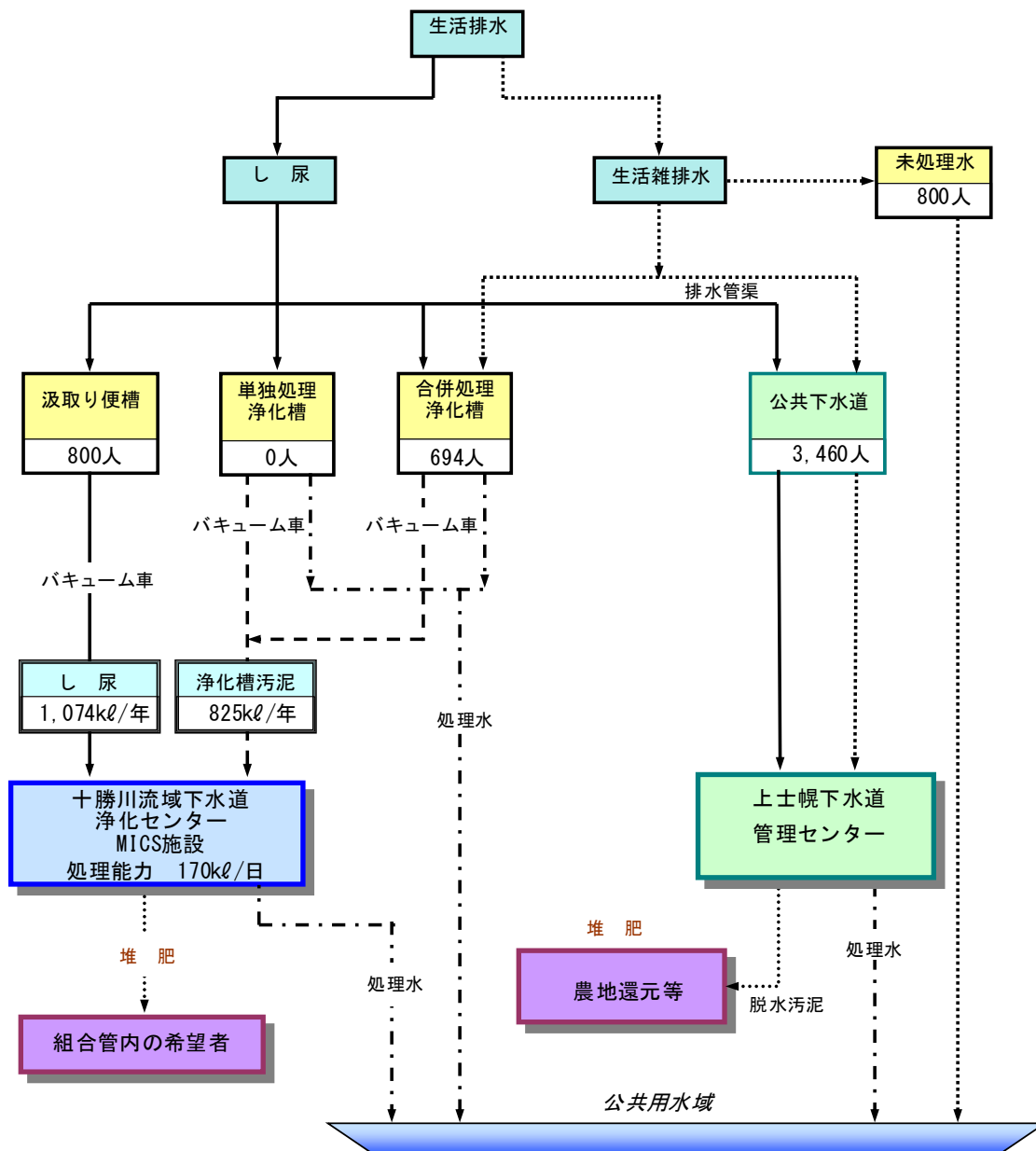


図3. 1. 1 生活排水処理フロー（令和3年度）

### 第3節 生活排水処理体制

生活排水処理のうち、し尿及び浄化槽汚泥の中間処理と資源化が広域事務組合の事務となっています。生活排水の処理体制は、表3. 1. 1のとおりです。

表 3. 1. 1 生活排水の処理体制

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	町(委託)
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	町・個人等の設置者
単独処理浄化槽	し尿	町・個人等の設置者
MICS処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	広域事務組合

## 第 4 節 生活排水処理の実績

### 1. 生活排水処理区域

生活排水を処理する区域は全行政区域であり、公共下水道区域及び合併処理浄化槽処理区域は、表 3. 1. 2 及び図 3. 1. 2 のとおりです。

表 3. 1. 2 生活排水の処理区域

処理施設	処理区域
公共下水道処理場	上士幌処理区 上士幌町字上士幌 1区～14区、16区 (1区、2区、9区、16区の一部を除く)
合併処理浄化槽	公共下水道区域を除く地区

### 2. 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の推計

水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率\*の実績を表 3. 1. 3 及び図 3. 1. 3 に示します。令和 3 年度時点で、公共下水道の整備はほぼ完了し、生活排水処理率は町全体で 83.9%に達しておりますが、令和 2 年度の北海道の平均 93.2%は下回る水準で推移しています。

\* 生活排水処理率

計画処理区域内人口（行政区域内人口）に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合のことです。

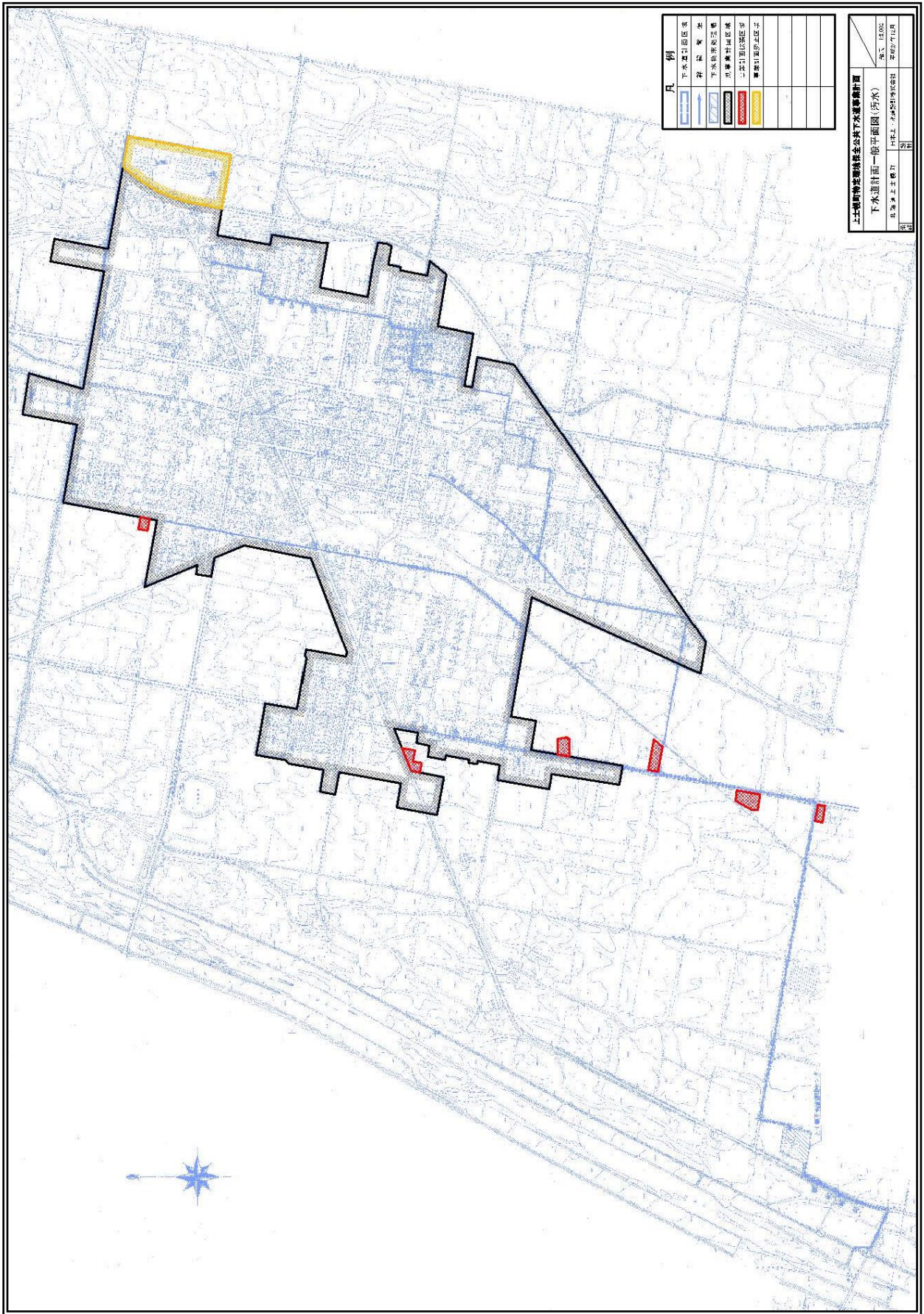


图 3. 1. 2 公共下水道区域

表 3. 1. 3 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の実績

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
上土幌町	行政区域内人口〔人〕	4,959	5,017	4,957	4,986	4,954
	計画処理区域内人口〔人〕	4,959	5,017	4,957	4,986	4,954
	水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕	4,049	4,108	4,100	4,088	4,154
	生活排水処理率〔%〕	81.6	81.9	82.7	82.0	83.9
全 道	行政区域内人口〔千人〕	5,338	5,301	5,266	5,229	—
	計画処理区域内人口〔千人〕	5,338	5,301	5,266	5,229	—
	水洗化・生活雑排水処理人口〔千人〕	4,932	4,913	4,895	4,874	—
	生活排水処理率〔%〕	92.4	92.7	93.0	93.2	—
全 国	行政区域内人口〔千人〕	127,718	127,438	127,156	126,740	—
	計画処理区域内人口〔千人〕	127,718	127,438	127,156	126,740	—
	水洗化・生活雑排水処理人口〔千人〕	110,580	111,122	111,465	111,880	—
	生活排水処理率〔%〕	86.6	87.2	87.7	88.3	—

※1 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況及び上土幌町報告

※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

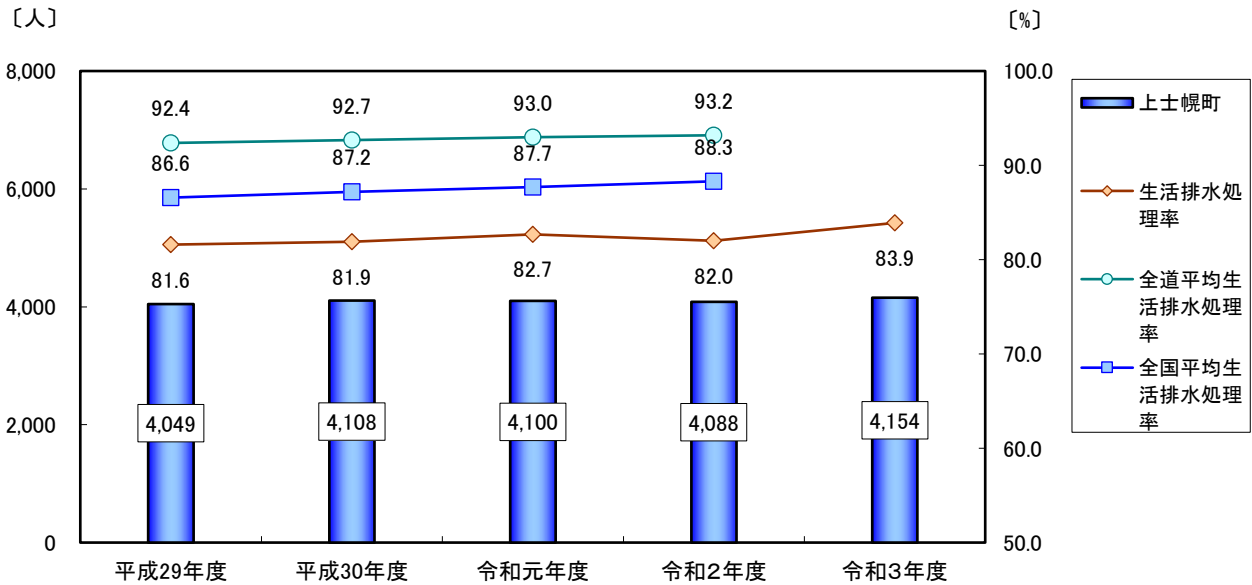


図 3. 1. 3 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の実績

### 3. 生活排水処理形態別人口

本町の生活排水処理形態は、公共下水道及び合併処理浄化槽による「水洗化・生活雑排水処理」と、し尿収集（汲取りし尿）の「し尿のみ処理・生活雑排水未処理」に区分されます。

生活排水形態別人口の実績を表 3. 1. 4 及び図 3. 1. 4 に示します。



表3. 1. 4 生活排水処理形態別人口の実績

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
上 土 幌 町	行政区域内人口[人]	4,959	5,017	4,957	4,986	4,954
	1. 計画処理区域内人口[人]	4,959	5,017	4,957	4,986	4,954
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口[人]	4,049	4,108	4,100	4,088	4,154
	(1) 合併処理浄化槽人口[人]	688	690	692	696	694
	(2) 公共下水道人口[人]	3,361	3,418	3,408	3,392	3,460
	(3) 集落排水処理施設人口[人]	0	0	0	0	0
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)[人]	0	0	0	0	0
4. 非水洗化人口[人]	910	909	857	898	800	
5. 計画処理区域外人口[人]	0	0	0	0	0	
全 道	行政区域内人口[千人]	5,338	5,301	5,266	5,229	—
	1. 計画処理区域内人口[千人]	5,338	5,301	5,266	5,229	—
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口[千人]	4,932	4,913	4,895	4,874	—
	(1) 合併処理浄化槽人口[千人]	185	186	186	188	—
	(2) 公共下水道人口[千人]	4,741	4,719	4,705	4,684	—
	(3) コミュニティプラント人口[千人]	6	8	4	2	—
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)[千人]	65	65	60	60	—
4. 非水洗化人口[千人]	341	323	311	295	—	
5. 計画処理区域外人口[千人]	0	0	0	0	—	
全 国	行政区域内人口[千人]	127,718	127,438	127,156	126,740	—
	1. 計画処理区域内人口[千人]	127,718	127,438	127,156	126,740	—
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口[千人]	110,580	111,122	111,465	111,880	—
	(1) 合併処理浄化槽人口[千人]	14,557	14,506	14,381	14,421	—
	(2) 公共下水道人口[千人]	95,703	96,280	96,778	97,200	—
	(3) コミュニティプラント人口[千人]	320	336	306	259	—
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)[千人]	10,543	10,151	9,875	9,319	—
4. 非水洗化人口[千人]	6,595	6,165	5,816	5,541	—	
5. 計画処理区域外人口[千人]	0	0	0	0	—	

※1 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況及び上土幌町報告

※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

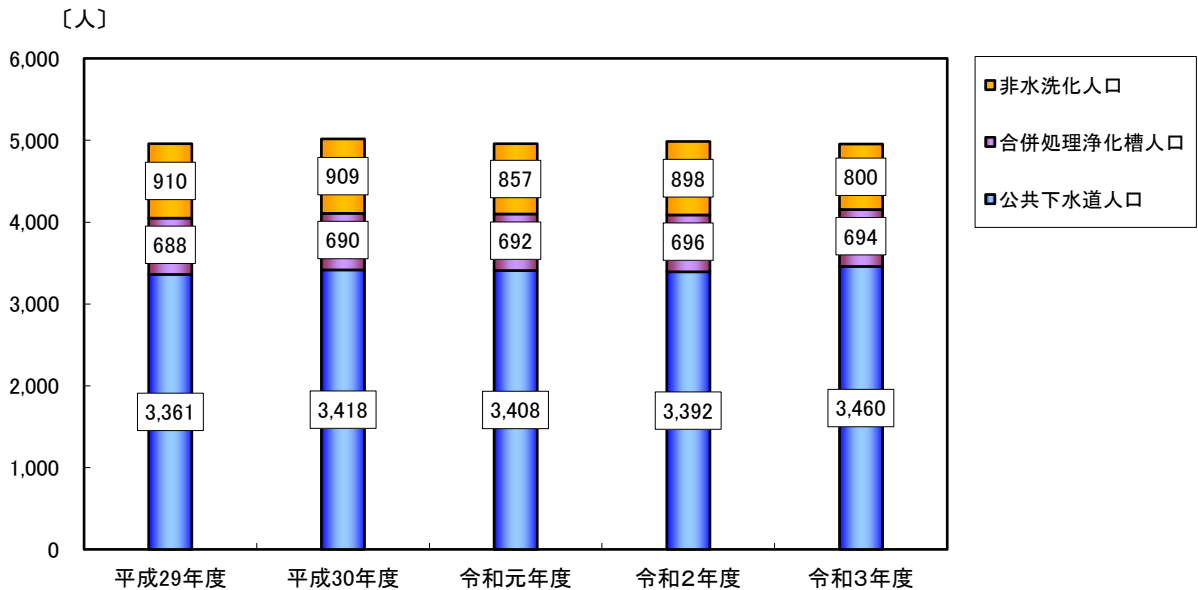


図3. 1. 4 生活排水処理体系別の実績

#### 4. 生活排水処理施設の整備状況

生活排水処理施設の整備状況を示します。

##### (1) 公共下水道の概要

公共下水道は、上士幌処理区に公共下水道を整備し、平成8年度より上士幌下水道管理センターで処理を行っています。

以下に上士幌下水道管理センターの概要を表3.1.5に示します。

表3.1.5 公共下水道の概要

区分	地区名	事業認可	供用開始	全体計画	処理方式	処理場
特定環境保全公共下水道	上士幌処理区	平成4年度	平成8年度	令和4年度	オキシデーションデイツ法	上士幌下水道管理センター

出典: 上士幌町

##### (2) し尿処理施設の概要

し尿・浄化槽汚泥の処理は、昭和42年から稼動している十勝環境複合事務組合「中島処理場」にて広域処理を行っていましたが、施設の老朽化と処理能力の低下が顕著に見られていたため、平成26年度からMICS処理施設の整備事業を進め、平成30年度の供用開始によって、現在は十勝川流域下水道浄化センターで処理を行っています。

十勝川流域下水道浄化センター及びMICS施設の概要を表3.1.6に示します。

表3.1.6 施設の概要

項目	内容	
施設名称	十勝川流域下水道浄化センター MICS施設	
所在地	北海道帯広市西18条北3丁目	
運転管理	委託	
竣工年月	下水道浄化センター：昭和55年 MICS施設：平成30年4月	
公称能力	下水道浄化センター：106,000m <sup>3</sup> /日 MICS施設：170k l/日	
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、	
設備仕様等	処理方式	下水道浄化センター：標準活性汚泥法 MICS施設：受入設備→前処理設備→脱臭設備
	放流水質	BOD15mg/l以下、SS40mg/l以下
	汚泥堆肥化設備	脱水機、横型回転ドラム式乾燥機、堆肥化施設
	脱臭設備	生物脱臭+薬剤洗浄+活性炭吸着法

## 第5節 し尿・浄化槽汚泥等の処理実績

### 1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の実績

し尿・浄化槽汚泥の排出量の実績を表3.1.7及び図3.1.5に示します。

し尿排出量は、非水洗化人口の減少に比例して減少傾向で推移し、浄化槽汚泥については、若干の増減はあるものの概ね一定の排出量で推移しています。

1人1日当たりの排出量（原単位）は、し尿排出量で3.330L/人・日から3.728L/人・日の間で推移し、過去5年平均で3.557L/人・日であり、大きな変動もなく推移しています。

浄化槽汚泥排出量に関しては3.182L/人・日から3.908L/人・日の間で推移し、過去5年平均で3.382L/人・日と、し尿同様に大きな変動もなく推移しています。

表3.1.7 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し尿・浄化槽汚泥排出量[kL/年]	1,958	1,924	2,153	2,012	1,899
し尿[kL/年]	1,159	1,108	1,166	1,166	1,074
浄化槽汚泥[kL/年]	799	816	987	846	825
し尿1人1日当たりの排出量[L/人・日]	3.489	3.330	3.728	3.557	3.678
浄化槽汚泥1人1日当たりの排出量[L/人・日]	3.182	3.231	3.908	3.330	3.257

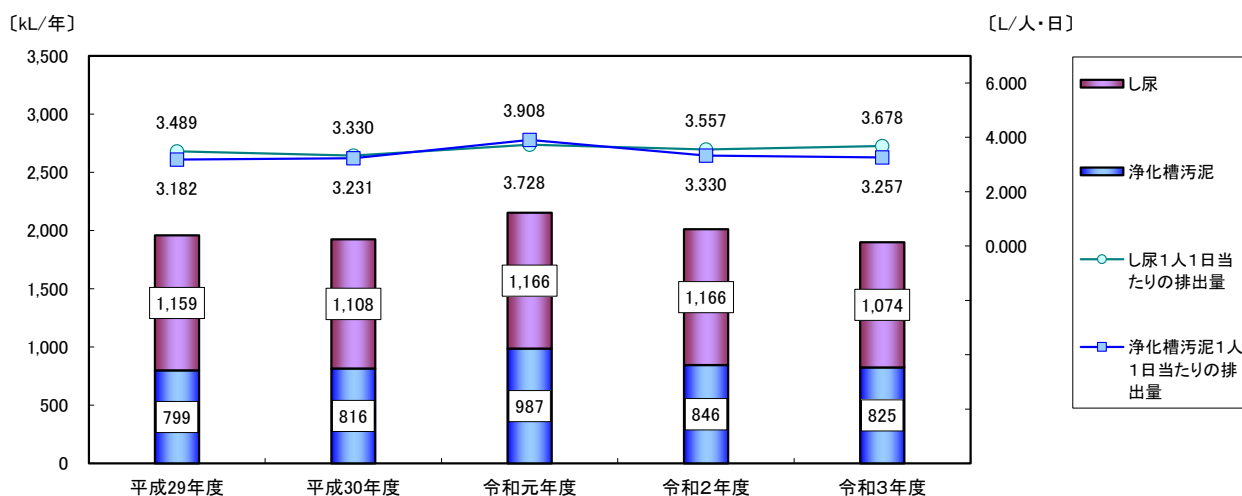


図3.1.5 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

### 2. し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の実績

#### (1) 計画収集区域

計画収集区域は、町の全行政区域としています。

## (2) 収集・運搬体制

収集・運搬体制は表3.1.8のとおりし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、町内外の許可業者が行っています。

収集頻度については、申し込みにより随時行っていますが、浄化槽設置者に対しては処理機能の維持のため、年1回以上の清掃を呼びかけています。

表3.1.8 収集・運搬体制

区 分	収集頻度	収集・運搬車両	収集・運搬
し尿	随時申込	バキューム車	許可業者
浄化槽汚泥		バキューム車	

## (3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量の実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量は、排出量の全量としています。

## 3. し尿処理経費の実績

し尿処理経費の状況を表3.1.9及び図3.1.6に示します。

処理経費は、し尿処理に要した処理経費とするため、建設・改良費を除いて算出しています。

また、1人1日当たりの処理経費は、し尿処理に係る総経費をし尿汲取り人口と浄化槽人口の和で除した値としています。

し尿処理経費の総額は、ほぼ横ばいで推移し、1人1日当たりの処理経費では全道、全国平均よりは低い金額で推移しています。

表3.1.9 し尿処理経費の実績

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し尿処理における総処理経費〔千円/年〕	14,288	20,128	14,888	10,409	13,362
人件費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
処理費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
収集運搬費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
中間処理費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
最終処分費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
車両購入費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
委託費〔千円/年〕	14,288	20,128	14,888	10,409	13,362
収集運搬費〔千円/年〕	1,267	1,320	1,489	1,425	1,320
中間処理費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
最終処分費〔千円/年〕	4,120	4,291	4,840	4,633	4,290
その他〔千円/年〕	0	0	0	0	0
(組合分担金)中間処理費〔千円/年〕	8,901	14,517	8,559	4,351	7,752
その他調査研究費〔千円/年〕	0	0	0	0	0
1人当たりの年間し尿処理経費〔円/人・年〕	8,941	12,588	9,611	6,530	8,944
全道1人当たりの年間し尿処理経費〔円/人・年〕	20,119	21,507	21,239	19,843	-
全国1人当たりの年間し尿処理経費〔円/人・年〕	9,294	9,175	9,916	10,730	-

※1 環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 処理状況及び上士幌町報告

※2 令和4年12月現在、全国及び全道の令和3年度実績は公表されていません。

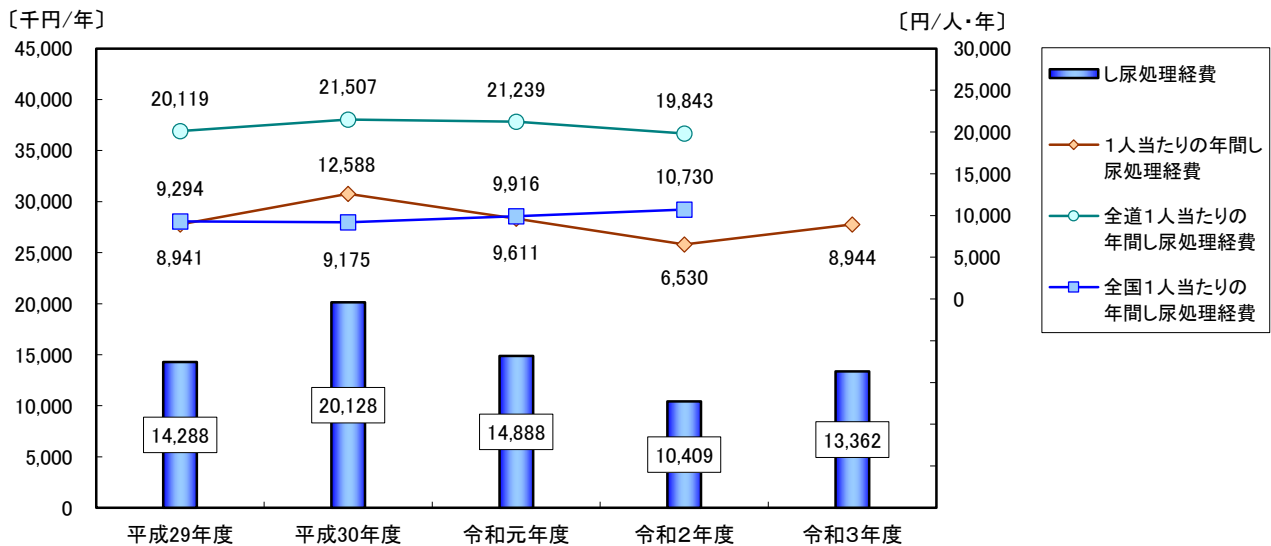


図3. 1. 6 し尿処理経費の実績

## 第6節 生活排水処理の課題の抽出

現在、本町の公共用水域においては、水質汚濁は認められていませんが、生活排水処理率は、令和3年度時点で83.9%となっており、生活排水の適正処理と水質汚濁防止を推進していく必要があります。ここでは、今後取り組むべき課題について整理します。

### 1. 生活排水処理の課題

#### (1) 公共下水道に係る課題

公共下水道管の整備はほぼ完了していますが、依然として排水管に接続していない世帯も多いので、早期接続を働きかけていく必要があります。

また、公共下水道の適正な維持管理に努めるよう広域事務組合へ要望するとともに、計画的な設備・装置の補修を励行し、施設の延命化に協力していく必要があります。

#### (2) その他生活排水処理に係る課題

公共下水道区域外において生活雑排水が処理できないし尿汲取り世帯・事業所が設置されているところについては、合併処理浄化槽の設置を促すとともに、各世帯・事業所が積極的に生活排水対策に取り組むよう啓発する必要があります。

なお、既に浄化槽を設置している世帯・事業所に対しては、法定検査、定期的な点検・清掃を行うよう指導していく必要があります。

### **(3) 啓発・環境教育に係る課題**

生活排水対策を効果的に進めていくためには、町民・事業者の理解と協力を得ながら取組むことが必要となります。

このため、町民・事業者の水質保全に関する意識の高揚を図ることを目的に、各種の広報・啓発活動や環境教育を推進していく必要があります。

## **2. し尿・浄化槽汚泥処理に係る課題**

### **(1) 収集・運搬に係る課題**

公共下水道の普及に伴い、今後し尿・浄化槽汚泥収集量の減少や汲取り箇所の点在化による収集・運搬業務の効率の悪化が考えられます。

このため、効率的、かつ効果的な収集・運搬がなされるよう、収集車両や収集人員等の収集・運搬体制等について委託業者と協議していく必要があります。

### **(2) 中間処理に係る課題**

公共下水道等の普及によるし尿・浄化槽汚泥収集量の減少に伴い、処理対象物の量や性状が将来的にも変動することが見込まれるため、広域事務組合に対し、適正かつ効率的な処理がなされるよう求めていく必要があります。

## 第2章 生活排水処理基本計画

### 第1節 基本理念

「第6期上士幌町総合計画」では生活環境・社会基盤に係る基本目標として“人と自然が調和したまちづくり”を掲げています。

自然豊かな地球環境や地域環境を守るため、町民、事業者、行政がそれぞれの立場で水質保全活動を実践していく必要があります。

以上を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

#### 【基本理念】

潤いのある水辺環境を次世代に引き継いでいくため、町民、事業者の理解と協力のもと、水環境の保全に取り組めます。

### 第2節 基本方針

「第6期上士幌町総合計画」では「生活排水を適切に処理するため、生活排水処理施設の整備や維持管理に努めます」、「下水道事業の経営基盤強化に向け、公営企業会計による事業の効率化と健全化に努めます」としており、これを踏まえ、本計画の基本方針を定めます。

基本方針1：公共下水道への接続の促進と合併処理浄化槽の普及促進により生活排水処理率の向上を図ります。



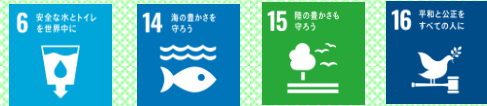
- ・公共下水道の適正な維持管理を図るとともに、処理区域内の未接続世帯に対し早期接続を促し、水洗化率の向上を図ります。
- ・公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水処理率の向上をめざします。

基本方針2：公共下水道及びし尿・浄化槽汚泥の処理は、現在の処理体制を維持し、適正な維持管理に努めます。



- ・し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬、処理・処分については、現状どおり広域事務組合の十勝川流域下水道浄化センターにて、適正な処理を継続します。
- ・下水道事業の効率化を図るため公営企業会計の適用を図り、事業の効率化と健全化に努めます。

基本方針3：生活排水対策に係る広報・啓発活動、環境教育を推進します。



町民・事業者が水環境に関する情報を共有し、それぞれの立場で自発的に水質保全活動を実践できるよう、広報・啓発活動を行うとともに、環境学習の場と機会を提供します。

## 1. 収集・運搬計画

1：本町の許可業者にてし尿・浄化槽汚泥を収集・運搬する運搬体制を継続します。

2：将来的に減少が予測されるし尿・浄化槽汚泥について、経済的かつ効率的な収集・運搬がなされるよう、検討していきます。

## 2. 中間処理計画

1：公共下水道施設の耐震化を含めた維持管理に努めるとともに、広域によるし尿・浄化槽汚泥の処理について、広域事務組合と連携し十勝川流域浄化センターによる処理体制を維持します。

2：将来的に減少が予測されるし尿・浄化槽汚泥について、適正かつ効率的な処理がなされるよう、広域事務組合に対して求めていきます。



### 第3節 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表3.2.1に示した現状の形態を継続し、公共下水道管の整備は町が主体となり、処理は上土幌下水道管理センターで処理を行います。

また、浄化槽に係る事務、し尿及び浄化槽汚泥に係る収集・運搬は町が主体となり、処理は広域事務組合の十勝川流域下水道浄化センターで処理を行います。

表3.2.1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	町(委託)
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	町・個人等の設置者
単独処理浄化槽	し尿	町・個人等の設置者
MICS処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	広域事務組合

### 第4節 生活排水処理の目標

本町の生活排水処理率の目標は、本計画目標年次の令和19年度において100%を目指すものとして定めます。

目標値	生活排水処理率を計画目標年次の令和19年度において100%とします。
-----	------------------------------------

表3.2.2 生活排水処理の目標

現状 (令和3年度)	中間目標年次 (令和9年度)	中間目標年次 (令和14年度)	計画目標年次 (令和19年度)
83.9%	90.0%	95.0%	100%

### 第5節 目標達成のための基本施策等

生活排水処理の適正処理を徹底し、目標を達成するため、町民・事業者・行政において以下の取り組み、施策を進めていきます。

#### (1) 町民・事業者の取り組み

- 環境に優しい石鹼・洗剤を使用して適正量を守る、調理くずや廃食用油は排水として流さない、風呂の残り水の有効利用に努めるなど、発生源での対策に取り組めます。
- 浄化槽設置者は、適正な維持管理を励行します。

## (2) 町における基本施策

- 公共下水道区域では、未接続世帯に対し早期接続を働きかけ、PRしていきます。
- 公共下水道の適正な維持管理に努めます。
- 浄化槽設置者に対し、浄化槽の機能維持のため、定期的な保守点検、清掃、機能検査の実施等適正な維持管理を行うよう指導します。
- ホームページや広報誌への情報掲載等を通じて、水環境の現状や計画の情報提供を行います。また、各種PR活動を通じて環境学習の充実を図ります。
- 浄化槽の維持管理業者に対し、汚泥引抜清掃時に必要以上の洗浄排水を使用しないよう指導します。
- 十勝川流域下水道浄化センターが恒久的に施設運営を図れるよう、広域事務組合と協議し、施設運営に対する協力を継続していきます。

## 第6節 生活排水を処理する区域及び人口等

### 1. 生活排水処理区域

生活排水を処理する区域は全行政区域とし、公共下水道区域及び合併処理浄化槽処理区域についても、現状どおりとします。

表3. 2. 3 生活排水の処理区域

処理施設	処理区域
公共下水道処理場	上士幌処理区 上士幌町字上士幌 1区～14区、16区 (1区、2区、9区、16区の一部を除く)
合併処理浄化槽	公共下水道区域を除く地区

### 2. 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の推計

#### 1) 計画処理区域内人口

目標年次における計画処理区域内人口は、「第Ⅱ編ごみ処理基本計画」の人口推定結果を基にします。

## 2) 公共下水道人口の推計

公共下水道区域内人口の推計は、令和3年度の水洗化人口の実績を用いるものとします。

また、接続目標としては計画目標年次において下水道処理区域の100%（行政区域内人口に対し74.7%）の接続を目指します。

**表3.2.4 公共下水道人口の推移**

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
公共下水道人口	行政区域内人口[人]	4,954	4,943	4,950	4,955	4,962	4,969	4,974	4,981
	接続率(行政人口に対する比率)	70.25%	70.66%	71.07%	71.48%	71.89%	72.30%	72.56%	72.82%
	公共下水道人口[人]	3,472	3,498	3,522	3,547	3,572	3,596	3,614	3,632
区分		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
公共下水道人口	年間設置数[基]	4,993	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	接続率(行政人口に対する比率)	73.08%	73.34%	73.60%	73.82%	74.04%	74.26%	74.48%	74.70%
	公共下水道人口[人]	3,649	3,667	3,680	3,691	3,702	3,713	3,724	3,735

## 3) 合併処理浄化槽の推計

公共下水道区域外における合併処理浄化槽は、助成制度の導入により、毎年19基から22基の整備を目標に進め、令和4年度から令和19年度までの16年間で322基の設置を目標とし、令和3年度の1世帯当たり人口実績1,898人/世帯から毎年0.017人/世帯（直近減少数）ずつ減少するものと予測し、各年度毎の合併処理浄化槽人口の予測を行うものとします。

**表3.2.5 個別排水処理人口の推移**

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1世帯当たり人口の予測値[人/世帯]		1,898.1	1,881.0	1,864.0	1,847.0	1,830.0	1,813.0	1,796.0	1,779.0
合併処理浄化槽	年間設置数[基]	19	19	19	19	20	20	20	20
	新規浄化槽人口[人]	36	36	36	36	36	36	36	36
	新規浄化槽人口累計[人]	36	72	108	144	180	216	252	288
	合併処理浄化槽人口[人]	730	766	802	838	874	910	946	982
区分		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
1世帯当たり人口の予測値[人/世帯]		1,762.0	1,745.0	1,728.0	1,711.0	1,694.0	1,677.0	1,660.0	1,643.0
合併処理浄化槽	年間設置数[基]	20	21	21	21	21	21	22	19
	区域内新規浄化槽人口[人]	36	36	36	36	36	36	36	31
	区域内新規浄化槽人口累計[人]	324	360	396	432	468	504	540	571
	合併処理浄化槽人口[人]	1,018	1,054	1,090	1,126	1,162	1,198	1,234	1,265

生活排水処理率及び水洗化・生活雑排水処理人口の見通しを表3.2.6及び図3.2.1に示します。

表3. 2. 6 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の推計

区 分		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
上 土 幌 町	行政区域内人口〔人〕	4,943	4,950	4,955	4,962	4,969	4,974	4,981	4,988
	計画処理区域内人口〔人〕	4,943	4,950	4,955	4,962	4,969	4,974	4,981	4,988
	水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕	4,202	4,264	4,324	4,385	4,446	4,506	4,560	4,614
	生活排水処理率〔%〕	85.01	86.14	87.27	88.37	89.47	90.59	91.55	92.50
区 分		令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度	令和 19年度
上 土 幌 町	行政区域内人口〔人〕	4,993	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	計画処理区域内人口〔人〕	4,993	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕	4,667	4,721	4,770	4,817	4,864	4,911	4,958	5,000
	生活排水処理率〔%〕	93.47	94.42	95.40	96.34	97.28	98.22	99.16	100.00

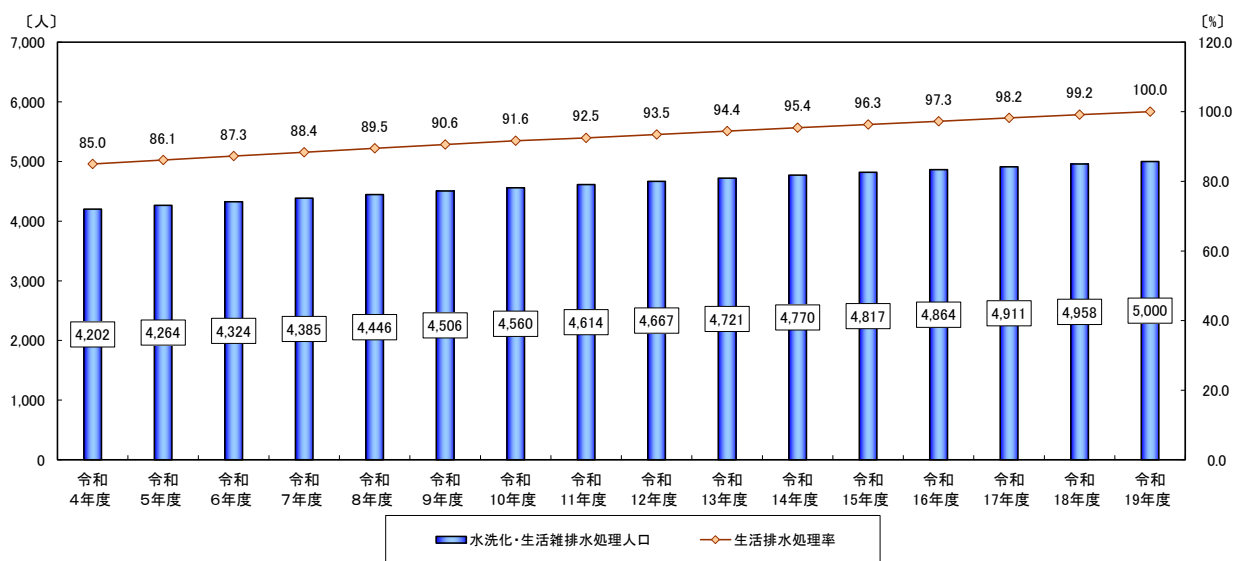


図3. 2. 1 水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率の推計

### 3. 生活排水処理形態別人口の推計

生活排水処理形態別人口の見通しを表3.2.7及び図3.2.2に示します。

表3.2.7 生活排水処理形態別人口の推計

区 分		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
生活排水処理形態別人口	行政区域内人口〔人〕	4,943	4,950	4,955	4,962	4,969	4,974	4,981	4,988
	1. 計画処理区域内人口〔人〕	4,943	4,950	4,955	4,962	4,969	4,974	4,981	4,988
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕	4,202	4,264	4,324	4,385	4,446	4,506	4,560	4,614
	(1) 合併処理浄化槽人口〔人〕	730	766	802	838	874	910	946	982
	(2) 公共下水道人口〔人〕	3,472	3,498	3,522	3,547	3,572	3,596	3,614	3,632
	(3) 集落排水処理施設人口〔人〕	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)〔人〕	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 非水洗化人口〔人〕	741	686	631	577	523	468	421	374	
5. 計画処理区域外人口〔人〕	0	0	0	0	0	0	0	0	
区 分		令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	令和 18年度	令和 19年度
生活排水処理形態別人口	行政区域内人口〔人〕	4,993	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	1. 計画処理区域内人口〔人〕	4,993	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口〔人〕	4,667	4,721	4,770	4,817	4,864	4,911	4,958	5,000
	(1) 合併処理浄化槽人口〔人〕	1,018	1,054	1,090	1,126	1,162	1,198	1,234	1,265
	(2) 公共下水道人口〔人〕	3,649	3,667	3,680	3,691	3,702	3,713	3,724	3,735
	(3) 集落排水処理施設人口〔人〕	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)〔人〕	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 非水洗化人口〔人〕	326	279	230	183	136	89	42	0	
5. 計画処理区域外人口〔人〕	0	0	0	0	0	0	0	0	

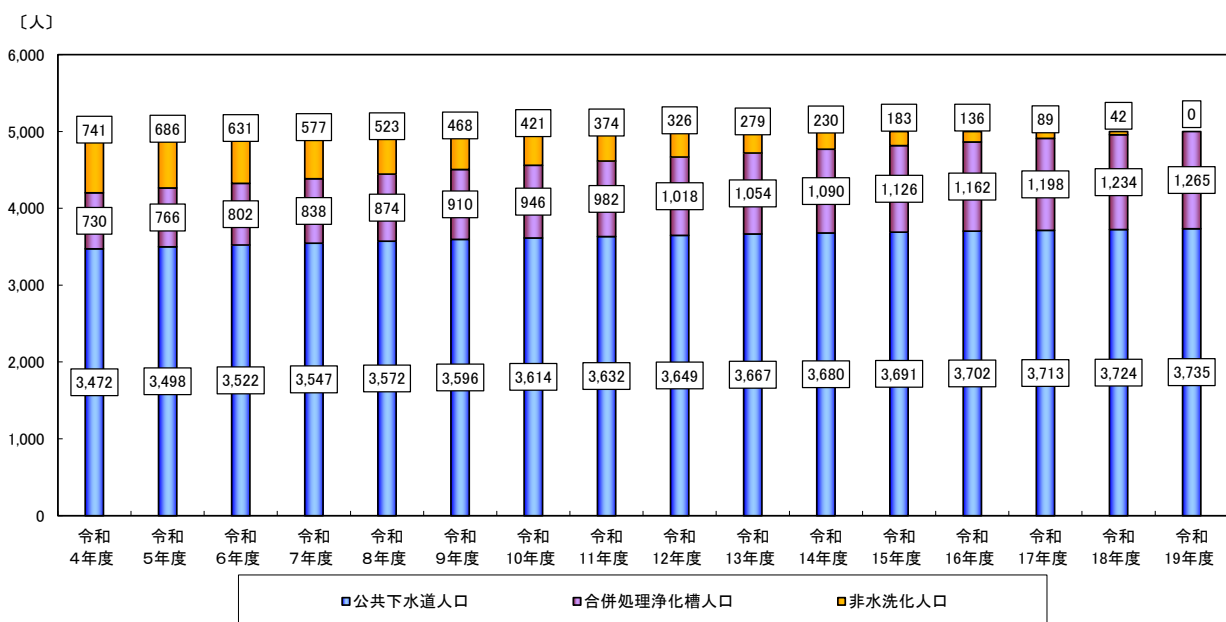


図3.2.2 生活排水処理形態別人口の推計

## 第7節 し尿・浄化槽汚泥等の処理計画

### 1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の推計

し尿・浄化槽汚泥の排出量の推計は、1人1日当たりの排出量（原単位）に収集人口の将来予測値を乗じて算出します。

し尿・浄化槽汚泥の原単位は、過去5年間の平均とします。

し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通しを表3.2.8及び図3.2.3に示します。

令和19年度において生活雑排水処理率100%を達成する計画であることから、し尿処理量がなくなる見込みです。

し尿・浄化槽汚泥原単位 計画値	し尿の原単位：3.557L/人・日 浄化槽汚泥の原単位：3.387L/人・日
--------------------	---

表3.2.8 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
し尿・浄化槽汚泥排出量[kL/年]	1,863	1,836	1,809	1,783	1,758	1,731	1,715	1,698
し尿[kL/年]	962	891	819	749	679	608	547	486
浄化槽汚泥[kL/年]	901	945	990	1,034	1,079	1,123	1,168	1,212
項目	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
し尿・浄化槽汚泥排出量[kL/年]	1,679	1,663	1,644	1,628	1,611	1,595	1,578	1,561
し尿[kL/年]	423	362	299	238	177	116	55	0
浄化槽汚泥[kL/年]	1,256	1,301	1,345	1,390	1,434	1,479	1,523	1,561

※浄化槽汚泥量は、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の合計量です。

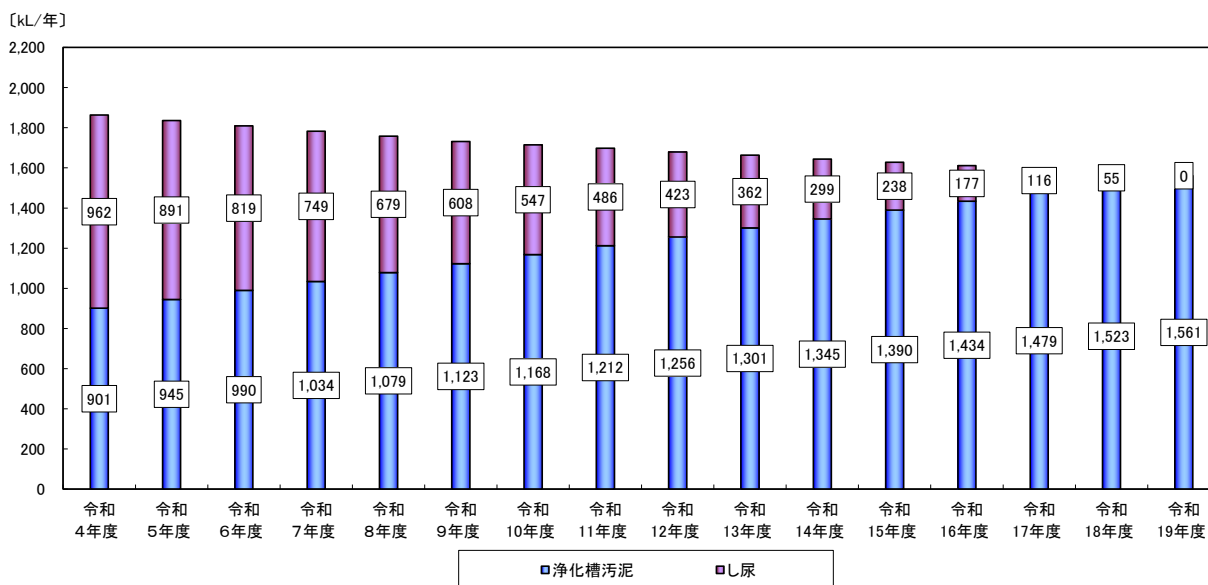


図3.2.3 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計

### 3. 収集・運搬計画

#### (1) 計画収集区域

計画収集区域は、現状どおり町の全行政区域とします。

#### (2) 収集・運搬体制

収集・運搬体制は、現状の体制を維持します。

表 3. 2. 9 し尿・浄化槽汚泥等の収集・運搬体制

区 分	収集頻度	収集・運搬車両	収集・運搬
し尿	随時申込	バキューム車	許可業者
浄化槽汚泥		バキューム車	

#### (3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬量は、現状どおり排出量の全量とします（「1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の推計（P98）」を参照のこと）。

### 4. 中間処理計画

#### (1) 中間処理の方法

現状の中間処理システムを継続し、十勝川流域下水道浄化センターで適正処理を推進します。

#### (2) 中間処理量

中間処理量は、現状どおり、し尿、浄化槽汚泥の排出量の全量とします（「1. し尿・浄化槽汚泥の排出量の推計（P98）」を参照のこと）。

## 第8節 計画目標年次における生活排水処理フロー

令和19年度における生活排水処理フローを図3.2.4に示します。

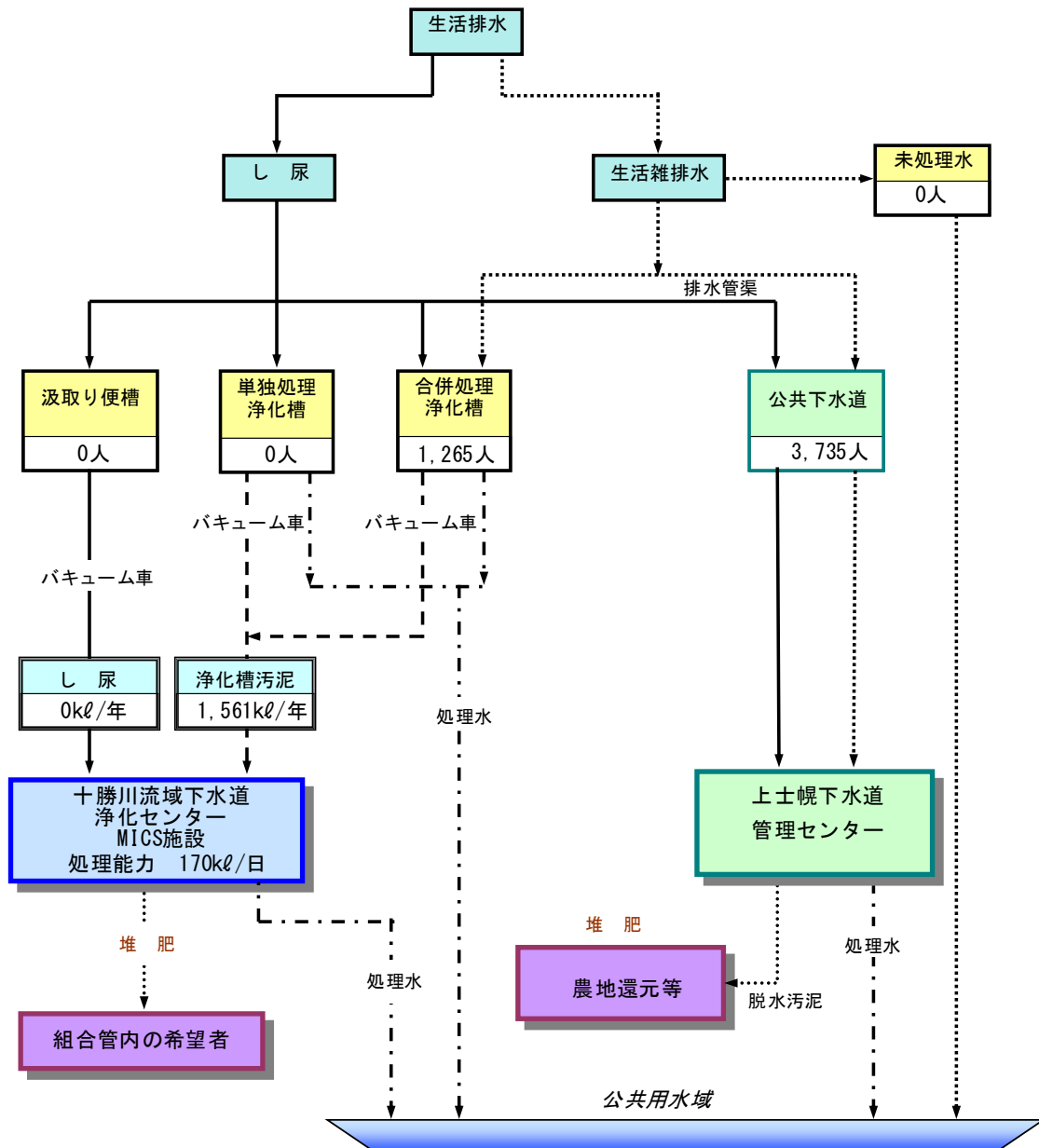


図3.2.4 生活排水処理フロー（令和19年度）



# ごみの減量・資源化に関するアンケート調査結果

## 1. 調査概要

### 1-1 調査の目的

町民、町内事業所のごみの減量・資源化に対する関心、実際に取り組んでいる内容等について調査を行い、ニーズや行政への要望等を把握しました。

調査結果は、本町の一般廃棄物処理基本計画を策定するための基礎資料とします。

### 1-2 調査対象、調査期間

町民1,000名、町内159事業所を対象とし、Web による調査(調査案内文に貼付した QR コードを読み取り、Web 上で回答いただく方法)と郵送による調査を併用しました。

調査期間は以下のとおりです。

調査開始日 令和4年10月19日(水)

回答締切日 令和4年11月 9日(水)

### 1-3 回収率

調査対象1,000名に対して、379件の回答をいただき、回収率は37.9%となりました。そのうち、郵送による回答は280件、Web による回答は99件ありました。

また、調査対象159事業所に対して、71件の回答をいただき、回収率は約44.7%となりました。そのうち、郵送による回答は46件、Web による回答は25件ありました。

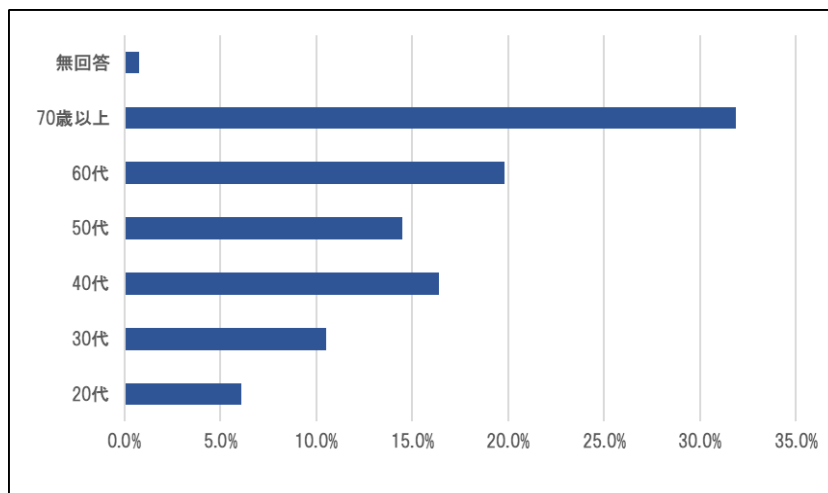
## 2. 調査結果

### 【町民アンケート】

#### 2-1-1 属性

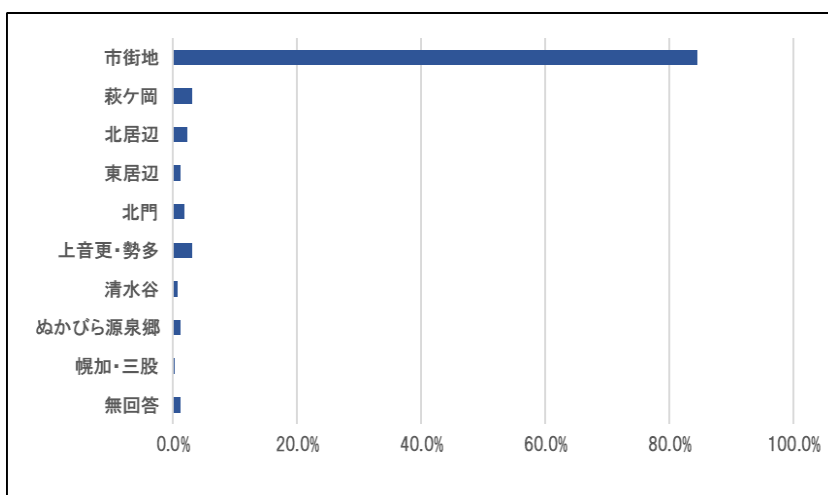
##### (1)年代

回答者の年齢層は、「70歳以上」(31.9%)が最も多く、次いで「60代」(19.8%)、「40代」(16.4%)、「50代」(14.5%)、「30代」(10.6%)、「20代」(6.1%)となっています。



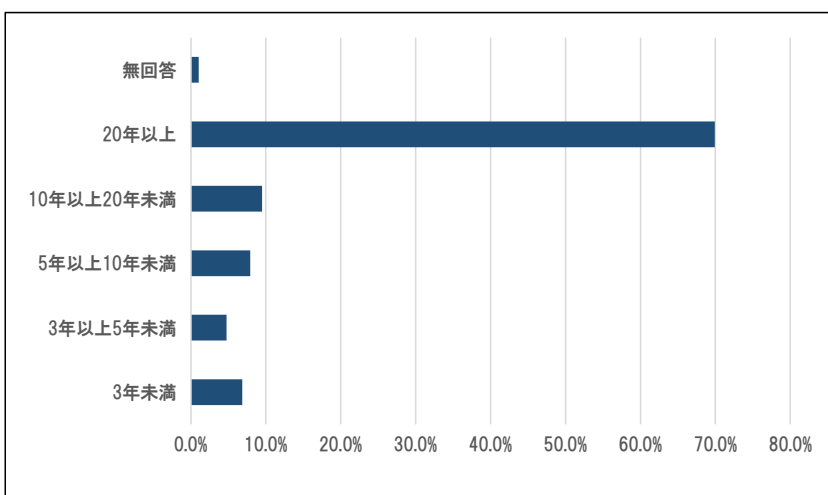
##### (2)地域

回答者の居住地は、「市街地」(84.4%)が最も多く、大半を占めています。



##### (3)居住年数

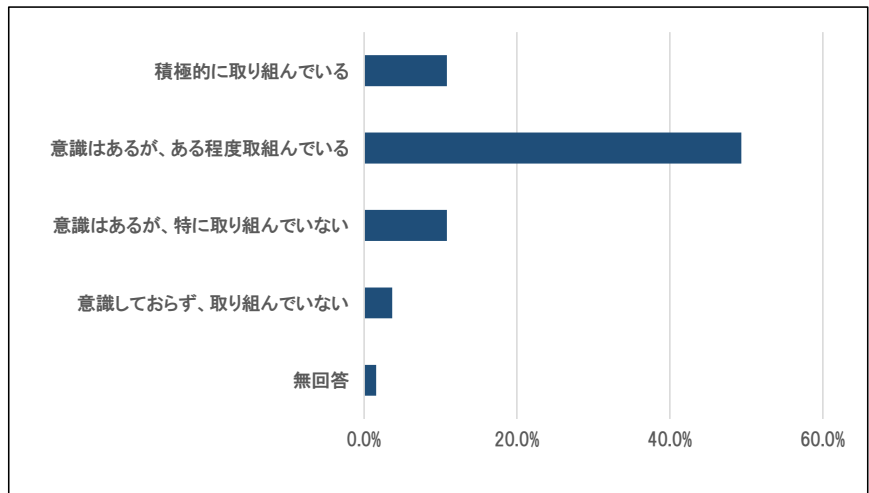
回答者の居住年数は、「20年以上」(69.9%)が最も多く、約7割を占めています。



## 2-1-2 ごみの減量・資源化に関する設問への回答

問1 日頃からごみの減量や資源化に取り組んでいますか。当てはまるものを1つお選びください。

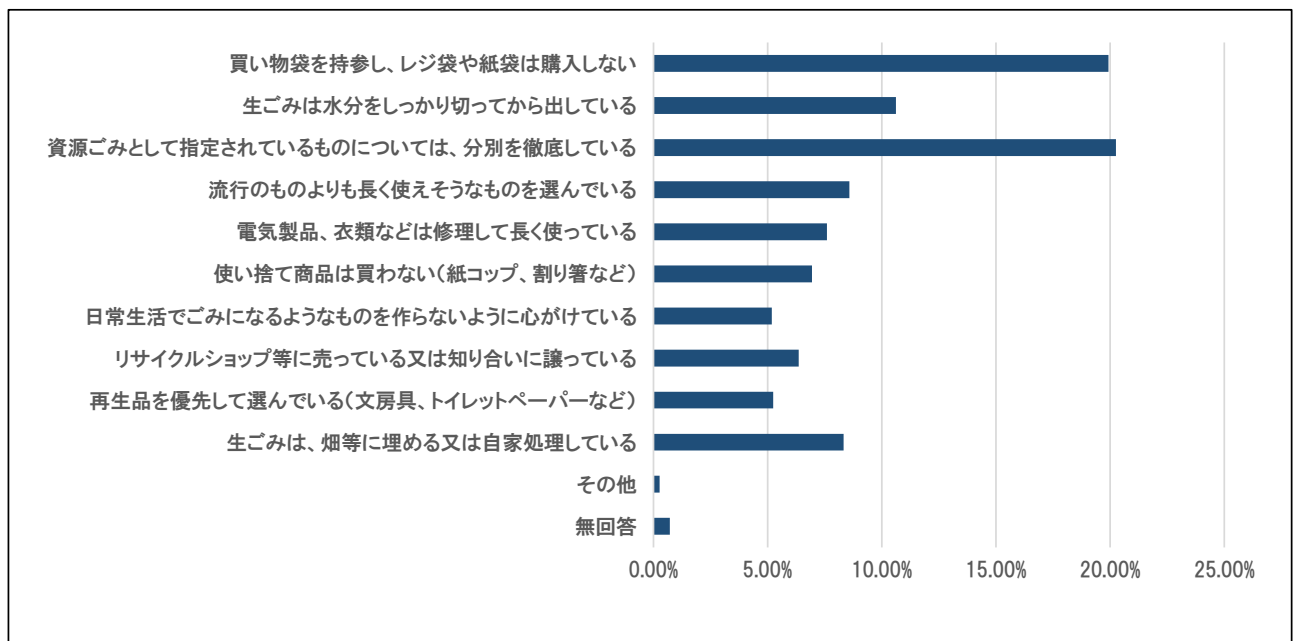
「ごみの減量や資源化についての意識はあるが、ある程度しか取り組めていない」(49.3%)が最も多く、次いで「積極的にごみの減量や資源化に取り組んでいる」(34.6%)と多くなっており、大半について意識が高いと見受けられます。



問2 ごみの減量や資源化について気を付けていることはありますか。当てはまるものを全てお選びください。

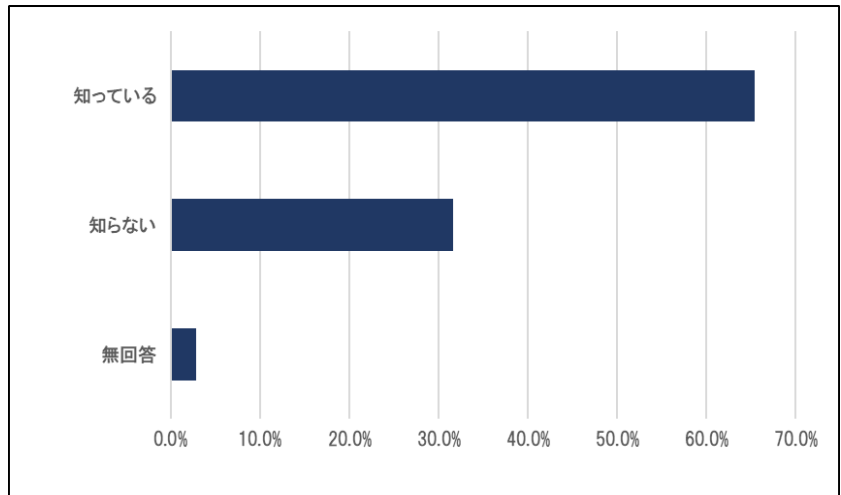
「資源ごみとして指定されているものについては、分別を徹底している」(20.2%)が最も多く、次いで「買い物袋を持参し、レジ袋や紙袋は購入しない」(19.9%)、「生ごみは水分をしっかりと切ってから出している」(10.6%)が多くなっています。

また、その他として「コンポスト助成金があれば利用したい」という意見がありました。



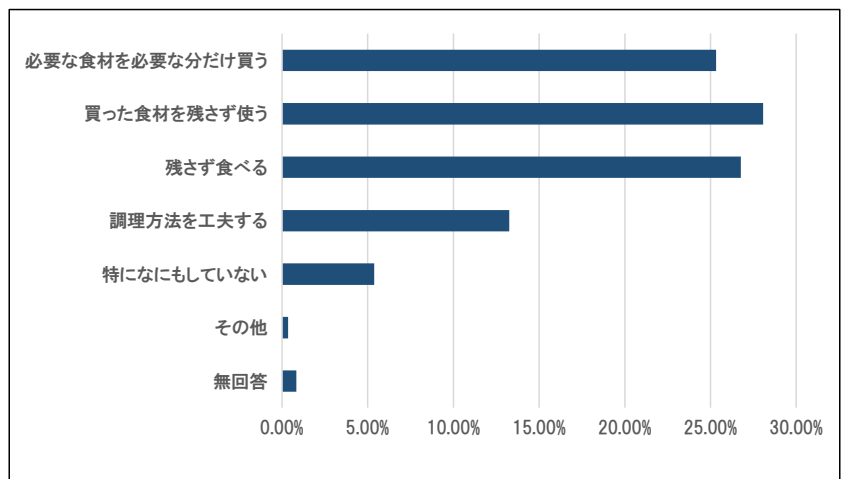
問3 ごみの3R[リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)]という言葉を知っていますか。当てはまるものを1つお選びください。

「知っている」が65.4%、「知らない」が31.7%、「無回答」が2.9%となっています。



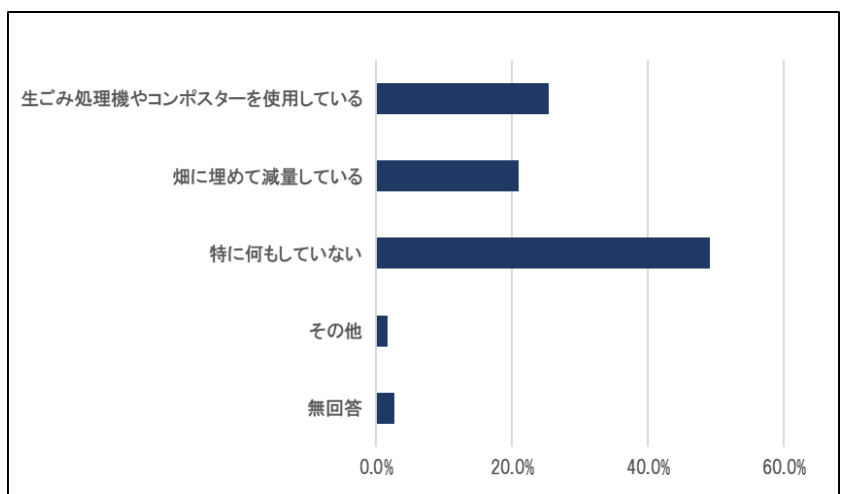
問4 生ごみの減量について実施していることはありますか。当てはまるものを全てお選びください。

「買った食材を残さず使う」(28.1%)が最も多く、次いで「残さず食べる」(26.8%)、「必要な食材を必要な分だけ買う」(25.3%)が多くなっております。



問5 生ごみの資源化について実施していることはありますか。当てはまるものを全てお選びください。

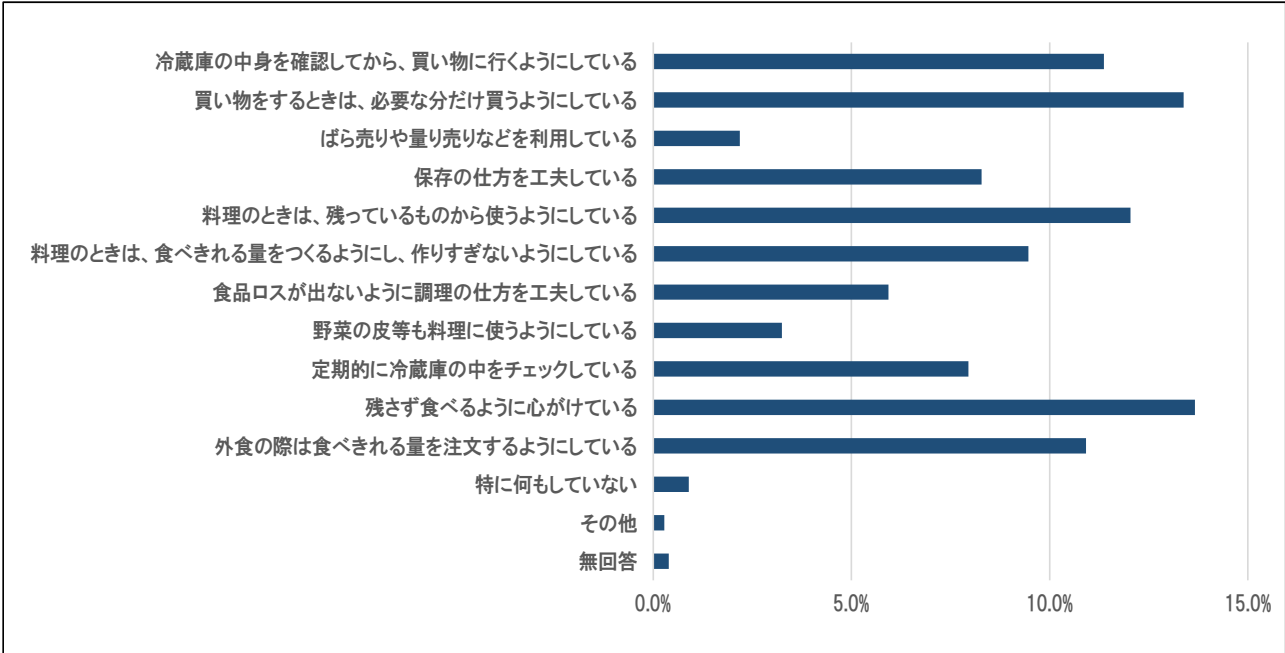
「特に何もしていない」(49.2%)が最も多く、次いで「生ごみ処理機やコンポスターを使用している」(25.5%)、「畑に埋めて減量している」(21.1%)となっており、約半数が生ごみに対する堆肥化、減容化に取り組んでいない事が見受けられます。また、その他として「水切りして小さくして処分」、「堆肥にまぜる」等の意見もありました。



問6 食品や食材がごみにならないように気を付けていることはありますか。当てはまるものを全てお選びください。

「残さず食べるように心がけている」(13.7%)が最も多く、次いで「買い物をするときは、必要な分だけ買うようにしている」(13.4%)、「料理のときは、残っているものから使うようにしている」(12.0%)、「冷蔵庫の中身を確認してから、買い物に行くようにしている」(11.4%)、「外食の際は食べられる量を注文するようにしている」(10.9%)となっており、食品ロス削減の意識は高いと見受けられます。

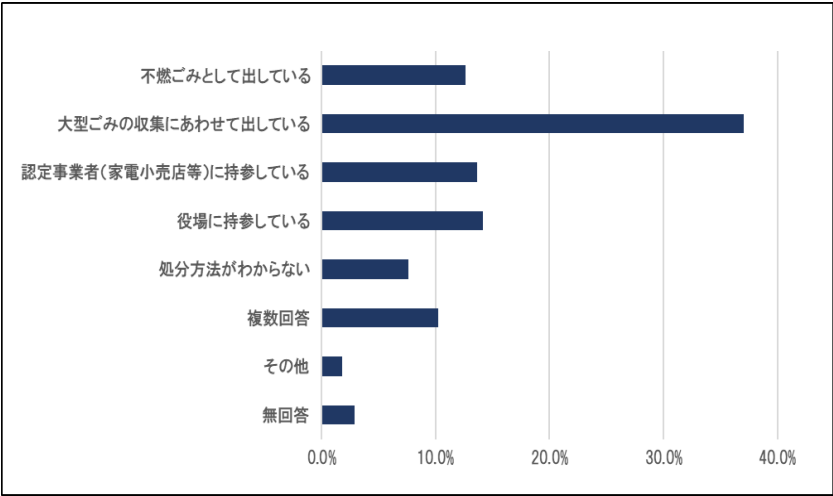
また、その他として「買いためはしない」、「品物が無くなったものは順にメモしておき、買う物が多くなった時に買いに行く」等の意見もありました。



問7 小型家電の処分をどのようにしていますか。当てはまるものを1つお選びください。

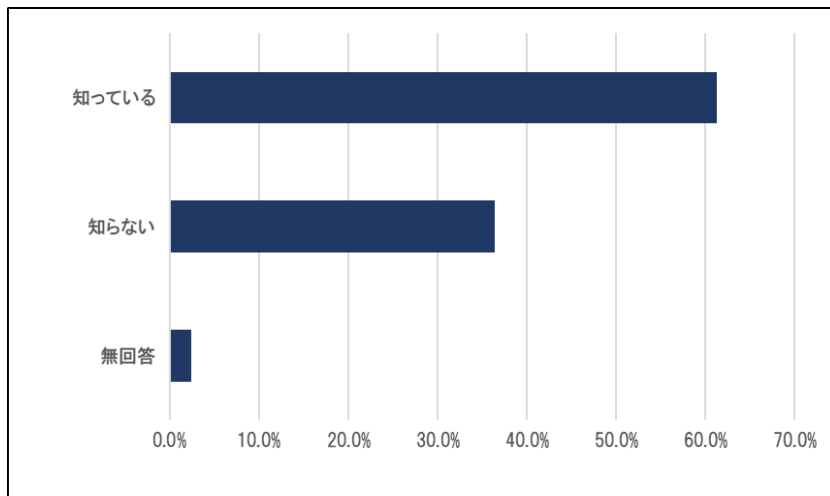
「大型ごみの収集にあわせて出している」(37.0%)が最も多く、次いで「役場に持参している」(14.2%)、「認定事業者(家電小売店等)に持参している」(13.6%)、「不燃ごみとして出している」(12.6%)、となっています。

また、複数回答が38件あり、その中で「大型ごみの収集にあわせて出している」、「役場に持参している」と回答しているのが10件あります。



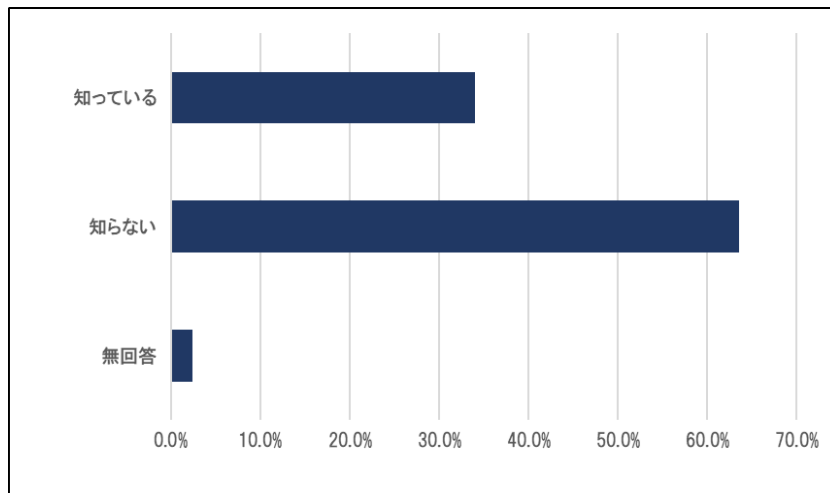
問8 町では、小型家電のリサイクルに取り組んでおり、無料で回収していますが、ご存知ですか。当てはまるものを1つお選びください。

「知っている」が61.2%、「知らない」が36.4%、「無回答」が2.4%となっています。



問9 2022年(令和4年)4月1日より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されましたがご存知ですか。当てはまるものを1つお選びください。

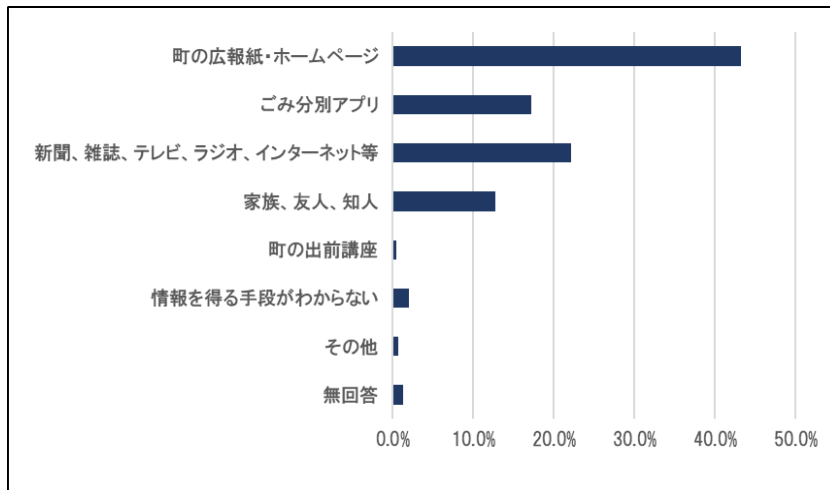
「知らない」が63.6%、「知っている」が34.0%、「無回答」が2.4%となっています。



問10 ごみの減量や資源化など、ごみに関する知識や情報は、どのようなものから得られていますか。当てはまるものをすべてお選びください。

「町の広報紙・ホームページ」(43.2%)が最も多く、次いで「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等」(22.2%)、「ごみ分別アプリ」(17.2%)となっています。

回答のあった町民の約7割が「町の広報紙・ホームページ」と回答しています。



問11 ごみの減量・資源化に関する町の取り組みに関して、ご意見があれば自由にご記入ください。

次のような意見が出されています。

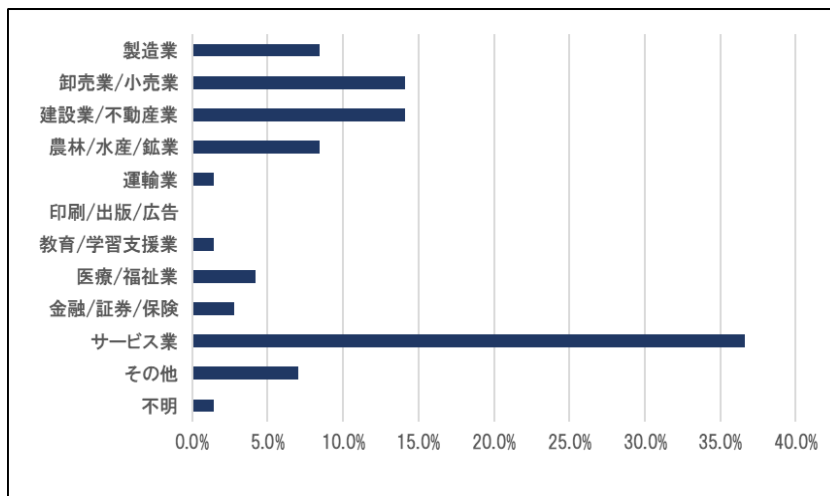
- ①袋代を安くしてほしい。
- ②資源ゴミの回収が2週に1度では、一度の量が多く指定日前に出す方もおり、ゴミボックスが一杯になっており動物に荒らされて汚くなっていることもあり、困る。  
また、規定外でゴミを出している方もおり、2ヶ月、3ヶ月とゴミボックスに残っており、出した人を特定するなどは難しいが、回収そして再度分別を促すような取り組みをしてほしい。
- ③山を循環している資源ごみの出す日程の数をすこし増やしてほしいです。
- ④大型ごみの収集をもう一度ぐらい増やしてほしい。
- ⑤資源ゴミとして回収されている状況の中、再生状況等の情報が全く伝わってこない！！
- ⑥小型家電を役場で無料回収しているなら、もっと気軽に持ち込みやすくしてほしい。  
役場のどこに持って行って、どこに声をかけるのかわからない。
- ⑦町の何カ所かにリサイクルセンターを作り、資源ゴミ回収に協力したらポイントが貰えるようにしたらよいと思う。(プラスチック、新聞紙、缶、紙、ダンボール、アルミ、布など。)  
子供の衣服などリサイクル⇒もらえるポイント等商品券に交換できるとか。
- ⑧町の中心部に回収BOXをおいては？！生協のように  
資源ゴミの回収が2週間に1度だと分別して保管する場所が各家庭にはないため、分別が難しいと思います。なので、回収BOXをおく。
- ⑨食品ロス削減についての取り組みにとっても関心があります。  
(事例)
  - ・食べ残すことがないよう作る量を考える。
  - ・野菜など以前は皮をむいて食べていたが、皮と実の間が一番栄養価が(根菜)高いと知ってからは、皮も食べるようになりました。(生ゴミの削減)
  - ・冷凍保存の知識を学んでいると、意外と冷凍できるものは多くあり、保存がきく・・・腐らして捨てることなく食べることができます。  
多くの皆さんにこういった知識も広まっていくとよいと思います。
- ⑩町の取り組みについて関係はありませんが、食糧品はもとより何を買って来ても必要のないプラスチックが大量に出ます。  
企業や販売元が取り組まないと、私たちが買い物をする事をやめないといけません。  
宅地が広く野菜等を作る事が出来れば良いのですが。

## 【事業所アンケート】

### 2-2-1 属性

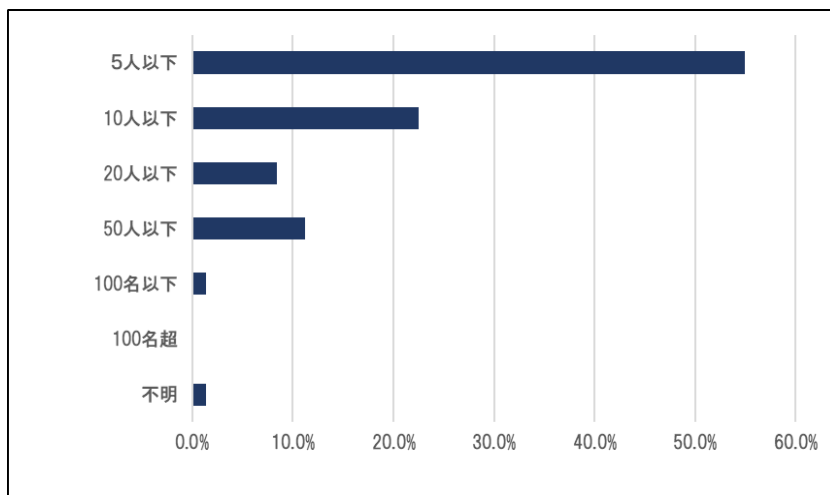
#### (1) 事業所の業種

回答事業所の業種は、「サービス業」(36.6%)と最も多く、次いで「卸売業/小売業」(15.2%)、「建設業/不動産業」(15.2%)となっています。



#### (2) 従業員数

回答事業所の従業員数は、「5人以下」(54.9%)と最も多く、次いで「10人以下」(22.5%)、「50人以下」(11.3%)となっています。

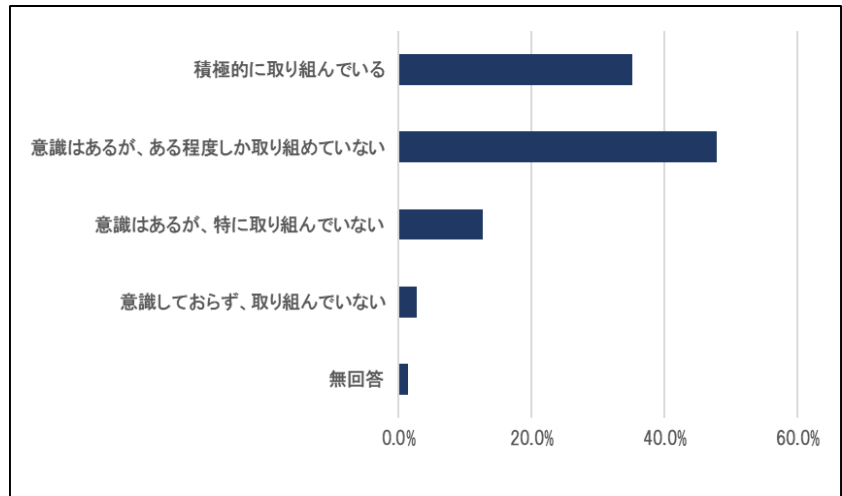




## 2-2-2 ごみの減量・資源化に関する設問への回答

問1 日頃からごみの減量や資源化に取り組んでいますか。当てはまるものを1つお選びください。

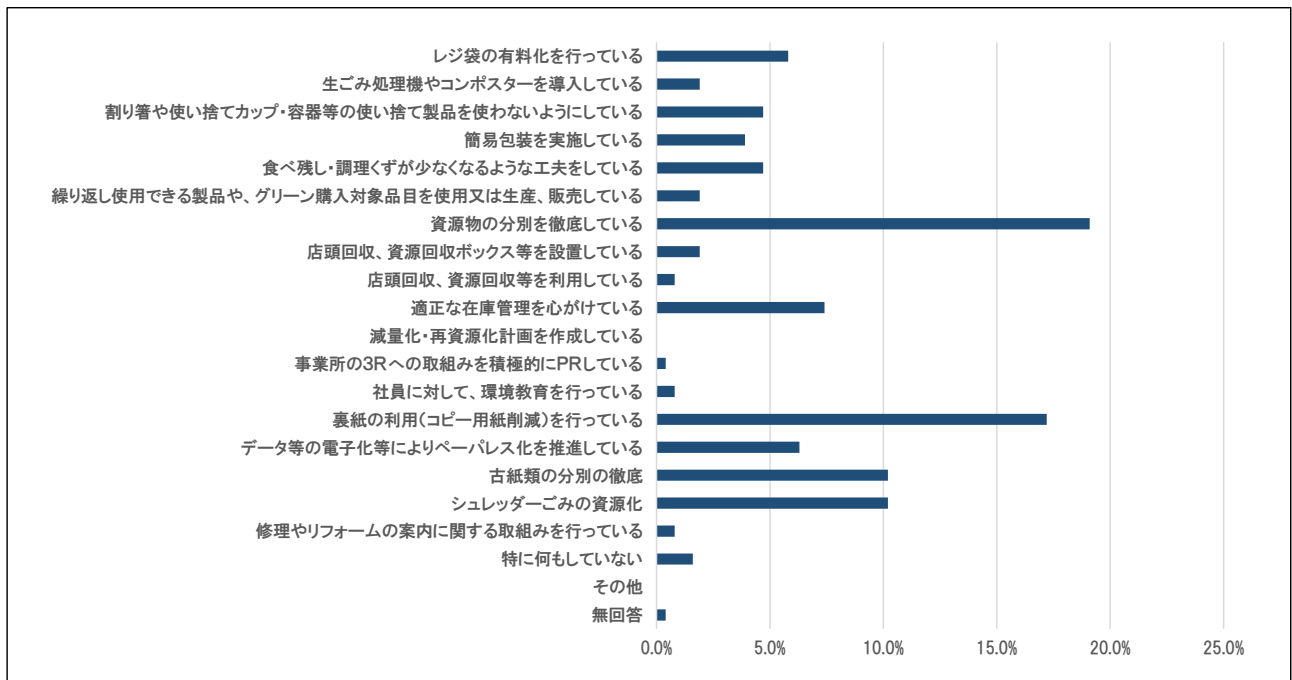
「ごみの減量や資源化についての意識はあるが、ある程度しか取り組めていない」(47.9%)が最も多く、次いで「積極的にごみの減量や資源化に取り組んでいる」(35.2%)と多くなっており、大半について意識が高いと見受けられます。



問2 ごみの減量や資源化について取り組んでいることはありますか。当てはまるものを全てお選びください。

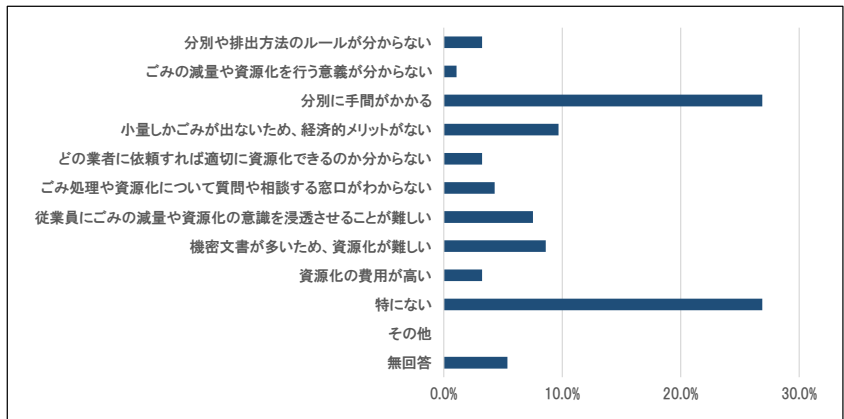
「資源物の分別を徹底している」(19.1%)が最も多く、次いで「裏紙の利用(コピー用紙削減)を行っている」(17.2%)、「古紙類の分別の徹底」(10.2%)、「シュレッダーごみの資源化」(10.2%)が多くなっています。

回答のあった事業所の約7割が「資源物の分別を徹底している」と回答しています。



問3 あなたの事業所で、ごみの減量や資源化を進めていくうえで問題点は何だと思いますか。当てはまるものをすべてお選びください。

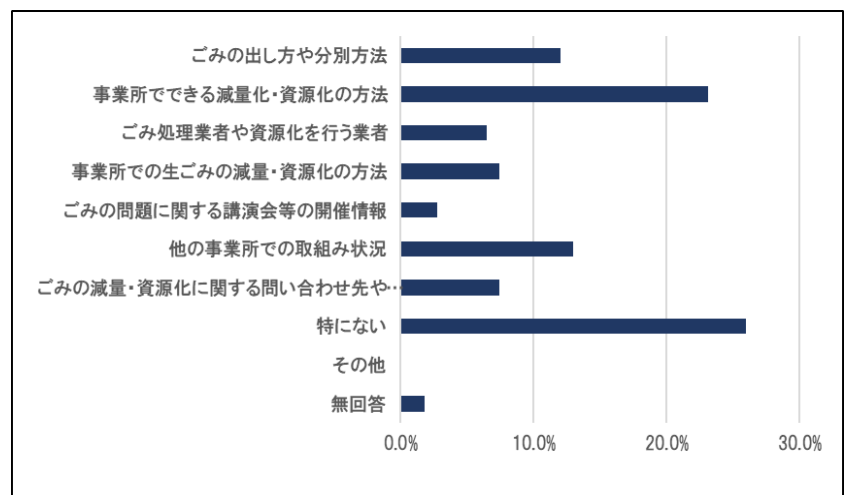
「特にない」(26.9%)と「分別に手間がかかる」(26.9%)が同数で最も多くなっています。



問4 あなたの事業所で、ごみの減量や資源化に関して知りたい情報は何ですか。当てはまるものをすべてお選びください。

「特にない」(25.9%)が最も多く、次いで「事業所でできる減量化・資源化の方法」(23.1%)、「他の事業所での取り組み状況」(13.0%)、「ごみの出し方や分別方法」(12.0%)が多くなっています。

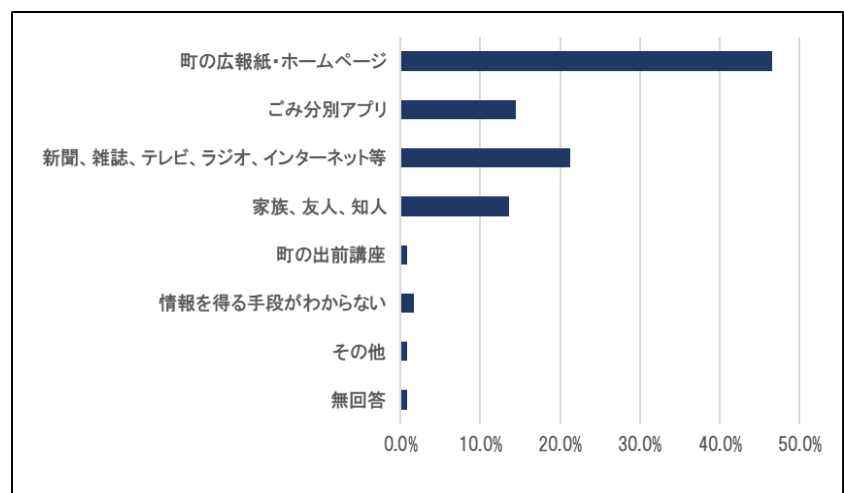
回答のあった事業所の約4割が「特にない」と回答しています。



問5 ごみの減量や資源化など、ごみに関する知識や情報は、どのようなものから得られていますか。当てはまるものをすべてお選びください。

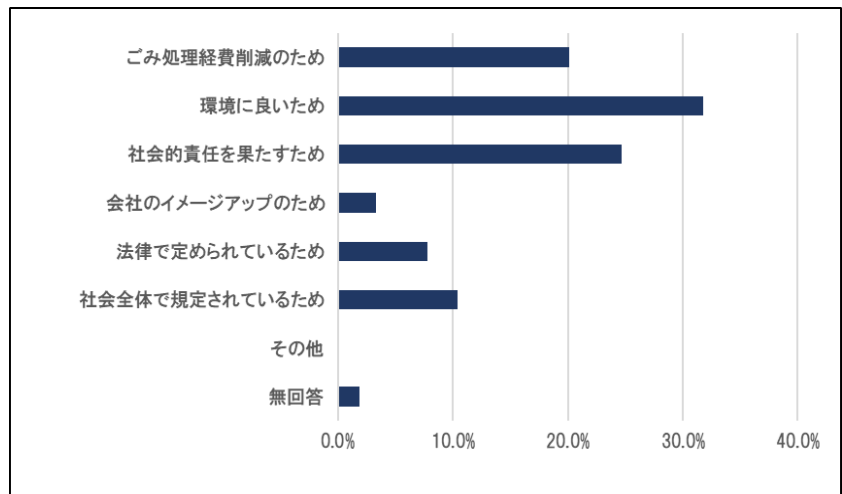
「町の広報紙・ホームページ」(46.6%)が最も多く、次いで「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等」(21.2%)、「ごみ分別アプリ」(14.5%)、「家族、友人、知人」(13.6%)となっています。

回答のあった事業所の約8割が「町の広報紙・ホームページ」と回答しています。



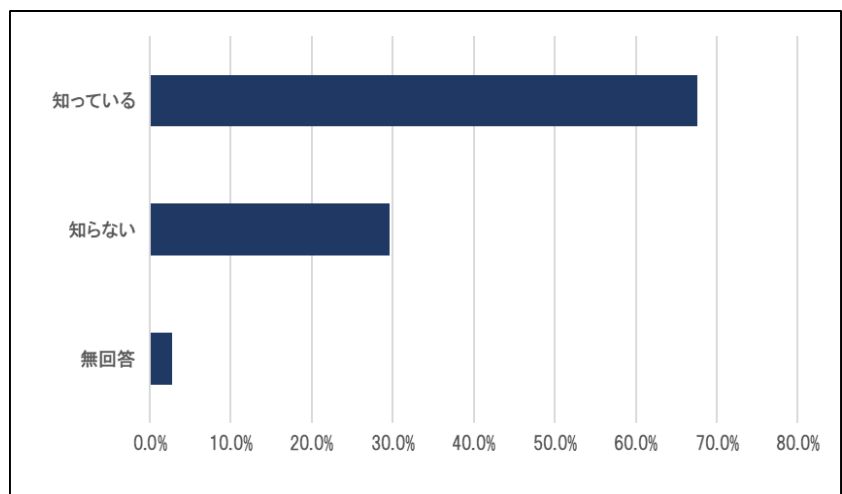
問6 ごみの減量や資源化に取り組む理由は何ですか。当てはまるものをすべてお選びください。

「環境に良いため」(31.8%)が最も多く、次いで「社会的責任を果たすため」(24.7%)、「ごみ処理経費削減のため」(20.1%)が多くなっています。



問7 ごみの3R[リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)]という言葉を知っていますか。当てはまるものを1つお選びください。

「知っている」が67.6%、「知らない」が29.6%、「無回答」が2.8%となっています。



問8 食品や食材がごみにならないように取り組んでいることはありますか。あれば、ご記入ください。

次のような意見が出されています。

①在庫管理をきちんとしている。

スープ出しの残渣は、動物、にわたりの餌として知人にあげている。

②プラ容器等は、汚れを除去している。

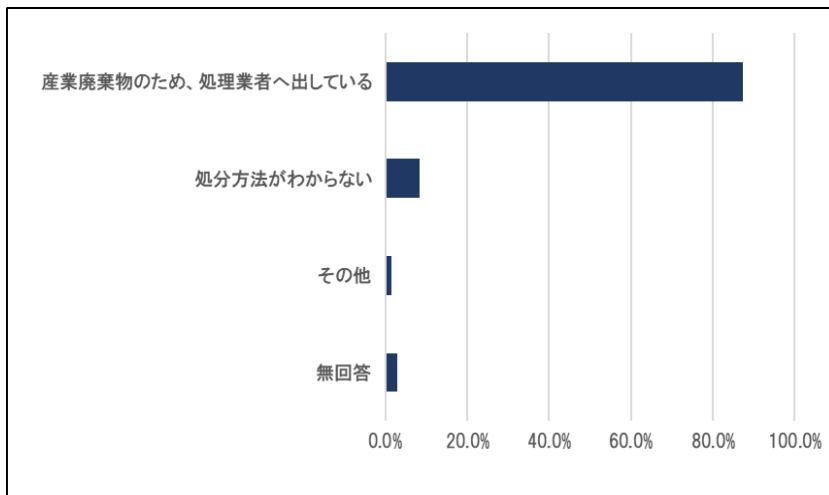
ペットボトルの資源化。

食品の包装紙は、資源としている。

③売れ残りを廃棄する事を減らすために、割引等をおこなっている。

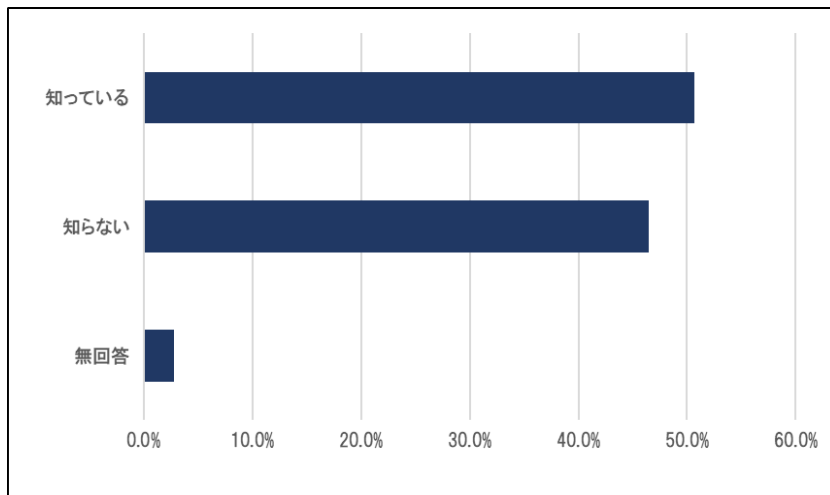
問9 小型家電の処分をどのようにしていますか。当てはまるものを1つお選びください。

「産業廃棄物のため、処理業者へ出している」が87.3%と約9割弱を占めています。



問10 2022年(令和4年)4月1日より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されましたがご存知ですか。当てはまるものを1つお選びください。

「知っている」が50.7%、「知らない」が46.5%、「無回答」が2.8%となっています。



問11 ごみの減量・資源化に関する町の取り組みに関して、ご意見があれば自由にご記入ください。

次のような意見が出されています。

- ①高齢化、1人暮らし、認知症の方の増加により、分別が出来ない、分からなくなっている方も見受けられます。今後は、サポート支援が必要な人が増えていくと予想されます。その対策が急がれると思います。
  - ・ゴミ屋敷へつながる
  - ・ゴミが置き去りにされる etc
- ②上土幌町では、帯広、音更に比べ、資源ゴミ回収が少ないので、音更町ホームックにあるような「リサイクルステーション」や「循環コンビニ24」のような施設があると助かります。
- ③ごみ処理場の使用限界を随時発信！